

ソロ (Solo)

南洋商會支店 カタンダン 田中懐徳
 同 チョウユダン 西田充喜
 小川支店 カタンダン 前田仲三
 雜貨、理髮 中村富五郎
 バナマ帽製造 オールスタラート 又吉武俊
 雜貨 ワロンボロン 又吉武雄

ジヨクジャ (Djaqja)

富士洋行 澤部磨礎男
 南洋商會支店 同 新見廣保
 野村洋行 同 關根四男司

ケデリー (Kediri Toeloengagoeng)

千代喜商會 貨自動車、雜 高田繁男
 雜貨 佐々木房次郎

寫真

貨真

山田今朝太郎
 吉田正策
 山崎國三郎
 中野忠次郎
 大津福次郎
 尾本文治
 播磨勇吉
 原田吉太郎
 若林常次郎

其の他の地方

大和商會 バンロアン 酒 井
 南洋商會支店 ボロボリン 小 林
 雜 同 尾崎
 同 シエンパン 酒 井
 同 同 永野
 同 同 吉田

同 同 同 同 同
 同 同 同 同 同
 同 同 同 同 同
 同 同 同 同 同

六、スマトラ島の部

在東海岸州日本人戸口(一九一七年五月現在)

州別	戸數	人口	合計	夫
セルダン州	二	女男	五七	
バダン及ベダゲイ州	二		七三	一〇〇
ミメルゲン州	〇		一九	三
アサハン州	三		五五	八
デリー州	九		一七	三五
ランカッ州	五		一七	三四
合計	二〇		三〇五	八七

在日本人職業名錄

備考 デリー州の内メダグ市の戸口は、戸數七十九戸、男一四五人女二三八人なり。
 在東海岸州日本人國別人口(一九一七年五月現在)

國別	男	女	計
山	六	一	七
鹿兒島	一	一	二
熊本	二	一	三
熊	八	三	一一
長崎	一〇	三	一三
佐賀	五	一	六
和歌山	三	一	四
福岡	二	一	三
大分	五	一	六
高知	一	〇	一
三重	四	三	七

在日本人職業名錄

藝	無	潛	漁	機	僧	店	職業	一九一六年邦人旅行者の東海岸州來去一覽	合	不	群	山
錢	錢	水	業	械	侶	員	男女別		計	明	馬	梨
旅	旅	夫	業	職	侶	員	男	三〇九	四	〇	一	
人	人	二	二	二	四	八	女	五七二	一六	一	〇	
八	八	四	二	二	四	八	合計	八八一	二〇	一	一	
二	二	四	二	二	四	八	男					
四	四	二	二	二	四	八	女					
六	六						往					
一	一						合計					
寫	自	活	畫	神	水	商	新聞	孤	職	刑	神	會
真	動	動	家	社	夫	人	雜誌	兒	業	事	職	社
業	車	寫	家	寄	夫	人	記者	院	不	被	員	員
六	業	真	一	附	一	三	者	出	明	告	九	員
一	三	社	一	勸	一	三	六	張	四	人	一	員
一	一	備	一	誘	一	三	一	員	三	五	一	一
三	一	人	一	員	一	三	六	二	六	五	一	一
一	一	一	一	一	一	三	六	二	六	五	一	一
一	一	一	一	一	一	三	六	二	六	五	一	一
一	一	一	一	一	一	三	六	二	六	五	一	一

茨	德	新	愛	靜	岐	秋	埼	山	廣	神	東	島	南
城	島	潟	媛	岡	阜	田	玉	形	島	奈	京	根	洋
五	一	二	二	〇	一	一	二	一	六	五	二	一	要
〇	三	三	一	二	二	〇	〇	一	五	四	一	六	覽
五	四	五	三	二	三	一	二	二	一	九	四	七	
大	長	愛	福	鳥	千	岡	富	福	香	京	兵	岩	
阪	野	知	井	取	葉	山	山	島	川	都	庫	手	
一	一	一	二	一	三	五	三	三	〇	九	七	一	
二	〇	一	〇	〇	〇	四	〇	〇	二	五	六	〇	
一	一	二	二	一	三	九	三	三	一	四	三	一	

朝鮮人賣藥商 四

農夫 一

官吏 一

同 永野正七

同

メダン市

日蘇貿易株式會社

竹内計太郎

興業師 二

一

同

同

山川定一

視察員 五

一

同

同

成瀬政次郎

理髮師 二

一

同

同

長澤政太郎

菓子商 四

一

同

同

竹内計太郎

旅宿業 一

一

同

同

樋口寅雄

外人妾 一

一

同

同

松崎虎之助

總計 三三

三

三三

同

山崎敏之

三三

三

三三

同

八木

三三

三

三三

同

生木久三郎

三三

三

三三

同

吉川初五郎

三三

三

三三

同

旗田益雄

三三

三

三三

同

原島貞吉

スマトラ日本人會(會員數四百〇五名)

(大正六、五月現在)

會頭 旗田益雄
副會頭 山崎敏之
幹事 原島貞吉 同 山崎助

旭寫真館
ホテル及金物店
髮

宮口竹三郎

賣藥 田中重之助

雜貨 山崎助

三國商會(食料品、雜貨)

大和 柴田十郎

大工 右成竹次郎

大工 本島友保

雜貨 東龍太郎

賣藥 八木マサ

藤崎寫真館

齒科 池田勇之進

賣藥 藤崎市郎

龍甲細工

柔道 松多助

理髮 關常太郎

同 鮫島貫香

同 天野一貫

同 中島兼吉

同 島村八十吉

同 林田わか

同 長崎ホテル

同 ヨコハマホテル

同

同

同

同

同

同

同

同

同

金尾みつ

大塚モモエ

山村おあさ

本島勸吉

國松文次郎

須賀克己

松森市松

龜井ちよ

溝部おはな

松下おかと

島谷貴藏

平岡四郎

谷口おたつ

川下伊八郎

長門おいね

徳永八百八

増山あさの

平江順

ホテ
雑貨、ホテル
ドクトル
洗濯
寫真業
古物商
藥房、入國調査囑託
理髮店
日本寫真館
寫真館
タカミ號寫真館
■パンカ
大西藥房藥、雜貨
日本ホテル雜貨
愛宕寫真館
菓子
■テピンテンギ (Tebingtinggi)
鳥井ヤサ
柿本茂
吉田喜一郎
宮口繁松
永野幸太郎
東岡龜久
小畑丹造
龜井才一
井上仁作
濱田松太郎
每熊亮一
大西快三
小川房
磯村勝
鈴木新太郎
テピンテンギ支部委員
山下源太郎 宮崎貞吉
川口常吉 長野富壽郎
シスターホテル
理髮、雜貨
日の出寫真館
南洋藥房
菓子店
雜貨店
賣藥所
馬場製綱所
齒科
賣藥店
珈琲店
同業
洗濯業
緒方重次
山下源太郎
長野富壽郎
緒方重次
池田和助
川口常吉
飯田ナカ
竹下理一
宮崎貞吉
馬場虎次郎
山本吉藏
但馬房一
野口千代
岡田さよ
高橋ふと
岩下又吉

シヤンタル (Siantar)

支部長
平野鷹次
平野鷹次
福地勝太郎
尾崎龜吉
紅床長治郎
春原好數
豐田菊枝
佐久間昇
錦戸ナヲ
川畑篤麿
■キサラン
コダク寫真館(キサランホテル)河野倉治
ミカド寫真館
賣藥
洗濯
■パンゼイ (T. Tang Kat)
栗原貢
竹内勸次郎
諸戸清男
賣藥
洗濯
■ダンジョンバレー (Tandjong-Balei)
藤田菓子店 珈琲
藤田熊太郎
隅田龜吉
山田作太郎
山川定一
福島智
松本福松
山上八三
松本福松
松本福松
池田武雄

在日本人職業名錄

藥品及賣藥
今宮商店 雜貨

今井勝喜
今泉甲子郎

ホテル及寫眞
ホテル

石井萬吉
倉田五郎

■ シュンパンテカ (ベルボンガン)

■ コーラシユンパン

自働車

大堀武男

寫眞

重松潔

洗滌 珈琲

佐藤丈吉

廣田商會 雜貨

廣田光治

ホテル 珈琲

竹下シキ

東京ホテル

佐伯秀次郎

■ バンカラ、ブランダン (Pangkalan-Berandan)

■ ランサ

(Pangkalan-Berandan)

ランサホテル

中田商店 雜貨、賣藥

中田信吉

今井商店 雜貨、賣藥

水町政市

東郷藥店 雜貨、藥

野川榮次郎

■ パレンバン

今井伊勢治

日本ホテル 雜貨

山川新十郎

パレンバン日本人會 (大正六年二月現在)

平本仁作

會員、百三人、内男六十一人、女四十二人

會長 登本九郎八 副會頭 山田清七

幹事 植本泰吉 同 中林修吉

同 鈴木福光 同 野本榮太郎

同 石田貞右衛門 同 宮畑清一

同 及賣藥 登本九郎八

同 同 宮崎松之助

同 同 糸川精七

同 同 野村榮太郎

永池商店 雜貨 永池武平

島田商店 雜貨 島田チホ

同 同 梅森雪男

同 同 山田清七

大和寫眞館 醫 宮畑清一

日本旅館 中林修吉

高山ホテル 高山寅三郎

理髮業 植本泰吉

朝日ビル特賣 釘田常造

七、比律賓群島の部

■ モントク

沖田忠敬

雜貨

珈琲店

雜貨

雜貨

鈴木福光

管野太三郎

浦田杉松

石田貞右衛門

宮川森藏

八木仲造

磯崎長五郎

佐藤佐市

山本幾高

鈴木夏平

藤田秀五郎

■ マニラ市 (Manila)

在マニラ領事館 No. 776 Calle Iris Quiaro,

Manila, Philippin Island.

領事、六等二級正七、勳五、瑞 杉村 恆造
 書記生、五等 勳八、瑞 前原 藤一郎
 通譯生、六等 同 濱口 光雄
 三井物産マニラ出張所 並川 徳雄
 田川 商店 田川 森太郎
 太田興業會社出張所 同店支配人 鹽路 信一
 菓子製造 西原 和太郎
 伊藤忠合名會社支店 田中 寛
 松井 商會 雜、食料品 松井 國五郎
 福田 商店 雜、食料 森松 好之吉
 宮崎 ガーデン 新谷 武右衛門
 高橋 洋明堂 菓、玩具 高橋 精一

野口 商會 雜 野口 忠清
 岡部 醫院 主 岡部 賢三
 山田 硝子工場 山田 俊明
 神尾 寫真館 關 清吉
 關 ホテル 西川 旅館 關 久五郎
 旭 旅館 藤川 ホテル
 藤川 三治
 栗原 和三治
 岡田 三治
 藤川 兼三
 戸川 重男
 田頭 榮吉
 齋藤 彌太郎
 同 包 光
 江副 清重
 藤田 商店
 西村 商店
 住古 商店
 小川 修治

■ イロイロ (Iloilo)

甲斐田 商店 奥村 貞京
 山 峯 乙吉
 三 峯 乙吉
 榎本 ガーデン
 小林 商店
 岸本 商店
 横濱 商店
 青 山

富川 商店 主 宮川 伊之助
 同 富川 品一
 橋本 病院 長 橋本 善治
 同 前澤 賢一郎
 綿糸布、日米雜貨 村上 寅吉

八、ミンダナオ島栽培業者の部
 一、太田興業株式會社自營者
 社長 太田 作二郎
 副社長 大 成
 營業部長 猪 熊

■ オロンガッポ (Olongapo)

菓子製造、玩具 井ノ口 虎藏
 雜 貨 下國 恆次郎
 同 中川 孝之助
 雜、食料品 高澤 庄之助
 同 平田 千陽
 雜 宮崎 藤藏
 同 中田 兵太郎

縣名 姓 名 縣名 姓 名
 岡山 岡田 彌吉 岡山 桑田 修二
 同 松浦 政雄 福島 大槻 甚一

在日本人職業名錄

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

具志加那 金城之助 大嶺快牛 仲間福壽 新垣加那 仲間清進 城間德松 金城牛 安治富盛郎 伊藝平三 仲間勝一 樺嶺百政 赤嶺 金城保四郎 山城又吉 仲間龜助 金城幸重 仲間信榮

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

安里三郎 宜保 知花太郎 長嶺德十 宜保五郎 伊藝文二良 城間二松 金城政二郎 金城守義 神谷萬八 石原戶太 高嶺安德 玉城加那 翁長他信 翁長盛重 石川敏盛 宮城清榮

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

仲間孝助 高良三郎 島袋龜義 玉吉真中 當間龜吉 上原加那 玉城鍋福 比嘉三郎 瀨長龜 安治程清郎 安座利鍋 島袋利六 長嶺次良 玉城加那 大城加那 高良松 赤嶺武太 島袋大章

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

他流信二 高良清龜 城間清德 赤嶺松二 仲間大益 城間清忠 又吉大那 大城加那 真鏡龜 嶺鏡松 安治峯樽 新垣忠吉 玉吉牛 加數松 仲程實長 與那城藤助 真鏡幸牛 仲間幸榮

同沖繩 同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同 福島

當銘蒲戶 金城昌平 瀨戶喜三郎 角田治平 佐藤直治 河部喜次 角田藤左衛門 加藤文孫 管野米吉 佐藤米吉 武田并吉 澤井友喜 齋藤松吉 今福茂八 芳賀龜松 菱田七郎 大槻實 阿部利三郎

同沖繩 同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同 福島

安治富松二郎 島袋太郎 安部庄八 角田丑修 加藤丑藏 小澤千代吉 三保清藏 高畑民藏 加藤文長 遊佐松二郎 武田春吉 杉野嘉納 池上七之助 酒田利作 加藤友治 渡邊千代次 大槻武 管野善平

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

松川百森 金城龜 赤嶺蒲 上原三良 大嶺快牛 瑞慶長賀 金城武太 大城忠孝 新垣加那 福地祭連 富初平七 山城德助 當亦加那 比嘉加那 島袋龜 神谷樽 大城德十 宜野座軍平

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

照屋實信 新垣三吉 赤嶺安德 大城蒲助 前田長貞 瑞慶長那 照屋加那 上原加那 上原加那 翁永加那 島袋利七 波平庄六 平良次郎 宮城面牛 平良面戶 大城榮龜 大城三郎 長嶺三樽

佐賀	岐原	岐原	三原	同	同	同	同	岡	同	高	同	同	同	同	同	同	同	山口
賀	原	原	重	同	同	同	同	山	同	知	同	同	同	同	同	同	同	口
古賀	森下	笹原	暮	竹本	齋藤	加藤	高井	武市	小崎	松村	井上	藤本	尾中	福島	中村	重村	木村	
孫市	甚太郎	良太郎	春	孝雄	三四二	春三郎	政雄	信夫	峯一	梅一	梅吉	愛藏	右衛門	幸太郎	瀧藏	勉三		
熊本	佐賀	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	山口	
上村	田中	永田	安田	磯和	石井	三宅	渡邊	片山	門田	小松	山之	支廣	大島	世良	原庄	岩崎	松村	
佐八	國太郎	信三郎	增吉	新左衛門	庄吉	桂次郎	春次郎	政一	秀之助	信助	茂藏	仁吉	乙市	新一	吉	常五郎	浦助	
岡山	同	同	廣島	同	同	同	同	同	大分	同	同	熊本	福井	鹿兒島	福井	滋賀	熊本	
石井	堂々	濱本	宿原	宮崎	舍川	岩橋	渡邊	杉本	新地	田中	西田	米村	山田	中村	蟻塚	寺田	田上	
善太郎	磯兼	秀則	忠雄	猪之吉	治三郎	精太	兵吉	五郎	稻吉	金藏	米藏	新太郎	七次郎	德太郎	彌左衛門	末吉	辰右衛門	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
石井	石井	河野	濱本	稻本	舍川	矢野	毛利	杉本	宮田	江村	鈴木	久保田	中村	林	武	加賀	大津	
新一郎	宗太郎	宇一	俊一	太郎	宇太郎	加平次	教弘	久男	久吉	喜久次	辰藏	源四郎	銀藏	喜八	田	爪與之吉	嘉四郎	

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
野地	大內	渡邊	渡邊	後藤	齋藤	福島	福島	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
正美	善助	金四郎	熊藏	龜吉	文作	右衛門	右衛門	三郎	三郎	三郎	三郎	三郎	三郎	三郎	三郎	三郎	三郎	三郎
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
管野	柳沼	大內	二階堂	神野	永隈	沖繩	沖繩	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
末藏	新藏	丑松	茂一	宗三郎	政吉	繩	繩	繩	繩	繩	繩	繩	繩	繩	繩	繩	繩	繩
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
宜保	金城	池原	金城	大城	安金	沖田	中原	道面	奧本	保住	渡邊	末永	中村	齋藤	榎本	高橋	國分	
良雄	松藏	金五郎	松之助	德加	新榮	源一	百太郎	和市	勝吉	卯八	義秋	榮茂	榮藏	文吉	德次郎	善四郎	國次	
山口	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
武田	宜保	仲間	吉田	大城	赤嶺	當	三島	上野	竹本	島川	保住	右橋	末永	齋藤	遠藤	榎本	高橋	
市藏	孝助	孝助	省三	榮吉	牛德	銘德	恒三郎	久市	次良平	宗三郎	卯本太	良久	金基	金基	與七	芳吉	寅吉	

岡山	片岡吾三郎	岡山	時松兼次	同	高橋義藏	同	平賀喜代三
兵庫	正垣太郎右衛門	兵庫	正垣正太郎	同	平賀甚左衛門	同	竹中久之助
石川	富永甚平	福島	中川丑松	同	平賀金藏	同	竹内新二郎
同	渡邊惣次郎	石川	堂道太三郎	同	平賀熊太郎	同	竹内定助
同	中西新二	同	鈴木德太郎	岡山縣	内田伊	同	小野和吉
愛知	江川彌九郎	鹿兒島	曲田清志	同	稻	福島縣	高橋要吉
鹿兒島	元熊太郎	島根	大迫敬昌	同	高橋音吉	福島縣	濱尾五兵衛
山口	正木松太郎	福島	大須賀要男	福島縣	濱尾平吾	同	佐藤岩吉
滋賀	森田正太郎	福島	熊本安太郎	沖繩縣	翁長盛重	同	石川常業
佐賀	原喜八	佐賀	井上作市	同	兄玉城三郎	同	玉城三郎
同	中山幸太郎	同	同	同	大城德人	同	森
二、下バユ外人リビ氏耕地日本人							
自營者							
福島縣	高橋權三郎	同	柳沼正	同	同	同	安富祖清六
同	青木菊次	同	青木重	同	熊本縣	同	瀧口辰四郎
同	安田	同	渡邊芳吉	同	岐阜縣	同	狹間嘉太郎
同	安戸勇	同	丹治嘉市	同	坂本由松	同	中熊藏
同	同	同	同	同	同	同	石神重太郎
同	同	同	同	同	同	同	羽田野與一
同	同	同	同	同	同	同	神子秀吉

三、ローヤン平田會社自營者

岐阜縣	羽田野類吉	岐阜縣	永井市太郎	高知縣	谷村熊太	福井縣	與村傳三郎
同	庄司榮重郎	同	富田米松	廣島縣	吉具三次	山口縣	宮野團次
同	廣澤藤次郎	熊本縣	川崎音松	廣島縣	砂川春市	福井縣	小倉梅次郎
山口縣	西村金之助	和歌山	濱野米造	沖繩縣	座安金助	同	山金長次郎
和歌山	山本與作	同	城加万次郎	同	比喜智盛	同	大峯
三重縣	江川芳吉	岐阜縣	左高喜兵衛	同	土原加那	同	當間樽
長野縣	穂苅哲四郎	熊本縣	山本鶴次	三重縣	清水金右衛門	山口縣	末永市太郎
山口縣	山本新一	山口縣	藤井喜市	同	吉原民藏	長崎縣	城谷
福岡縣	江口喜三郎	鹿兒島	坂本萬千代	長崎縣	林田富造	同	松尾大一
三、ローヤン平田會社自營者							
平田商會重役							
縣名	姓名	縣名	姓名	縣名	姓名	縣名	姓名
沖繩縣	宮城辰一	沖繩縣	並里龜	同	柴田	沖繩縣	上原榮五郎
同	仲間鎌次郎	同	當	同	森作松	同	赤峯牛
同	當間三郎	同	大城牛秀	同	中村政十	同	具志樽
同	大峰快牛	同	山里次郎	同	鬼塚源藏	同	仲間次郎
同	上原清彦	同	長峯次郎	岡山縣	片山勝吉	同	上江田善一
同	同	同	同	福島縣	同	同	增子與祖次

愛知縣 河吉佐太郎 同 河本
福井縣 玉村源七

四、イラム岡田會社自營者

岡田會社社長	土居久藏	蓬田啓助	長澤巳之松	佐藤榮
重役	岡田幸太郎	石坂賢藏	東文吉	前田實一
同	飯星士次郎	小野金十郎	渡邊藤次郎	三原善太郎
姓名	安田乙五郎	長嶺龜	蓬田良藏	笹原岩市
姓名	中井宗作	藤本新七	水間佐能	寺島利男
姓名	結城長安	菅藤筆吉	比嘉三郎	佐久間藤市
姓名	松田忠市	三戸重右衛門	寺川市兵衛	津田久次郎
姓名	菊田春吉	木村鼎市	高羽松藏	高羽榮太郎
姓名	山田石松	亦峯武太	大上榮三郎	杉野義二
姓名	山川庶一	清水牧太郎	平良加那	金森秀雄
姓名	風間登美吉	上條喜滿人	花見喜市	比喜正次郎
姓名	河相朝市	鈴木與松	赤嶺松	上原加那
姓名	廣野善太郎	新垣三郎	比嘉加那	松本周平
姓名	坂倉米次	牛島文三	比嘉加那	上原直松
姓名	萩尾三平	具志加那	比嘉加那	丑田忠吉
姓名	佐藤清吉	高良龜吉	玉城山	藤井年夫
姓名	安田乙五郎	古川幸作	野崎丑之助	津田幸平
姓名	中井宗作	木許喜三次		

五、パンカス繁澤拓殖會社自營者

縣名	姓名	縣名	姓名	縣名	姓名	縣名	姓名
山口	柳原與佐治	山口	藤井三藏	山口	吉谷福一	山口	中村福治
同	中島重助	同	湯岡藤一	同	飯沼富三郎	同	岡崎丑之助
福岡	川島峰吉	和歌山	水福松	福島	齋藤善作	福島	木鋪元吉
熊本	高濱力藏	福島	關戶善七郎	滋賀	中庄清壽	滋賀	齋藤孫二郎
福島	佐藤辰右衛門	山口	米澤菊右衛門	福岡	松本佐和次	石川	地崎善太郎
福岡	中原秀造	山口	中川玉一	熊本	園田喜五郎	長野	山口庄七
山口	村岡庄米	和歌山	岩崎作松	山口	榮直吉	福岡	高野關藏
愛知	山本傳吉	熊本	鶴岡龜雄	山口	谷山春松	福島	青木常太郎
山口	兼吉政一	愛知	山本惣松	和歌山	榮直吉	同	沖要造
岡山	三村精吾	同	藤田修二	同	同	同	同
山口	久保彌一	同	多賀彌七	同	同	同	同
同	岡茂吉	同	山本金槌	同	同	同	同
同	同	同	野村重次郎	同	同	同	同

六、カタルナン農業會社自營者

重役 上田亥之吉
同 吉田安太郎

在日本人職業名錄

宮田 英次 橋本庄八 有働 林三
 鳥飼 傳助 竹村惣平 豐田彌三郎
 田中吉二郎 田中吉十郎 山城清三郎
 上原太郎 高良牛 大良次郎
 新垣加那 山本伊太郎

宮城善平
 新垣吉太郎

八、ラサング拓殖株式會社自營者

眞榮平房仁 新里忠次郎 高山辰市
 上原牛 上原加那 翁長武太
 賀 數次郎 神谷牛 嘉納牛
 照屋牛 神山鴻吉 玉城蒲太
 平良幸招 長嶺鍋 翁長武吉
 上原正雄 伊數蒲 名護英敏
 嘉納德之助 玉城龜八 大城鍋

七、志良灣拓殖株式會社自營者

縣名	姓名	社長	會計
熊本縣	岩田猪熊	熊本 福永保太	伊豆味正公
同	水間松雄	沖繩縣 野里吉藏	金城銀平
	中間松吉	宮里新二郎	
	宮城龜五郎	野原龜助	
	金城松	平浪幸豐	
	平浪村善	仲村渠龜助	
	金城義八	仲間須男	

九、マナプラン拓殖株式會社自營者

縣名	姓名	社長	取締役	店頭
福岡	樋口萬造	向井居太郎	北島豐三郎	島村武平
廣島	堂脇頼人			

縣名	姓名	社長	會計
福岡	錫崎新藏	長野飯田熊雄	堤佐太郎
廣島	糸曾庄太郎	福岡小林傳之助	小林傳次郎
山口	大西教	福岡穴見久藏	折澤新喜
廣島	堂脇眞太郎	廣島長屋殿	縣政吉
同	向井賢貞	同 梅田熊助	古賀廣吉
山口	中尾政市	福岡岡本新九郎	井川初三郎
廣島	井牛上茂	島根西村末廣	北澤國次
福岡	佐々木七郎	富山中島清七	宮内熊義
廣島	藤岡善一	大分渡邊由松	伴澤伴次郎
同	向井源次郎	福岡井牛上武雄	
山口	西崎德平	富山樹谷松太郎	
富山	米田善喜	廣島小較新一	
大分	津田幸七	廣島寺岡久吉	
廣島	米田幸太郎		

十一、バート拓殖株式會社自營者

縣名	姓名	重役	縣名	姓名
福岡	久次孫六	花島長太郎	福岡	橋本常七
富山	土反光太郎	只隈與三郎	富山	竹頼角太郎
同	結城常雄		同	土肥宗之
富山	森内才次郎		長野	寺島志米藏
長野	瀧澤與一		同	松永孫一

十、バヤバス拓殖株式會社自營者

重役 竹房問太郎
 同 吉田圓藏

同	坂本役之助	廣島	高森保太郎
廣島	渡邊庫一	同	山本權吉
長崎	田中半四郎	長崎	森村太
秋田	長山誠志	福島	武藤午吉
滋賀	青木友市	鹿兒島	川畑淺右衛門

十一、テガ 上野堅重組合耕地
自營者

縣名	姓名	縣名	姓名
沖繩	城間武太	沖繩	長嶺龜
同	上原正勇	同	安里松
同	長屋牛	同	岸本義造
同	上原牛	同	賀數昇
同	賀數武太	同	古波藏賀名
同	古波藏牛吉	同	上原堅重
同	新垣福仁	同	新垣福龜
同	金城銀平		

十二、同地小谷義昌耕地自營者

縣名	姓名	縣名	姓名
沖繩	古波藏信誠	沖繩	古波藏牛
同	上原牛	同	比嘉龜
同	宮城中真	同	賀數武太
同	安里松	同	吳屋牛
同	城間龜		

十四、ラツバンダイに於ける
自營者

縣名	姓名	縣名	姓名
沖繩	當山次郎	同	新垣牛助
同	國吉甚太郎	同	照屋龜助

十五、ダリヤオン古川拓殖
株式會社

社長 古川
副社長 松本
外社員十數名
使用人數百名

十六、ブナワソソ拓殖株式會社

重役 藤川
同 中野
使用人數十名

十七、ブナワソソ赤嶺兄弟拓殖
株式會社

社長 赤嶺
使用人數十名
志良灣
熊本縣人 林田、上利、藤吉

ノワヤソ
山口縣人 上利、藤井、

在日本人職業名錄

香港の部 Hongkong

一、領事館及團體

在香港總領事館 No. 2 Connaught Road Central, Hongkong

總領事(總領事代理)

六等二級正七、勳六、旭 高橋新治

領事官補七等、四級從七 加來美知雄

書記生、三等、勳八、旭 長谷敏

同 六等 三浦一

香港日本俱樂部 (Whiteaway, Laidlaw & Co. Ltd)

内同俱樂部は在留邦人(主に領事官員、銀行、會社、商店員、醫師等)の社交兼娛樂機關にして其前身は明治三十六年に組織せられたる大和會にして當時主としてテニスに興味を有する同好者の集合なりしが、爾來漸次規模を擴大し規則を改め野外遊戯の外玉突、圍碁等の娛樂場及新聞、雜誌、圖書の閱覽場を設け諸般設備整ひ現

在にては玉突室、(玉突四臺)圖書室、應接室、食堂、酒場等の設あり、年二回球戯大會、テニス會を催し又月約一回演藝會を開くを例とす。維持費として毎月一定の金額を寄附する團體の代表者を委員とし互選により定めたる委員長をして俱樂部の事務を總理せしめ通常會員中より五名の常務委員を選出して一般事務を處理せしむ委員及常務委員を以て委員會を組織し俱樂部の執行機關たらしむ。目下委員(維持會員)十五名にして領事、三井物産、郵船、正金、三菱、東洋汽船、臺銀、大阪商船、日本棉花、湯淺商會、鈴木商店、古河合名會社、大澤商會、馬島病院、北島病院の各代表者として其醸出する維持費合計月四百三十弗に上る、其他通常會員百三十餘名あり。

大正五年三月末に終る一年間の
同俱樂部財政状態の一斑
利 益 (貸方)
維持費 四、九八〇・〇〇

通常會費	二、一六八・〇〇
特別會費	三〇・〇〇
入會費	一〇〇・〇〇
寄附金	四七八・〇〇
給與金	一六・〇〇
利息	三三三・三六
酒場	一九・三二
球場	四九一・一三
計	二、二二六・二九
損失 (借方)	一一、八三二・一〇
備品償却	六八〇・〇〇
家賃	四、二〇〇・〇〇
税金	五四六・〇〇
給電料	一、八七三・八〇
ガス電燈料	八二四・〇一
薪炭給水料	二一五・一九
電話料	一六三・七一

保險料	三〇・二五
新聞、雜誌圖書	三八〇・二九
文具及印刷費	一七八・四八
雜品購入費	三八・四四
修繕費	一〇六・四〇
演藝會費	五〇二・〇二
總會費	三九・〇〇
雜費	四一〇・七八
兩替損	一七・九三
臨時費	二一六・〇三
計	一〇、四二二・五六
純益金	一、四〇九・五四
合計	一一、八三二・一〇

日本人懇和會 (會員二十五名)

香港日本人懇和會は當地の主なる個人商店及香港日報社、本願寺布教所、馬島病院、旅館、寫眞館等を以て組織する社交俱樂部にして日本俱樂部の會員に非ざる者大部分を占む本會は會場を常

在日本人職業名錄

設せずして時々適宜の場所に會合して相互の親交を謀り併せて必要なる問題を研究し利益の増進に努む、在留邦人間に於ける各種の事業及催し等に就ては日本俱樂部と協議して一致の行動を執るを常とす。一昨五年より日本人小學校の經費を分擔することゝなれり。

日本人慈善會

本會は明治二十三年二月の創立なるが四十二年規則を改正し事業の發展を計り競馬事業を直營し其純益を以て漸く財政上の基礎を確立し次で在留有力者一般の援助を受け兒童教育、火葬場等をも經營し大に其面目を一新せり、贊助會員二十一名、通常會員四十三名を有す。而して本會には共濟部及び教育部あり

日本人商興社

本社は、大正四年二月の設立に係り當地在留の日本商店主十四名を以て組織せる信用組合的相互融通機關にして當地會社法に遵擧して登録せら

れたる有限責任の法人なり。目下資本金一萬四千弗として拂込金額を擔保として銀行より低利にて一定金額迄借入を爲し比較的高利を以て組合員又は組合員の保證する他の日本商人に貸付をなすものとす、故に従前直接銀行より借入を爲す能はざりし者に對し資金融通の途を開くと同時に商興社は貸出しの利息により相當の利益を收得するものとす。

日本人小學校 市の東部 (No. 1 Sharp St.)

同校は經費を在留邦人間に募り明治四十二年八月一日香港本願寺布教所に於て開校せられたるものなり、當時就學兒童十名にして教授及び校務一切を本願寺布教師に囑託し來りたるが在留日本人兒童の増加と共に本校を完備せしむる必要を生じ、大正五年一月其經營を教育委員會を設けこれに引繼ぎ同二月在外指定學校としての指定申請書を提出し同五月十八日附を以て外務大臣及び文部大臣の認可を経たり。目下兒童數

第一學級(第一、第二、第三學年)二十七名、第二學級(第四、第五、第六學年)十二名なり。大正六年度經費豫算三千四百五十弗とす。

一、銀行、會社

- 三井物産株式會社香港支店 支店長 林 德太郎
- 橫濱正金銀行香港支店 支配人 小野 英資
- 同 支店代理 草刈 省吾
- 臺灣銀行香港支店 支店長 柳 田直吉
- 同 代理 竹 藤 峰 治
- 服部洋行 支配人 土 方 省 吾
- 日本棉花株式會社香港出張所 出張所長 井 藤 幸 二 郎
- 同 店 員 逢 坂 幸 衛
- 同 高 田 秀 男
- 同 加 藤 恭 平
- 三菱合資會社香港支店支店長 高 木 喜 三 郎
- 東 勝 洋 行 支配人 石 川 昇 一
- 同 副支配人 石 川 昇 一

同

店 員

松 井 英 策

大防商船株式會社香港支店

支店長 山 内 恕

同

店 員

釜 鳴 林 之 助

同

代理 山 内 市 太 郎

同

店 員

早 川 忠 男

同

主 任 篠 原 祐 喜

同

店 員

櫻 井 英 三

鈴木商店香港出張所

支 配 人 松 田 貫 一

同

店 員

馬 場 隆 次

大澤商會香港支店(福記洋行)

支 配 人 大 島 定 雄

同

出 張 所 長

大 胡 樂 三 強

同

同 店 員 嘉 門 洋 行

同

助 役

岡 正 木 壽 郎

輸 出 入 業

同 店 員 大 島 定 雄

同

技 師

宇 山 德 三 郎

直 輸 出 入 業

同 店 員 嘉 門 洋 行

同

店 員

安 島 立 夫

湯 淺 洋 行

支 配 人 狩 野 國 市

同

同

國 島 英 彦

古河合名會社香港出張所

主 任 西 田 善 藏

同

同

間 宮 廣

香 港 日 報 社

社 長 松 島 宗 衛

同

同

竹 内 靜

三、各商店

同

同

同

道 川 春 雄

大 佛 洋 行

青 井 松 太 郎

同

同

福 井 久 藏

同、骨董品

安 東 清 治

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

在日本人職業名錄

一三三

松永洋行 美術、雜
 三笠洋行 同
 岡田洋行 同
 丸田藥房 藥、雜
 本野洋行 酒、食糧品
 東洋館 艦船要品
 森田商行 吳服、雜
 松本商行 酒類、雜
 富士商會 煙草
 郷原洋行 吳服、雜
 荒川商行 同
 山口吳服店 製靴
 櫻商 菓子、食糧品
 港月堂
 惠良寫真館
 梅谷寫真館
 寫真

松永八次郎 醫
 三浦清一 同
 岡田利助 齒
 一樹北次郎 旅
 本野重平 同
 村野重平 同
 横瀬清 同
 森田德太郎 同
 松本十郎 同
 古田卯三郎 下宿
 郷原琴次郎 旅館及下宿
 荒川忠昭 旅館
 山口平三郎 同
 櫻井哲次郎 同
 白井傳之助 同
 惠良彦太郎 同
 佐野操 同
 二葉寫真館 料洋

馬島醫院
 北島醫院
 山崎醫院
 東京ホテル
 松原旅館
 野村ホテル
 日の出旅館
 和井田旅館
 薩摩屋
 曙亭
 菊屋
 あづま家
 晴風樓
 春の家
 いのち
 才の廣
 小川洋食店
 のび

同洋同同同同
 服店
 靴縫

德八陶器類
 竹田洋服店 吳服小間物
 中本洋服店 化粧品
 水落洋服店 レース商
 林洋服店 吳服、雜貨
 岩本よね 理髮
 太陽製靴店 産婆

宮地商店
 堀内直三郎
 野村兄弟化粧品店
 永田彌市
 坂本商店
 やよい理髮店
 竹本駒子

◎マニラ麻栽培の利益

馬尼刺麻、又はアバカと稱するものは世界に於て比律賓のみ之を産する獨占事業なるを以て輸出額の第一位を占めて最重要品として重ぜらる其強靱にして濕氣に負けざるは船具用網として最も價值あり、栽培後二十一ヶ月にて採取を開始し四ヶ月若くは六ヶ月毎に之を繰り返へすかくて能く十五年の耕作に堪ゆ、一英反の地に大凡半噸の收穫あり、一噸の價馬尼刺にて二百二十弗なれば一英反總收入約一百十弗なり、生産費は一英反に付五十弗程にして其後運賃其他に五弗を要すとせば一英反に付五十五弗即ち邦價の百十弗の純益あり元より麻は市場の高低甚しきものなれば必ずして一律に出づるを得ざるも、該栽培業は南洋に於ける尤も有望なる産業の一なり。

第三抄南洋物産詳解

第一 飲食物及香料の部

珈琲 又は「カヒー」珈丕「コービ」馬來語(Coffee) 新嘉坡市場の珈琲に二種あり、一を「アラビヤ」種珈琲とし、他を「リベリヤ」種珈琲と云ふ。共に元亞非利加の北緯十度より、十五度の間に野生せし植物なりとす。プーハルス氏アビシニヤ旅行記に、「コーヒー」はエジプトの産なることを録し、「カツファイ」なる言語は、地名カツファ (Kaffa) より起ると爲す。馬來人の本品を「コビ」と呼ぶは歐語の訛傳なりとす。「アラビヤ」種と稱するものは、千四百五十年の頃、アビシニヤ地方より紅海を超へてアラビヤに入り、千六百五十年の頃より歐洲人の飲料に供せらる。後四十年を経て蘭人之を瓜哇に輸入し、漸次瓜哇、スマトラ、バク、セレベスの各地に繁殖せり。坊間、バリ珈丕、パレ

ンパン珈丕等名あり、産地に従ひ多少の品質を異にすれども、香味は第二種「リベリヤ」に勝り其價も亦廉ならず。

胡椒 「ラダ」(馬來語) (Pepper) 植物學上の胡椒、乃ち「ペツバーニグラム」なる蔓草多年生の植物は、元と印度の産にして太古其國人、之をスマトラ島の東岸に移種せしものなること、言語上に明なりと云ふ。胡椒の名は古來群島貿易史上に、丁香、肉豆蔻と並びて、歐洲人の競争品として高し。産地は現今半島、スマトラ、瓜哇、ボルネオ、蘭領諸島にして、歐洲に在ては鹽を除く加味品として胡椒の如く多用さるゝものは稀なりとす。加味品は果粒を粉末にせしものに屬す。收穫の時は本果の熟する前にあり。もし其好期を失すれば辛酸なりと云ふ、又本品の市場に黒白の別あるは、製法の等しからざる所以にして、白胡椒とは、果實の外皮を剥脱せしものを乾製し、黒胡椒とは之を存せしものを云ふ。乃ち支那

人の「白胡椒」、「烏椒」と區別するもの是なり。然るに古代の歐人は兩者を全く別種の植物と信じ、烏椒よりも寧ろ白椒の培養を勉むべしとの訓令を群島各地に下せし笑話あり。

長胡椒 (Piper longum)

瓜哇印度地方多く本品を培養す。上記胡椒に比して稍長なるを以て名あり。收穫は生熟前之を摘集し、主用は興奮、驅風、補精の藥劑とす。

華溶茄 「ラダバレコー」馬來語 (Piper umbellata)

胡椒科の灌木に生ずる熟果にして、元瓜哇に産し、群島各地に培植し近年歐人又之を半島ジョホール園に試むる者あり。其培養は胡椒に比して遙に簡單にて種子を寄木の根邊に蒔き發芽の後長く之に寄るに任ず、馬來語の「ラダバレコー」(尾ある胡椒) は其形狀より附名せしなるべし。果實は球圓形を爲し、基底の小梗は長し、其味は辛辣、芳香性にして稍苦し。瓜哇人は之を加味品とし、印度人は藥用とす、本品の歐洲に輸出さるゝは凡

て藥用にして主效は淋疾、慢性膀胱炎等なりとす。

大薯粉 「ウビカユ」馬來語「タビオカ」(Tapioca)

「ウビ」とは芋、「カユ」は樹なり。馬來人の「芋の樹」なるものは「マニホット」屬 (Manihot) の植物にして、支那人は本植物を蕃薯樹と名く、其根塊は食ふべく、之より生ずる澱粉は下條「サグ」粉と等しく食用たるの外糊及菓子製造用として多量に歐洲の市場に輸出す。所謂「タビオカ」是なり、同屬の植物にして「タビオカ」を製するもの數種あり、彼の南米に生ずるもの、如きは塊根は毒汁を含むと云ふ、半島の産は學名「マニホット、ユーナリシマ」(M. Utilissima) なりとす。

椰子 「カラツバ」(馬來語) (Coconut palm)

椰子は百種の效あり、土人は其幼莖を喰ひ(味は竹の子に似たり) 其根を嚼み、其果肉を嘗め、其乳汁を啜り、「カレー」を煮、菓子を作り、砂糖を製し、酒を醸し又油を搾る、油は食用たるの外燈火を點すべく藥用と爲すを得べし、且つ又未熟な

る果實の内部に含蓄する乳液は常に甘味の飲料たるのみならず、石匠之を以て白亜を溶解し製劑家は最精「ヒマシ」油を製するに用ぬ、液を容る、堅殼は稀に珍寄の椰子珠を生じ、殼は又「シヤモシ」「水飲み」に風流なるべく或は之を焼き其灰分を「チューナム」と混ざれば屋壁を塗るの黒色染料を得べく、殼の外部を包む皮肉は之を横断すれば萬年「たはし」となり、殼を組成する織緯は刷毛、網貝、枕、ふとん綿の代用を爲すべく其葉は屋を葺き（半島にては「ニバ」葉を用ゆ）其灰は多量の「ボタシニューム」を化成し其葉莖は薪となり、其莖衣は西廊人粗布を織り紙を製し、莖衣の内部に附着する綿様の物は、血止め、「もぐさ」の用を爲す等一樹にして效用の廣き椰子の如きは稀なるべし、雖も、商品としては椰子は其果肉の脂肪質にありとす。

椰子干肉 「コブラ」(Copra)とは熟果の外皮を去り、其堅殼を碎き、殼の内部

に凝固せる白色の果肉を取りて日干せしものなり、大陸の工藝國は本品を輸入し其脂肪を搾りて石鹼蠟燭を製造するの原料に供す、熟果四十個より椰子油二升五合を製出すべし。

サグ 粉又は「セーゴ」西穀、傾莖(Sago)「サグ」又は「セーゴ」と稱する澱粉は、棕櫚科中の「メトロキシロン」(Metroxylon)屬の植物より多く之を産す、歐人の本植物を概して「セーゴバーム」と稱するは馬來語「サグ」より起る、然れども「サグ」なる言葉は樹名にあらざりて其澱粉を呼び、馬來人は本植物を「ロンビヤ」と稱す。同屬の植物にして「サグ」粉を産するもの六種、中にも學名、(一)「メトロキシロン、サグス」、(二)「メトロキシロン、ロンフイー」、之を多産し、共に馬來群島、太平洋諸島の各地に擴り、水澤を選みて茂生す、木幹高二十尺、葉莖七尺を超へ、其葉椰子に似て粗大、樹幹を廻りて鬱林を爲す、莖に刺を生ずるものと然らざるとり、馬人は後者を

「ブロンバン、サグ」(女性の「サグ」と云ふ、粉は其幹又莖中に含蓄する多量の乳液を壓搾し、之を清水に沈澱せしものにて其製法は地方に従つて等しからざるも、古來南洋米なき國の土人は其粗製の法を解し之を常食とせり。

第二 護謨樹膠及揮發油の部

ガタバチャ 偏答百兒加 (Gutta-percha) 本名は「グッタホルチャ」なり、馬來群島特有の高貴なる護謨にして、半島、スマトラ、ボルネオ各地に多産する山欖科 (Sapotaceae) に屬する「グタ、タバ、メラ」學名 (Dichopsis Gutta) と馬來語の稱する樹木の液汁を乾涸したるものなり、普通此種の樹脂を「グタ」と云ふは馬來語「グタ」乃護謨の義にして「ガタ」は訛傳なり、本品を産する「グタ、タバ、メラ」樹は百尺より二百尺に長じ直徑四五尺の喬木にして樹幹直立し、葉の裏面には美なる褐色を帶し、五月花咲き、六月實を結び花形小にして白く其辨、其萼各六箇あり實は油分を

含蓄す。

(採集法) 古來馬來人の間に行はれたりしものは、前述同科植物を截斷し、或は各部に三角形の穴痕を穿つときは、白乳の液流出すべし、而して液は半時間の後水氣を發散し之を水中に煎れば紅色を帶び、後赤褐色の固體と成る、以上の方法に依れば一百年の老木にして百尺餘の長幹より平均二ポンド五オンスの「グタ」を得然れども塊片の帶色は、樹性に従ひ一様ならざれば其簡單なる試験は「グタ」を煮たる液の深紅色を呈するを真正なるものとし、其元素は炭素 87.50 水素 12.50 より成り其質撓屈すべきも彈力に乏しく熱湯中に其塊片を軟柔ならしめ、硫化炭素及「テレフキン」油に溶解し各種の製作用に供すべし、又醫學用には齒科、外科器械、繃帶水囊を製するに用ゆ。(グタの種類) 「グタ」の上製は上述の「グタ、タバ、メラ」樹より採集せしものを第一とし之に次ぎて左の各種あり。

(一)「グタ、タバノ、ストラ」

馬來語 (Dichopsis Sp.)

(二)「グタ、タバノ、ボテ」

同上 (Dichopsis Sp.)

(三)「グタ、タバノ、チエイヤ」

同上 (Dichopsis pustulata)

(四)「グタ、タバノ、シンボウ」

同上 (Dichopsis mangayi)

其他「ガタ」と通稱する者は下品にして、多くは前品の混合物を云ふ。

インヂャラバー 「ガタ、ス、馬來語 (Gastehone)

「インヂャラバー」と稱する弾力性の樹脂を産する植物は、前述「グタ、タバノ」と異り、世界の各地に産し其大宗は米國「バララバー」を推す馬來半島に在りては殆ど百年前ビナン市外科醫ホルン氏の發見にして多く之を「フィカス、エラスチカ」の植物より採集し、又「ウキローベリヤ」科の蔓生植物より高品を産す。

本品を「ガタ、ス」と稱するは「乳の護謨」たる意にして本植物の樹皮中層に含蓄する、液汁管より流出する樹液の白色を帯び牛乳に似たるに因る、液の採集は前述「ガタ」の如く暫時にして凝固し時日を経るに従ひ其外部は黒色に變ず故に之を貯ふるには常に水氣を帯びしむるに注意す、類似の植物にして本護謨を産するもの左の各種あり。

(一)「グタ、シンガリツブ」又は「グタ、スン

デ」(馬來語) 重にボルネオ島より産する護謨は本種なり、別名「マメンガ、ブラウ」學名 (Willughbia)

(二)「シンガリツブ、イタム」(馬來語) 前者の稍々黒色を帯びたるものを云ふ。學名 (W. marabonica)

(三)「マメンガ、ブヨ」(馬來語) 俗にボルネオ護謨と稱するものにして、最も高尚とす。學名 (Lanconotis Eugeniifolia)

(四)「グタ、ランボン」(馬來語) 最も普通なる

ものにして學名 (Ficus Elastica)

(五)「グタ、ジエロトン」多く夾雜品に用ゆ、下品なり。

ダンマー護謨

玷媽一名(東洋玷媽)(Dammer) 南洋の商品に護謨「コーバル」と稱するは誤なり、眞の「コーバル、ゴム」は唯り亞非利加の産に屬し、新嘉坡市場の所謂「コーバル」とは「ダンマー」是れなり、「ダンマー」とは蓋し馬來語の樹膠なる義にして其類四種あり、然れども市場の商品は左の二種に限る。

第一種は東印度「ダンマー」にして、南洋群島に産する「アンボン」松 (Damara Orientalis) なり、樹根往々膠粘の液を流出し、數日を経て凝固す。

第二種は「ダンマー、バト」とす。「樹膠の石」たる義にして樹膠の凝固せるもの、堅く其質石に似たるを以て此名あり、本品を産する樹は、半島に多産する「ダンマー、ラウ」、「ダンマー、マタクチン」、「ダンマー、メランテ」其他各種あり。玷媽塊

の帶色及び品位は、樹性に従ひ一樣ならず淡紅、黄、白、黒、褐色あり、塊の破砕面は玻璃様の光澤を帯び、松脂に類せる一種の香氣を放ち其質至つて脆し、普通の商品は細粒にして、一々之を色別し稍々大なる者は、外部の汚物を削り精選せしものにして支那人之を削清玷媽と名く主用は、洋漆、擬製こわく、各種の高貴品原料其下品は燒香用と爲す。

安息香 「カムニヤン」(馬來語) 一名護謨「ベンジ

ヤミン」(Silybrenne)

本品は植物學上、齊墩果科に屬し、馬來語の「カムニヤン」と稱する喬木の樹脂を云ふ、此樹に又「カマナン」、「カミナン」、「カマヤン」、「マナン」、「ミナン」等の方言あり、産地は暹羅、馬來半島北部スマトラ島、バタツタ地方、ボルネオ、ブルネー地方にして、又之を各地に移植すべく、種子を蒔きしより七年にして樹脂の採集を始むべし。本品の上物は暹羅産を推し、之に次ぎてスマトラ安息

香、カルカッタ安息香等あり、主用は燒香料として印度人多く之を輸入し、製劑には化粧性洗滌水、皮膚病、薰蒸散、其他に之を用ゆ。

紫梗 又は紫柳「アンバラシ」(馬來語)「スチックラック」英 (Stick Lac)

昆蟲「ラック」(Coocus Lacca)と稱する小動物の分泌せし樹脂性の聚胞體にして、此昆蟲が寄植する樹木は、印度地方に五十種以上ありと云ふ、紫梗の普通商品たるものは其形楕圓にして干葡萄の如く其質堅固、半透明にして深紅色を帯び破碎面に結晶状を呈す、品質は印度、ビルマ、暹羅、佛領交趾支那の産を賞し、半島、スマトラは劣等なりとす。主用は印度人は精工物を製するに用ゐ、歐洲への輸出は酒精製造、洋漆、セメント、封蠟の製造用原料を目的とす。

麒麟血 又は血蝸「ジエレナン」(馬來語)(Dragons Blood)

古來、麒麟血と稱し來りし深紅の顔料は、各種の

植物の樹膠にして、坊間の賣品には「ダンマー」を雜へたるもの多し、眞の麒麟血とは馬來語「ロタンジエレナン」學名 (Calamus Draecol)なる籐の一種にして、其熟果に附着する粒狀物より製出せし者を第一とす、其法果實を小籠中に碎き之を日乾し、或は湯に煮柔軟ならしめたるものを團子とし、之を椰子葉に包む。半島に在りてはペラ地方に産すれどもスマトラの東北部、ジャンビーの産を可とす。同地の採集者は「クブ」と稱する蕃人に

して馬來人は本品を彼等の手より物々交換す。本植物は林叢に野生するもの、外、未だ栽培せしを聞かず。效用は「バニシユ」製造用、及製藥用彩色とし、土人は深紅の染料を得。

馬來樟腦 「カボバロス」(馬來語)(Malay Camphor)

樟腦を産する植物は左の三種にして其品質價格に大差あり。

第一 臺灣樟腦 (Chinamonium Camphor)

第二 ボルネオ樟腦 (Dryobalanops Aromatica)

第三 馬來樟腦 (Blumea Balsamifera) Ngai

Camphor

第一者は我國及支那の産にして第二者はボルネオ及びスマトラの一部に特産し、品質精良價格最も貴し、古來支那人は廣東、海南島の地方に精製し藥用に供したるものなり、又其發育の度第一者よりも遅くして其腦脂は樹幹の全部に存せず、往々固體又液體となりて老樹の窩中に馬來樟腦は其二者の間に位する「カボバロス」是なり。

「カボバロス」とは馬來語の樟腦なる義にして一説に曰く「バロス」はスマトラの西岸に「バロス」と名くる地方あり、其地同様の植物を産す、故に此言語起ると、而して本品は高さ十尺餘に長ずる一年草にして半島の荒野に天産する雜草なり、幹は毛茸を被り其軟葉は鋸形を爲し、橙黄色の小頭花を開く、發育及び培養は普通の雜草の如く最も健全容易にして乾燥の地に適し、英領デング地方には各所に叢生す。

白樹油 「カユボテ」(馬來語)又加耶布的油

(Cajupoil)

本品は植物學上、「メラリエカ、カジエフト」と稱する植物の葉を蒸餾し得たる中性稀薄の揮發油なり、通稱「カジプト」とは馬來語カユ(樹)ボテ(白)の訛傳にして「カユボテ」とは本植物の樹皮白色を帯ぶるより之を名く、産地はボルネオ、セレベスを第一とし「ポーロ島の産は其名高し、葉は芳香佳快にして其形長尖なる恰も我國の川柳の葉に類し、油は淡黄色を帯び樟腦の如き蜜透の香氣を有す、效用は刺戟、驅風、「リユーマチス」劑土人往之を皮膚に塗る。

其他 樹膠及び揮發油の原料は「ミニヤ、クローイン」(前述ダンマーの液體なるものにして「バルサム」性を帯びたる「バニシユ」及皮膚病劑)なり、或は「丁子、肉豆蔻、シトロネル」草、「スライ草」、「バチヨウリ」、「ニラム」、「カナナガ」、「イラン、イラン」等共に香水、香油、又石鹼製造用

に供すべきもの幾多あり。

第三 染料の部

半島所産の植物及貿易品中、染料として重なるものは

- 一、彩色柔皮用に甘密^{ガムビル}「カッチ」阿仙藥、檳榔膏、栲樹皮各種あり。
- 一、藍靛に二種あり。
- 一、黄色に「アツカー、クニツ」、藤黄、「モンクードウ」其他あり。
- 一、赤色に、血蝸、紫梗、蘇木、紅花、「ホジャ」「イナイ」等あり。

古來馬來人種、特に瓜哇人の如きは染物の技に長じ其彩色の華麗にて、永久不變なるを以て名あり、現今群島各地に行はるゝ染具は、其種最も多しと雖も、其效用の廣からざると、産額の大ならざるよりして、市場に出でざるもの大部を占む

甘密 (馬來語) Gambir (Uncaria Gambir, Roxb) 學名

し、一見灌木に異ならず。幹の直徑一「インチ」乃至三「インチ」其平滑にして細長なる枝は四方形を爲し、其薄き樹皮は淡紅褐色を帯ぶ。而して染料は本植物の葉皮幼枝を煎稠し、之を干製したるものなり。

カッチ 阿仙藥、「カテチエ」(印度語) カッチ(英)(Terra Japonica)學名

本品は植物學上、荳科(Leguminosae)の分科、合歡科の喬木「アカシヤカテチエ」より製したる水製乾燥越幾斯にして、味は收斂性ありて稍々苦く、後微甘あり、「カテチエ」は印度語カテ(木)チエ(汁)乃ち樹液の意にして本植物未熟の果實及老樹を小片に截切し、之を土器に盛り火爐上に煎るを樟腦を製する如くし、其液汁を石灰中に投入し後之を干製したるものにて、其色暗褐色を帯び化學的組織は「ガンビル」と殆んど相等し。

(應用)藥用には慢性赤痢、膀胱加答兒、咽喉加答兒に内用し、又は瀉腸劑とし、或は痲疾に用ゆ。

主用は柔皮、染糸、及藥劑等なり、製革用として其必要なるは檳皮に次ぎ「スマ」(南歐洲に産する植物)に劣らず、本品の柔皮に與ふる光澤は、其他の鞣素を含有する染料の、決して及ばざるものなりと云ふ。又褐色染具としても廣く之を用ひ絹糸事業に缺く可らざるものなり。

本品を坊間「ガンビヤ」と稱するは誤れり「ガンビヤ」に非ずして「ガンビル」なり、又之を檳榔膏と譯するも正しからず。古來東印度地方の産にして、支那を經、本邦に輸入せし阿仙藥と稱するものに數種あり「ガンビル」阿仙藥、「カッチ」阿仙藥、檳榔阿仙藥等あり、又生産地の地名に従ひ「ベグ」阿仙藥、「コロソ」阿仙藥等あり、共に多少の染具、及藥劑に供するも其品質大差あり、今本條の甘密は、植物學上、茜草科の亞科、規那科の「ウツンカリヤ、ガンビル」なる蔓生灌木にして馬六甲、峇株巴轄の地方に特産し、其野生なるは蔓の如く喬木に寄り、園生なる者は八尺より十尺に生長

柔皮染料として效用は一ポンドの量目にして解の八ポンドに相當し、熟皮上最も有效なり、然れども其價格の廉且つ供給の大にして販路の廣きは「ガンビル」に及ばざる可し。

檳榔膏 「ベナン」(馬來語)(Betelnuts)

檳榔膏は、棕櫚科の植物中最も美麗なるものとす。其果實より單寧性の越幾斯を製すること、前述阿仙藥の如くせしもの即ち檳榔膏なり、膏の柔皮及び染料たるの價値は、前二者に及ばず、故に海峽市場にありては本品を染料とするよりは、寧ろ印度人種の咀嚼用に多用し果實の儘を輸出す。同教國人は古來酒煙草等の外更に一種の興奮性咀嚼物を愛好し、地方之を「シレ」と名け「シレ」葉(胡椒科の植物)檳榔實の如き、收斂性の物を混じ、日常行用となすこと、猶嚙み煙草の如し。此目的にて培養さるゝ檳榔樹は地方有利植物の一事ること椰子に劣らず。其培養も亦容易なりとす。

栲樹皮 「クツカユ」(馬來語)(Mangrove Bark)

南洋商品中染料栲樹皮即ち「マングローブ」皮と稱する者には植物學上、護多別科異屬の植物を包括し、馬來語の「クリカユ」とは單に樹皮の義に過ぎざれば、其眞品を認むるに難し、現今の化學者は所謂栲樹林中、着色柔皮用に供すべきものは左の二種を以て最も好良なりとせり。

(イ)「テンガ」(馬來語)(*Carpops landolliana*)

學名(ロ)「ニレ」(馬來語)(*Carapa moluccana*)學名

何れも沿岸に叢生する樹木にして「テンガ」は各地に多産し、「ニレ」は砲丸の如き果實を生じ土人は之を下痢劑とす。共に其價格の「ガンビール」に比して廉なると、其供給の大なるとは、近來大に縣皮家の注意を惹きたるが如し、馬來人は、「テンガ」「ニレ」其他單寧性を含蓄する樹木を總稱して「サマ」と稱へ、其樹皮を煮じて深江褐色の染具を製し、絹具の類を染むるに用ゆ、支那人、又其皮汁を藍の下染に用ゐる來り、然れども彼等は一栲樹中、其種類に従ひ、鞣素の多少を含有するを辨せ

ず、又其製法の化學的ならざるより、往々其品質を劣等ならしめ、眞に「テンガ」及「ニレ」の重要を知らざるもの、如し、若しも彼等の間に行はる、鐵器を廢して、銅器に代へ、其製法を化學的ならしめば本品は有望の染料たるべし。其他の樹皮にして、同様の目的に供すべきものを左の諸種とす、各群島の林産なり。

(ハ)「サマ、プロ」(馬來語)(ニ)「クラツ」同上

(ホ)「バガ、アナ」同 (ヘ)「クリム」同

(ト)「サバノ」同 (チ)「サマライヤ」同

藍靛を分ちて左の二種とす。

(甲)「ニラ」(馬來語) インジゴフエラ、チンク

トリヤ (*Indigofera Tinctoria*) 學名。

(乙)「タロム、アカー」同「マースデニヤ、ナンク

トリア」(*Marsdenia*) 學名。藍は元馬來群島の産に非ず、爪哇人初め之を印度に得、其後各地に移植せしものなり、第一種「ニラ」は半島附近多く支那人の培養するものにして

僅かに殖民地内の需要に應ずるに過ぎずして未だ廣く海外に輸出せずと雖も、其製品に改良を施せば將來有望の農産物たるを疑はず。乙種「タロムアカー」は攀登植物なれども、園地培養さるゝものは、一見灌木の狀を爲す、其地味及培養の法は甲種「ニラ」と同じく支那人の説に由れば、其鞣質は前者に優れりと、然れども現今其培養に着手するもの稀にして多くは半島山野に天産す。

アツカー、クニツ (馬來語) (*Fibraura Chloroleuca*) 學名。

半島南部瓜哇、スマトラ島の林中に野生する攀登植物にして馬來語「アツカー」は(根)、「クニツ」は「クニン」(色)より來りし語ならん、其草根より製する黄色染料は永久不變なりとす。

藤黄「ガンボージ」(英) (*Gamboge*)

歐人の本品を稱して「ガンボージ」とするは、其產地カンボヂヤの地名なること、恰も我國にて南瓜を「カボチャ」と訛傳せしが如けん、本品を産する

は植物學上、「ガニーニヤ」屬の喬木を傷け、其樹膠を乾涸せしものなり、半島には此法行はれざれども同屬の植物「マンゴスチン」の如き其實に往黄色の津汁を被むるを見れば藤黄を得るに疑なからむ。

蘇木「セバン」(馬來語)「サチャン」(瓜哇語) (*Sapum wood*)

群島に天産し又之を培養す、其品質は呂宋を推して群島第一とすれども、南米ブラジルの名産に若かずと云ふ、馬來人は其木片(樹心は丹紅色なり)を煮ること四五時間にして、「サロン」を染むるの華麗なる赤色染料を製し、支那人又好んで古來之を着色用とせり、呂宋産にして新嘉坡市場の本品は多く之を支那地方に輸出す、蘇木は之を種子より培養し其發育の健全なる殆んど地味の肥瘠に關せざるも就中水邊濕潤の土地に適すと云ふ。

紅花「クスンバ」(馬來語) (*Safflower*)

本場は南歐洲にして古代埃及より印度に傳はれ

り、「クスンバ」なる語は梵語にして、印度地方より瓜哇に移植されしものならん、商品に「クスンバ」ジャワ「クスンバ」キリンあり、一は瓜哇の産にして他は南印度産なり、群島に在りては巴厘島の産を推す。紅汁は其果實より製せしものなりと。

【ノジャ】(馬來語)(Peristrophe tinctoria) 學名

本品は、莨菪科の一年草にして、水邊の低地に多産し、其質健強、荊除の後直に新芽を發す、其葉を前述の「テンガ」樹皮と混合し、二時間の後、淡紅の染料を煮出す。其着色は不變を賞す。

【イナイ】(馬來語)(Henna-lawsonia inermis, L.) 學名

本品は毛髪及爪等を染むるに用ゆ、染料は其葉を苞布とし、一夜の後赤色を得るにあり、方言「イナイバト」なるものは野生の鳳仙花より取りし同様の染料ならん、而して印度人は店頭に販賣する擬製珊瑚は獸骨を刻み、本品に類せし染具を用ゆるものなり。

【其他染料植物】

「モンクードウ」樹根より淡褐色を得、ギラム、テカス「樹皮より土人の綱具を染むるの澁を得、マンゴスチン」(芒果)果實の外皮、及「カタバン」等を硫化鐵と共に用ひて暗褐色を得、支那人は「ツームス」の樹皮よりして帆及綱具を染む。

第四、植物性纖維の部

群島植物の纖維にして、織布、綱具、刷毛、製紙原料の目的に供すべきもの左の十二種あり。

- 一、「カボック」樹綿 二、「ナ、ス」鳳梨
- 三、「ピサン」芭蕉各種 四、「ラミー」山苧
- 五、「ガバン」樹皮 六、「バグ」樹皮
- 七、「カラバ」椰子殼皮 八、「カボン」樹莖衣
- 九、「グルカ」桑椹樹 十、「テプス」山薑
- 十一、「ピナシ」檳榔莖衣 十二、「ラ、ン」草

【カボック】(馬來語)樹綿又は絹綿(Silk Cotton)

本品は白色光澤を有する絹絲狀毛にして彈力に富み纖維は長からざるも棉花又は獸毛に代用し特に

長六呎三分の一の寢臺下を製するに要する比較試験の結果は左の如し。

- 一、瓜哇カボック 一七、六封度乃至一九、八
- 二、馬毛 二六、四同 二八、六
- 三、海草 三三、〇同 三五、二
- 四、木刮 三三、〇同 三八、〇
- 五、アツブス草 二五、四同 二八、六
- 六、藁 二八、六同 八二、〇

【鳳梨】「ナ、ス」(馬來語)(Pine apple)

各地に培養す、新嘉坡附近にあつては地方食料とし、又罐詰となし、之を歐洲に輸出す、纖維採集業未だ大に興らずと雖ども其利益は纖維採集の有りに如かず。纖維の精良なる者は、其品質蠶絲に劣らず、其光澤強韌は亞麻の決して及ばざる所なり、呂宋諸島に於ては「ピナ」と稱する最良の布は此種の者なりと云ふ、ドクトル、ロイ氏曰く、此纖維を以て一條の索を作り其強力を試験せしにマドラス産は二百六十封度の重量を支へ、新嘉坡の

椅子張り用或は布團用に適す、其特性は驚くべき浮遊力を有し水中に於て其重量の二三十倍に達する物體を支へ而も彈力水性に富める故二箇月に涉り水中に浸潤するも尚ほ能く特性を維持す、故に一八八九年以來本品を以て救命囊製造用に供し、近年各國海軍及船舶業者は一般に效能を認むるに至り船艦用蒲團を製し救命器の用を兼ねしむるに至れり。左に瓜哇産カボック浮力試験の結果を示さん。

- 一、瓜哇カボック、浮力其重量の二十倍乃至三十倍
- 二、馴鹿毛 同 十一倍
- 三、コルク 同 六倍

即ちカボックの浮力はコルクに比し約五倍馴鹿毛に比し約二倍に當る、故に瓜哇産カボック二封度を有する蒲團又は救命囊の浮力は五十封度の重量を支ふるに足る。本品が彈力に富み布團類の内蔵用に適することは前述の如くなるが、今横三呎、

産は三百五十封度を支へしと。

〔芭蕉〕「ピサン」(馬來語) (Pantain)

芭蕉に四十餘種あり、其の内果實の食用たるは、

「ピサン、マス」「ピサン、ラジャ」「ピサン、ウダン」

「ピサン、メジ」等にして其栽培は有利なり。織

維の目的には布を織り、綱貝を編むものは、各種

あれど半島には其業未だ盛ならず。

「アバカ」(呂宋語)一名呂宋大麻はヒリツピン諸

島及モロッコの産を推す。麻は芭蕉の幹中に存す

る纖維にして、其果實は食用たるべからず。「アバ

カ」の培養は五十方「ヤル」の地域に殆んど干本を

植ゆ可く、幹の丈十三尺に長ずるを常とす、生長

の後之を切斷し、其幹皮を離別す、(大概一本にし

て十數皮を重ね)線の精細なるは毛髪之如く各種

の布を織り其外部の皮中に存する粗大なる者は綱

貝を製し、「マニラ、ヘム」として諸國に輸入さる、

なり。

「ピサン、カロ」(馬來語)は野生芭蕉の一種にし

て半島の山野に天産しセラシゴール、ペラの新開

墾地には蔭影樹として栽培せし者を見る、同地方

のマーケットに繩代用品たる芋莖の如き者は、此

種の芭蕉幹皮を日干せし者にて極めて強力、索繩を

編み草鞋を作るべし。其纖維の手製せし者を見る

に干製物より取りし者は稍淡黄色にして生葉より

せし者は純白にして我國の麻の如く織布の原料に

十分價值ありとす。唯だ其製法の困難なるより未

だ世人の注意を惹くと鳳梨の如くならざるなり。

〔ラミー〕(馬來語)山芋 (Urtica Eschiana) 學名

馬來人は通常「ラミン」と發音するが如し、尋麻の

一屬にして、群島各地に野生し、支那人、印度人

は其樹皮の纖維より布を織り、馬來人は極めて精

良の縫糸及釣糸を製し其根は食料たり。

〔椰子實纖維〕「タリ、カラバ」(馬來語)

椰子實を日干し、其果肉を採集する際、外皮を削

刮す。皮肉は粗大なる纖維を以て組織し、其色淡

黄なり、線の長さ七八寸、地方之を繩に編み、船

具となし、又履、擦蓆、蒲團綿代用、其他に供し
土人經濟品の一なり。本品の索繩として呂宋麻及
棕櫚に勝るは克く水に浮み鹹水に耐へ其質極めて
強靱なるにあり。故に船舶用索繩は本品を以て第
一とす。

〔カボン〕莖衣 (Arenga Saccharifera) 學名

棕櫚屬の一種にして、外見椰子より幹高からず、

其莖葉共に粗大なり、半島、爪哇、スマトラに多

産し其效用は椰子に次ぐ、酒精、砂糖、澱粉を作

り、果實よりは一種の菓子を製すべし、土人は又

其外皮に含み毒汁を矢に塗り戦具に供せり、本植

物の莖衣の大なる者は一見熊皮の如く悉く黒色の

纖維を以て織成す、而して其織緯は之を三等に區

別し其大なる者は莖の外部に附着する骨子にして

古來馬來人之を削りて筆又は吹矢の筒と爲せり。

其質脆く效用廣からず、其線の小なる者を「タリ

イジョウ」と稱し、索繩を編み、地方に販賣する

こと亦我國の棕櫚繩の如し、英人バルケレー氏の

説に曰く其中間に位する纖維は汽鐘掃除用刷毛に
適せりと、然るに歐洲の刷毛製造者は南米「ピヤ
サバ」棕櫚を其原料品と爲し來りしが、製造業者
は常に供給の不足を歎ずれば本條の「カボン」にし
て其目的に適するを得ば洪大の販路を開くべし。

〔グルカ〕(馬來語)桑椹樹 (Broussonetia papyrifera) 學名

〔フボス〕同 山薑 (Sectanina) 學名

〔オベピナン〕同 檳榔樹莖衣 (Betelnuts sheaths) 英語

〔ラ、ン〕草 同 雜草の一種 (Imperata cylindrica) 學名

以上の四品は製紙原料として望あり、紙輸入前の

馬來人は「ロンター」と稱する一種の棕櫚葉を紙

に代用し、針の如き者を用ゐて其枯葉を刺し字形

を切して記録とせり、(今此種の遺物多くは「コー

ラン」の典籍にあり)樹皮より紙を製するは單に

瓜哇人に限るが如し、第一「グルカ」は各地に野生

し、山薑の原料品たるべしとは最近歐人の説にて

其法枯葉を一二寸づゝ、刻み苛性曹達を混じて之を煮、後石臼の類にて碎き扁平なる半製品となすにあり、第二「テボス」山蓋は各地の叢林に野生し、幹長六七尺十四五尺に達すと。又幹は白湯に煮黄色の索繩原料を得。第三檳樹の圓錢狀花を外被する部分を莖衣とす、今之を切斷し湯中に煮ること前品の如くせば最も強力の紙原料を得べし、本品は普通各種の食物を包むに用ゆること我竹皮の如く、支那人は靴の裏底を製するに用ゆ、然れども未だ供給大ならず。第四「ラ、ン」草は伐林後の園地に野生し其發育の速なると多量なるとは我國の「ちかや」の如し、農家は本植物の地味を害することを恐るゝ大なり、土人多くは之を茹めて屋を葺き或は之を焼きて肥料となし、支那人は其根莖を掘りて藥種を得、又其穂を摘みて綿に代用す、然れども未だ製紙の原料たるを知らず。ジョン、フィシャル氏初めて之を試むること山蓋の如くし、繩及紙を得べしと斷定し、元新嘉坡植物園長

も亦之を試みて好結果を得たりと。
 【其他】纖維を産するものは、「ガバン」、「バク」樹皮、「ラヤ」草、「アントイ」樹皮、「トラップ」樹皮あり、ボギス、瓜哇人等は「カド」と名くる木皮より纖維を採集すと云ふ。

第五 材木の部

群島、佳樹、珍木の商品たるもの沈香、降香、蘇木、檀香木等を主とし、又左の良材あり。
 一、カユ、アラン、烏木、黒色を帯び光澤あり、半島、ボルネオの産はセイロン、モリヤスに比すれば劣れり。
 二、ロンガス、丹褐色を帯び木紋美なり、器具を造る、樹皮は毒汁を含み、人之に觸るれば腫物を生ず。
 三、カユ、カムニン、山地に生ず大約五種あり、根大扁平、刀劔の鞘を作る、「サロン、カリス」是なり、虎紋華麗なり。
 四、ニボン、棕櫚の一種、效用廣し、古來我國の

- 檳榔柱とせしはこの種ならん。眞の檳榔は柔軟なり、土人は柱、橋板、樹心を穿ちて水管を作る器具用として美麗堅牢（鐵竹）の名を與ふべし。
- 五、ジャチ、チーク樹の馬來語、北部暹領に産す交通不便の爲め市場に出づる稀なり。
- 六、ダマラウ、樹脂に富み、堅牢久きに耐へ水に浮まず、半島木材中の高貴なる者、地下百年敗朽の要なく、巾一尺長數十尺の大梁を得べし別名（鐵木）
- 七、トムヌー、樹脂多し、耐久、前者よりも歪むを常とす、樹心穴あり方六寸以上一尺の桁を得、此木地下百年を支ふ。
- 八、テンピラス、一名「カピニ」頑強、鐵木の一也尤も屋材に適す、色は淡赤稍黄を帯ぶ。
- 九、ピンタン、コル、大木なり、帆橋架を作る、水に浮みて堅く船材に必要なもの也。
- 十、ミラボウ、卓子板、椅子、及小舟を作る、耐

- 久、同種にして「ミラボーイタム」、「ミラボーダラ」、「ミラボーレンコン」あり。
- 十一、チンギー、喬木砂地に産し、周圍十八尺乃至二十五尺鹹水に耐へ、水に浮ぶ。船材。
- 十二、ロサア、喬木、樹心三分二は丹色なり、幹の直經尺八、橈楫を作る。
- 十三、スラヤ及メランチ、河岸に多産す、白、赤黒三種なり、板料の普通なるもの、其質我杉の如し。
- 十四、クランジ、良材、水に沈む、支那人は帆橋楫子を造り、馬來人は梁とす、耐久は「テンピニス」、「トムヌー」に及ばず、上海に輸出多し。
- 十五、ムータブス、蔞色を帯ぶ堅材の一、槍幹銃丁裝用、其大なるは桁とす、ペラ、トロノーに多産す。
- 十六、ツムバン、喬木なり、黄色を帯ぶ、建築材として「テンピニス」に次ぐの良材なり。
- 十七、カユ、タムバンブシ、鐵木の一、建築土木用の堅材。

- 十八、ギユム、土人は此木を最上の船材と信ぜり堅牢にして重く耐久、且つ海蟲の患なし。
- 十九、イベル、大木、赤色土木、屋材となす、造船用板材として「チーク」「ミラボー」に劣らず。
- 二十、カトン、大木、造船用高地に産し、卓子用板に適す。
- 二十一、カユクーム、大木、強堅、舟板材なり水に沈む。
- 二十二、カユ、ラウ、黄色を帯ぶ泥地に産す、雨露に曝して十年を支ふ可し、土人柱標を作る。
- 二十三、マダン、リバーダウン、屋材、白色にして其葉は白し。
- 二十四、ギラムチクス、幹大ならず、褐色、堅牢屋材用にして其樹皮は染料たり。
- 二十五、ブウヌウ、大木、酸味の果を生じ柱及小舟を作る。
- 二十六、ピタリン、建築用材。
- 二十七、ツームウス、栲樹叢中に生ず、桁を作る

- 二十八、ヌンカビビ、耐久、樹の最輕なるもの高地に産し、柱材として土中に朽ちず、克く水に浮ぶ。
 - 二十九、チエンボダ、アヤ、大木にして水澤に産し、水に沈む、黄色にして舟を作る、樹皮は堅くして曲り壁面を覆ふに適す尙杉皮の如し。
 - 三十、其他「カムベナー」「カユ、ブンガ」「カユ、チヤ」「カユ、シンガム」等大略五十種を超ゆ。
- 【藤】「ロタン」(馬來語)(Rotan)(英)
山林に野生す、未だ人工を用ひて培養を見ず、藤は林産有利品の一にして産地はボルネオを最高額とし、市場ボンテアナ、バレンバン藤名あり、而して其種類は殆んど三十を超ゆ、最小なるは筆大の蔓生より、竹の如く直立するあり、均しく棕櫚科の植物にして左記十五種を商品の普通なるものとす。
- 一、ロタン、サマンブ、性堅く幹大、兩節の間長

- し世にマラカ枝と稱する上品にして多額を輸出す、其下等なるは籠及寝椅子骨子と爲す。
- 二、ロタン、マノウ。三、ロタン、ツト、共に籐杖を作るべし。
- 四、ロタン、セガ。五、ロタン、テガ、セガ、椅子底を作る、「テガ」、「セガ」には三方面あり。
- 六、ロタン、シンテ。七、ロタン、カワ。八、ロタン、サバ船用索繩を編む、「シンニー」白色にして美なり、且其幹の細長強力なるを賞す。
- 九、ロタン、ダンナン、其幹長大、蓋し籐中の巨大なるものなるべし。

- 十、ロタン、タワ、河岸に産し、擘幹は、鈎形の卷鬚を被る。
- 十一、ロタン、ジエーマン、染料麒麟血を産する籐なり。
- 十二、ロタン、バーバン、地上に匍匐する蔓生籐なり、「ロタン、カワ」と等しく索繩用なり。
- 十三、ロタン、ウダン、土人は其幹心を穿ちて、毒矢を放つ吹筒と爲す。
- 十四、ロタン、サラ。十五、ロタンピン、前者は馬來人其實を食ひ「ピニ」の葉は一種の毒汁を含む。

◎椰子栽培の利益
椰子樹の栽培も亦利益少からず然れども收益はゴム樹に及ばざるも土地の選擇を要すること少きを以て廣く之が培植をなし得るの利あり椰子は一英反に付約五六十本の培植を適當とす而して植付後七ヶ年を経過すれば一本の價約十圓となり、一本より、約一圓の純益を得べし而して椰子樹植附後收穫を見る迄の費用は一本に付約五十錢乃至一圓と見積る時は十分なり、故に一萬圓の資金を以て椰子樹一萬本を培植する時は七年の後は其價格十萬圓となり、毎年一萬圓の利益を収むるを得べし。

第四抄 諸法規及在留民須知事項

諸法規及在留民須知事項

第一、瓜哇在留民須知要項 (在バタビヤ帝國領事館告示大正四年七月一日)

一、土地所有權の事

當領に於いては小面積の土地を除き土人以外の者に土地の所有を許さず但し土人以外の者も或る條件の下に之が貸下を受くることを得小面積の土地とは市街宅地製造所建設地を指すものにて拾バツ以下に限る其他の官有地にありては借地料を仕拂ひ七十五年以内の期間永租借する事を得

尙は無産者にて田地若しくは畑地の小規模耕作に従事せんとするものに對しては有利なる條件を以つて拾バツ以内必要の場合にては二十五バツ迄擴大するを得土地の賃貸を許し政府は特に其開墾に關し便宜に供與するの規定あり(本規定並に手續等の詳細に關しては「バタヒヤ」印刷局 Agrarische Regelingen を参照せられたし)

即ち栽培等を目的とする土地の賣買は到底不可能なるも和蘭東印度會社時代及英領時代に於て土人以外の者の所有する所謂私有地は今尙ほ各地に存し之等は當事者と協定し買取ることを得べく従つて土地所有權を繼承し得べきものなり。

外領土地租借を許さるべきものは瓜哇に於けると同しく和蘭臣民、和蘭住民、蘭領印

度住民又は和蘭又は蘭領印度に設立せられたる商事會社たるを要し租借料は登記後六年目より毎年壹バウニキ壹盾以内を納入すべきものなり。

外領官有地永租借規程譯文は昨年六月十一日付を以てスーラバヤ、マカッサー、ボンチアナ、メダン、及バダン各日本人會に回送せり必要の仁は各會に就き照會せられたし。

二、鑛業權の事

鑛山の試掘及採掘權を取得し得るものは和蘭人、和蘭又は蘭領東印度住民及和蘭若しくは蘭領東印度に於て蘭法に遵據し設立したる會社にして重役の過半数は蘭國臣民若しくは蘭領東印度住民たるを要す又或る地方特に島嶼にありては私人の採掘を許さる所あり。

三、漁業權の事

當領水産法規中重要なるものは眞珠貝及海鼠漁業規程にして其他一般の漁業としては獨り、リオ洲内に地方的規則存する位に止まれり即ち同洲に於ては邦人にして地方官の許可を得て漁業に従事するものもあるも其他當領沿岸に於いて外國人の漁業差支なきや否やの問題は今日處判明せず、尤もバククバン、トートク等にて於いて

は地方官の黙認を経て漁業に従事する日本人あり當領政府は目下漁業規程の制定中に屬し本年中には多分發布せらるゝに至るべければ、黙認の下に従事するものは兎に角其他に於ける漁業希望者は右制定を俟つて開始するを安全とす。

四、遺産の事

正當相続人又は近親の者なき死亡者ありたる時は其遺産は *Wespen Boedelkammer* にて管理精算し殘額は煩雜なる手續を履みたる上當館にて受取り次で在本邦遺族に送付する事となり居れり然れども遺産管理局に於いては右死亡者の債權債務を精査する爲め公告等をなし決着までには意外の長時日を要し又之に要する費用少なからず然るに普通の場合に於て遺族は多額の遺産を期待し實際送金額の少きを見て死亡者の知人等に對し疑を挿し來るもの甚多し或は管理局あり殆んど價值なき所有品の回送を受け當館に於ては止むなく其運送費を自辨せざるを得ざる場合等あり勿論斯る場合に於ては遺族より之を要せし費用を回收する見込なきにつき今後死亡者ありたるときは右の事情含み置かれし。

五、入國の事

外國人の入國に付ては瓜哇に入るものと外領諸地に上陸するものと稍々手續を異

にし前者にありては、タンジョン、ブリオク、スマラン及スーラバヤの三港に限り上陸を要するものにして下船前下船監理官港長又は港務員より上陸許可證を受け其際免許料二十五盾を納入すべきものとす該免許料は船便次第にて乗船切符購入の際同時に仕拂を要することあり右の上陸許可後三日以内に移民官に出頭し入國免狀と引換ふべきものなれども自活に途なきもの又は公安に害あるものと認めらるゝものは何國人たりとも入國を拒絶する事となり居れり。

右日本人入國の際に於ける自活能否の手心に付ては當館より隨時其筋に交渉する所あり此儀に關しては標準を歐洲人同様ならざる様致しあるも尙ほ入國者が移民官に對し充分自活の途を有する事を辯明し得る用意肝要なり入國許可證は二ヶ年間有効にして期限に至れば更に一ヶ年づゝ二回延長を求むる事を得右許可證は外領地に於ても效力を有す。

外領入國條件は稍寬にして免許料の納付を要せず(ボルネオ西岸州に於ては瓜哇に於けると略同様の規定を敷けり)而して其有効期間は六ヶ月とす。

瓜哇に入國後六ヶ月以内に退去するものは曩に納付したる免許料二十五盾の拂戻を求め得べし又船舶の通し切符若くは往復切符を有するものは入國條例の拘束を

受けず自由に瓜哇内地を旅行することを得醜業婦の入國は許さず。

六、住民權の事

當領に於て苟も永久的に栽培其他の事業に従事せんと欲せば先づ住民權を獲得するを要す住民權を得んと欲するものは總督宛の願書を認め之れに入國免狀を添へ居住地を管轄する地方廳を経て總督に申請するものとす然れども公安の爲め若くは出願人に於て充分生活上の途を有せずと認むるときは總督は右申請を拒絶するの自由を有し而して該拒絶に會ひたる場合は退去を要するものなり即ち住民權を得る最も確たる途は一定の住所及適當の收入を有し又租税を負擔し素行善良なる等之也。

永住權出願書式等は本年四月二十四日付を以てバタバヤ、スマラン及スーラバヤ、三日本人會に送付しあり。

七、居住營業の事

帝國臣民が當領内各地に旅行し又は滞在の自由を有することは日蘭通商條約第一條の規定する處なるも右は當領國法に遵由を要するものたることを忘る可からず即ち内國臣民又は最惠國臣民一般に適用さるゝ規程は無論遵奉すべきものにして

國法の制限を犯してまでも旅行し又は居住し得る次第にはあらず在留民中往々之れを誤解し地方官憲の措置を云々し來るものあれども是等は多く條約又は國法の存在を知らざるか又は適當の手續を取らざるに歸因す、或者歐洲人及對格者の旅行制限區域に對し苦情を申立て來るものなきにあらずるも是は別問題として考察するを要す然れども條約の保障あるにも拘らず他に正當の理由もなくして他外國人に許し獨り日本人に許さざるが如き不公平なる取扱ある場合には躊躇なく事情を詳報せらるべし。

支那人亞拉比亞人等は歐洲人對格者にあらず彼等の有する特種便宜(他面より見れば不利益)を日本人が享有せんとするは又別個の問題なり。

現行日蘭通商航海條約は日佛兩文共去る大正二年十二月九日付並に其後の日付を以て在バタバヤ、スマラン、スラバヤ、バンドン、メダン、ボンチアナ、バダン、アンボイナ、ドボ、チエリボン、ジヨクジャ、マカツサ、メナド、モノクワリ、バリクバシ、パンジャルマシ、パンカルビーナン、サマリダ、各日本人會、日本人會の設立なき地にありては其地の主なる在留民宛頒布しあり。

八、醜業者の事

諸法規及在留民須知事項

醜業者は當領刑法により處罰せらるべし醜業者取締の件に關しては去る大正二年八月十七日付並に本年四月十二日付管内各日本人團宛當館通告の通り。

九、醫師及齒科醫の事

當領に於て醫師及齒科醫を營むには先づ當領規定の試験に及第するを要するは大正元年末當時存立日本人團宛警告せるが如し、蘭領東印度に於ける開業醫の資格試験科目等共掲載明治四十四年十月通商彙纂第五十九號は其當時關係各地に配付し又改正試験規則は大正三年五月十日付を以てパタビヤ、スマラン、スーラバヤ、メダン、バダン、ボンチアナ、マカツサー各日本人會に通知しあり。

十、實業届の事

在留邦人發展狀態參考上當領に於て農工商漁業に従事し大凡左の資格を有するものは毎年末の情況翌年二月までに届出でられたし右は他に公示すべきものにあらざれば陰蔽なく事實を報告せられたく之れを缺くときは自然自己の不利を招くことともなるべし。

記

一、直接輸出入貿易に従事するものにして店舗を構へ一箇年一萬圓以上の取引を

爲すもの(本店たると支店又は出張所たるを問はず)

二、右の外店舗を構へて一箇年一萬圓以上の賣買を爲すもの

三、年額一萬圓以上と認むべき製産高を有する製造業者

四、前同額以上の收穫ありと認むべき農業者牧畜者又は漁業者

右等營業主の原籍、姓名、商號、社號、本店及支店出張所資本、貿易賣買生産漁獲高所有又は借入田畑の面積、使用人員、器具、器械の代價

本邦人にして外國人と協同し右等の營業をなすものは其全體の情況を報告し且つ本邦人の出資高又は分配高を付記すべし。

届出の形式は左の雛形に準ぜられたし。

營業主支配人
若しくは主任

稱

號

本籍地名

營業種別

資本

取引賣買
製造漁獲高

使用人員

摘要

山口 菊松

山口順天堂

大阪市北區末廣
町一〇四番屋敷

雜貨及賣藥

三千圓

一萬五千圓

三人

十一、送金額報告方

外國に在留する本邦人が毎年本邦へ送金する金額を調査することは極めて緊要の義なるが故左記事項により各日本人團體に於て夫々精査し既往一箇年分を翌年二月までに報告せられたし。

諸法規及在留民須知事項

記

一、各一定区域内全體の分を調査すること右は在留邦人一般に関する送金を計上すべきものなるも商業資金として流通せらるゝ種類の送金に限り除外し算入すべからず。

二、正確なる送金高送金の種類等につき疑あるものは推定に據らるゝも差支なし報告書は左の雛形により作成せられたし。

自 年 月 日 在何地方面邦人本邦へ送金額調
至 年 十二月三十一日
送金方法 送金者人名 金額(邦貨にて記す)

外國郵便爲替に依るもの

外國銀行爲替に依るもの

臺灣銀行爲替に依るもの

某商店又は歸朝者委託送金せるもの

自身携帶歸朝せるもの

備考 送金方法は單に例を掲げたるものなるにより地方の状況に應じ便宜細別せられたし

十二、人事に関する諸届の事

従來在留届其他戸籍に関する諸届を提出するに當り其形式又は記載事項を一々當館に問合來るもの多く且つ當館に送越せる届書中にも不完全不規則なるもの往々有之が爲め當館事務の進捗に不便を醸したること少なからず且一々之が應答の煩に堪えざるを以て今左に在留届並に戸籍に関する諸届中當館に於て従來最も多く接受せるものに付其形式記載事項並に其他注意事項を詳述すべし。

A 在留届、當領内に在留する帝國臣民は、外國在留帝國臣民登録規則に従ひ其在留地到着後七日以内に氏名片假名にて振假名を付すべし(本籍、族稱、生年月日、職業、在留地、到着月日、旅券番號を記載したる在留届を當館に提出せられたく右届出なき在留者に對しては在留證明其他一切の證明を拒否することあるべし追て別封を以て送付したる「カード」赤白合計 枚在留届に代用するを得るものにして今後漸に到來在留届提出の要ある際には男子は赤色「カード」女子は白色「カード」各欄に夫々當該事項記入の上當館宛御送付あれば其を以て在留届と認むべし。

B 轉住、歸國届、當領在留者にして轉住したる場合には直ちに其旨當館に届出ら

れたく又歸國の場合には其一時的たると永久的たるとを問はず歸國届を提出せらるべし。

C 出生届、當領在留者間に出生ありたる場合には出生後十四日以内に別紙書式甲號に従ひ當館に出生届同文二通提出すべし。

D 私生子認知届、當領在留者にして私生子を認知せんとする場合には別紙書式乙號に従ひ當館に私生子認知届同文三通提出すべし。

E 婚姻届、當領在留者間に婚姻ありたる場合には別紙書式丙號に従ひ婚姻届同文三通當館に提出すべし。

F 死亡届、當領在留者間に死亡ありたる場合には届出義務者が死亡の事實を知りたる日より七日内に別紙書式丁號に従ひ死亡届同文二通を作成し之に醫師診斷書若くは検案書又は警察官の檢視調査の謄本を添付して當館に届出づると同時に當該和蘭地方官憲にも必ず其旨届出で且日蘭領事條約第十二條に據り同地方戸籍官吏の發給したる死亡證明書謄本を當館に送付する様依頼せらるべし。

G 諸届書認め方其他注意事項、總て戸籍法に據る諸届書には略字又は符號を用ひず字畫明瞭なることを要し年月日を記載するには一二三十の文字を用ひずして壹貳參拾の字を用ふことを要す文字は之を改竄することを得ず。

當館に提出したる前記戸籍に關する諸届書は外務省を經由して當該届出人の本籍地市町村役場に回送せらるゝものなれば當館に右届出をなしたるものは更に其本籍地市町村役場に届出するの必要なきものとす是等戸籍に關する諸届は戸籍法上必ずしも當館を經由するの必要なきものにして各届出人に於て直接其本籍地市町村役場に送付するも差支なく但し右の場合には當館に對しては其旨を付記し同種の届一通を提出すべし當館に於ては事務簡捷上在留者の可成此の方法を採られんことを希望す。

在留證明願其他の證明願は二通宛提出すべし。

十三、旅券の事

外國旅券は自分證明其他の場合に於て最も必要なものたるに拘はず本邦出發前海外旅券の下附を受けず當領到着後和蘭官憲より旅券の閲覽を要求せられ止を得ず當館に旅券下附を出願するものあるも右は取締上甚だ都合の次第に付き向後は渡航前必ず之を受領せらるべく然らざる者に對しては當館に於て旅券下附を

拒否することあるべし旅券の下附を請ふ者は書面に姓名本籍族稱生年月日職業旅行地名旅行の目的を認め之に戸籍謄本を添付し出願すべし。旅券を紛失又は発見したる場合は其旨直に届出べし。

十四、徴兵猶豫の事

徴兵令第二十三條第二項により當領内に在留する徴兵適齡者は本人の願により徴集を猶豫せらるべきも右出願には徴兵事務條例第五十五條により本領事より在留の證明を受け之を徴兵猶豫願に添付し町村長の奥書證印を得たる上毎年四月十五日迄に當該聯隊區徴兵官に提出すべきものなり。

徴兵猶豫願出に要する在留證明書は其歳一月一日以後現住者に發給す即ち一月一日以前の日付に係る證明願書に對しては證明を與へざるべし該證明は前記在留を提出したる者にて且旅券を有する者に對してのみ發給し右届を怠り若くは旅券を有せざるものに對しては其證明を拒否することあるべし。

十五、手数料の事

各種の證明旅券交附其他に關する手数料左の如し。

在留證明 一盾二十五仙

營業證明	二盾五十仙
農業證明	同
譯文證明	同
身分證明	壹盾貳拾五仙
呼寄證明	同
在留證明	壹盾貳拾五仙
在留事實證明	同
死亡證明	同
事實證明	同
輸入證明	同
旅券査證	同

十六、諸願届様式
大正六年一月一日より實施す。

登録届

本籍地	何府何市何町何大字何 何番地
族籍	華土族平民 戸主 職業 某何男(又ハ姉弟妹等)
現住地	關領東印度何島何
職業	

諸法規及在留民須知事項

姓名 何某(假名ニテ讀ミ方ヲ記ス位動アルモノハ記入)
生年月日 何年何月何日生
旅券 何年何月何日何縣下附 第何號
現住地到着ノ時 何年何月何日
兵籍 (男子ニ限リ本項ニ何年徴集陸海軍官等級ヲ記入ス)
右登録及御願候也
年 月 日
住所 右何 某
保證人 何 某

在バタビヤ

日本帝國領事何某殿

◎注意 本屆書ニハ旅券ヲ所持シ居ル者ハ旅券、旅券ヲ所持セザル者ハ戸籍謄本(現ニ所持シ居ラザルモノハ追テ提出ノ旨ヲ附記スベシ)ヲ添ヘ届出メシ
本籍移動ノ時改姓名ノ時轉住又ハ歸國ノトキ其都度其旨ヲ届出シメシ但シ歸國スル者ニシテ證明書ノ發給ヲ受ケル者ハ届出チナスニ及バズ
本屆出チ忘ルトキハ外國在留帝國臣民登錄規則第七條ニ依リ諸證明ノ發給ヲ拒否スルコトアルベシ

出生届

本籍 何府何町何大字何 何番地
 族籍 華士族 平民 戶主職業某何女(戶主トノ關係記入ス)
 父 職業 何 某
 母 職業 何 某
 出生子 何男 何女 某 某
 出生ノ時 大正 年 月 日 午前 何時何分
 出生ノ場所 關領東印度何島何
 右及御届候也

年 月 日
 現住地 關領東印度何島何
 届出人 父又ハ母 何 何
 生 月 日生 某

在バタビヤ
 日本帝國領事何某殿
 ◎注意 本屆書ハ正副武通リ作成シ出生ノ日ヨリ十四日以内ニ届出ベシ 私生子出産届ニ在リテハ四行目「父職業某」ヲ削除シ母ノ名ヲ以テ届出ベシ

死亡届

本籍 何府何町何大字何 何番地
 族籍 華士族 平民 戶主職業某何女(兄弟姉妹從兄弟等)
 現住地 關領東印度何島何
 死亡者 職業何 某
 死亡ノ時 何年何月何日 午前 何時何分
 死亡ノ場所 關領東印度何島何
 右死亡ニ付及御届候也

年 月 日
 本籍……………
 現住地……………
 届出人(死亡者トノ關係)何 某
 年 月 日生 某

在バタビヤ
 日本帝國領事何某殿
 ◎注意 本屆書ハ正副武通ニ醫師ノ死亡診斷書若シクハ檢案書又ハ檢屍調書ノ附本ヲ添付スルカ其他官廳死亡登録簿本ヲ領事へ送付方ヲ依頼ノ上届出ベシ

本屆出書ハ死亡ノ時ヨリ七日以内ニ届出ベシ

營業(又ハ農業)證明證

本籍 何府何町何大字何 何番地
 族籍 華士族 平民 戶主職業 何某何女(戶主トノ關係ヲ記入ス)
 現住地 關領東印度何島何
 職業 何 某
 年 月 日生 某

右私儀今般營業(又ハ農業)補助員トシテ何府何町何大字何何番地族籍戶主職業某何男(戶主トノ關係ヲ記入ス)何某(年月日生)ヲ呼寄度族券下附出願ノ爲メ必要有之候間肩書ノ地ニ營業(又ハ農業)罷在候旨御證明相成度保證人連署ヲ以テ此段及御願候也

住所 右 何 某
 保證人 何 某

在バタビヤ
 日本帝國領事何某殿
 ◎注意 本願書(正副武通)ニハ被呼寄人ノ經歷書戶籍簿本各一通并ニ出願者ノ經歷書資本金資本現在使用男女別姓名營業狀諸法規及在留民須知事項

應補助員ヲ要スル理由其他參考トナルベキ書類添付ヲ要ス

呼寄證明願

原籍 何府何町何大字何 何番地
 族籍 華士族 平民 戶主職業某何女(戶主トノ關係)
 現住地 關領東印度何島何
 職業 何 某
 年 月 日生 某

右私儀今般何トシテ(又ハ何々ノ爲メ)原籍地何府何町何大字何何番地族籍戶主職業某何男(戶主トノ關係ヲ記入)何某(生年月日)ヲ呼寄度族券下付附出願ノ爲メ必要有之候ニ付御證明相成度保證人連署ヲ以テ此段及御願候也

住所 右 何 某
 保證人 何 某

在バタビヤ
 日本帝國領事何某殿
 ◎注意 本願書(正副武通)ノ添書類ハ營業證明願ノ注意ノ事項ニ同シ

本願書ハ營業又ハ農業證明ノ範圍ニ屬セザルモノノ様式トス

身分證明願

原籍 何府何市何町何大字何何番地
族 華士族 平民 戶主職業某何女(戶主トノ關係ヲ記ス)
現住地 關領東印度何島何

職業 何 某
年月 日生

右私儀今般妻(子)某(何年何月生)ヲ呼寄度旅券下附出願ノ爲メ必要ニ有之候ニ付肩書ノ地ニ在留身分確實ノ旨御證明相成度保證人連署ヲ以テ此段及御願候也

年月 日

住所 右 何 某

保證人 何 某

在バタビヤ

日本帝國領事何某殿

◎注意 本願書(正副武通)ニハ戶籍原本一通經歷書身分證明ニスル足ル證明ヲ添付スベシ(營業證明願注意ノ項參照)内縁ノ妻ナルトキハ今般ノ下(内縁ノ妻何府何市何町何大字何何番地)族籍戶主職業某何女(戶主トノ關係ヲ記ス)何某(年月日生)

ヲ呼寄云々ト記載シ戶籍原本添付ヲ要ス

在留證明願

本籍 何府何市何町何大字何何番地
族 華士族 平民 戶主職業某何男(戶主トノ關係ヲ記ス)
現住地 關領東印度何

職業 何 某
年月 日生

右私儀今般一時歸國再渡航ニ際シ旅券下附出願ノ爲メ必要有之候ニ付肩書ノ地ニ在留罷在旨御證明相成度保證人連署ヲ以テ此段及御願候也

年月 日

住所 右 何 某

保證人 何 某

在バタビヤ

日本帝國領事何某殿

◎注意 本願書(正副武通)ヲ要ス 徵兵猶豫ノ爲ニスル在留證明ナルトキハ「右私儀大正何年度徵兵猶豫出願ノ爲メ云々」ト記載スベシ

在留事實證明願

本籍 何府何市何町何大字何何番地
族 華士族 平民 戶主職業某何男(戶主トノ關係ヲ記入ス)
在留地 關領東印度何島何

在留當時ノ職業 何 某
年月 日生

右私儀今般再渡航ニ際 旅券下附出願ノ爲メ必要有之候ニ付何年何月何日迄肩書前在留地ニ於テ何業ニ從事罷在候事實御證明相成度候保證人連署ヲ以テ此段及御願候也

現住地 何府何市何町何大字何何番地

住所 右 何 某

保證人 何 某

在バタビヤ

日本帝國領事何某殿

◎注意 本願書(正副武通)ニハ經歷書戶籍原本ヲ添へ願出ベシ

婚姻届

諸法規及在留民須知事項

本籍 何府何市何町何大字何何番地

族 華士族 平民 戶主職業某何男(戶主トノ關係ヲ記ス)

現住地 關領東印度何島何

夫 職業 何 某
年月 日生

右父職業 何 某

右母同 何 某

本籍 何府何市何町何大字何何番地

族 華士族 平民 戶主職業某何女(戶主トノ關係ヲ記ス)

現住地 關領東印度何島何

妻 職業 何 某
年月 日生

右父職業 何 某

右母同 何 某

右婚姻候間別紙何々同意證書相添此段及御届候也

年月 日

本籍 何府何市何町何大字何何番地

南洋要

現住地 蘭領東印度何島何 證人 職業 何 年 月 日生 某 〇

本籍地 何府何市何町何大字何 何番地 年 月 日生 某 〇

現住地 蘭領東印度何島何 證人 職業 何 年 月 日生 某 〇

在バタビヤ 日本帝國領事 何 某殿

◎注意 屆書ハ正副參通ヲ要ス

本籍 何府何市何町何大字何 何番地 年 月 日生 某 〇

職業 某何男(戶主トノ關係ヲ記入ス)

現住地 蘭領東印度何島何 夫 職業 何 年 月 日生 某 〇

右父 職業 何 年 月 日生 某 〇

右母 同 何 年 月 日生 某 〇

妻 年 月 日生 某 〇

本籍地 何府何市何町何大字何 何番地 年 月 日生 某 〇

現住地 蘭領東印度何島何 證人 職業 何 年 月 日生 某 〇

在バタビヤ 日本帝國領事何某殿

◎注意 本屆書ハ正副參通ヲ要ス

本籍地 何府何市何町何大字何 何番地 年 月 日生 某 〇

現住地 蘭領東印度何島何 證人 職業 何 年 月 日生 某 〇

右何年何月何日協議ノ上離婚候間證人連書ノ上此段及御届候也

年 月 日 右何 某 〇

第二 蘭領東印度入國及居住規則

(備考)

蘭領東印度は爪哇マヅラ島と外領とに區別して行政規則もまた同じからず。外領とはスマトラ、蘭領ホルネオ、セレベス、蘭領ニウギニヤ等を首として、數百の蘭領諸島嶼を稱し、何れも未開地にて、人口頗る稀薄なるも其れと反對に、爪哇マヅラ島は、人文日に開けて人口も頗る密なれば其の行政規程同一ならざるは當然なり。また其等の各地に入國する住民も(一)蘭國人又は歐洲人及其對等者と(二)土人及其他の亞細亞人との二種に區別し兩者其取扱を異にす。日本人は明治三十年九月東京に於て發布せられたる日蘭新通商航海條約に依り歐洲人と同等の待遇を受け其の入國及居住に關しては一八七二年總督府令三十八號の規程を準用せらる。次の規程乃ち其れなり。

A 歐洲人及對等者入國居住規則

(一七七二年蘭領東印度總督府令第三八號)

第一條 蘭領東印度ニ到着スル蘭國人其他ノ歐洲人及其對等者ハ到着後三日以内ニ其到着地ヲ管轄スル地方廳ニ國籍姓名年齢出發地及旅行ノ目的ヲ届出デ入國許可證ヲ申請スベシ入國許可證

諸法規及在留民須知事項

ノ有効期限ハ六箇月以内トシ其期限ハ延長スルコトヲ得其届出ヲ怠ルトキハ其日數ニ應ジ每一日蘭貨五盾ノ割ヲ以テ科料ニ處ス但シ其最高額ヲ蘭貨一百盾トス

第二條 入國許可證ノ所有者ハ許可ノ期間各開港場又ハ許可證ニ明記セル地方ニ滞在居住スルコトヲ得、而シテ若シ許可證ニ明示セザル地方ニ滞在スルコトヲ發見シタルトキハ其地方官ハ許可證ヲ取上グベシ

第三條 第一條ニ記載スル國民ハ一定ノ期間蘭領東印度諸島或ハ其許可證ニ記載セル地方ヲ旅行スルコトヲ得、一州内ノ旅行ハ其地方廳ニテ下付シ數州ニ亙ルトキハ總督ノ許可ヲ要ス而シテ總督ニ對スル申請ハ必ラズ到着地ノ地方廳ヲ經由スベク總督及地方官ハ公安ノ爲メ其地方ノ旅行ヲ危險ト認ムルトキハ之ヲ許可セザルコトアルベシ

總督ノ許可ヲ受ケ爪哇及「マヅラ」島以外ノ領土

ヲ旅行スルトキハ其外領土ノ到着港ヲ管轄スル
 地方官ニ其許可證ヲ示シ其查照ヲ受クベシ
 總督又ハ地方廳ニ於テ入國許可證ニ記載セル條
 項ニ違反スルカ又ハ前項ノ手續ヲ爲サザリシト
 認ムルトキハ其許可ヲ取消スルコトアルベシ
 總督ノ下付セル許可證ヲ携帶シ瓜哇及「マヅラ」
 島以外ノ地方ニ旅行シ又ハ居住セントスルトキ
 ハ地方官ニ於テ公安ノ爲メ又ハ本人ニ危害ヲ及
 ボスベキ恐れアリト認ムルトキハ其期間其許可
 ノ效力ヲ停止セシムルコトアルベシ又必要ト認
 ムルトキハ總督ノ訓令ヲ得テ安全ノ地點ニ滞在
 ヲ許スコトアルベシ

第四條 蘭領東印度ニ於テ瓜哇及「マヅラ」島ニ居
 住セントスルモノハ總督ノ許可ヲ得ベク其他ノ
 領土ニアリテハ其到着地ノ地方官ヲ經由シ其地
 方ヲ總轄スル最高地方官ノ許可ヲ受クベシ
 右申請ハ勞力又ハ其他ノ方法ニ依ル其生活ニ差
 支ナキコトヲ要ス

當該官廳ニ於テ其申請ヲ許可セザルトキハ其願
 末ヲ總督ニ申報シ總督ハ之ヲ殖民大臣ニ報告ス
 ベシ

第五條 蘭領東印度ノ住民ニ非ズシテ入國許可證
 ヲ携帶セズ旅行スルカ或ハ入國ノ許可ヲ取消サ
 レタル者ハ書面ヲ以テ所定ノ期間内ニ蘭領東印
 度ヨリ退去ヲ命ズルコトアルベシ而シテ退去ヲ
 命ゼラレタル者ニシテ期間ヲ經過スルモ尙ホ退
 去セザルトキハ警察官ヲシテ其退去ヲ強制シ其
 費用ハ退去者ノ負擔トス

第六條 退去命令ハ地方官ニ於テ本人ヲ召喚シ取
 調ヲ爲シタル後ニアラザレバ施行スルコトヲ得
 ズ其口供ハ調書ト爲シ若シ本人出頭セザルトキ
 ハ其事實ヲ退去命令書ニ附記シ其一件書類ハ總
 督ニ送附スベシ

退去命令ニ接シタル後一ヶ月内ニ地方官ヲ經由
 シ總督ノ救済ヲ求ムルコトヲ得地方官ハ總督宛
 ノ請願書ヲ受付ケタルトキハ何分ノ訓令ニ接ス

ル迄其命令ノ施行ヲ猶豫ス

第七條 左記ノ者ハ入國許可證ヲ付ナクモ入國ヲ許
 ス

- (一) 官吏トシテ蘭領東印度ニ派遣セラレタル者
 - (二) 蘭領東印度ニ出生セル者
 - (三) 夫ニ伴フ婦女及本領土ニ住スル夫ノ家ニ赴ク
 婦女
 - (四) 父母又ハ其保護者ニ隨伴スル幼者又ハ本領土
 ニ住スル父母又ハ保護者ノ許ニ赴ク幼者
 總督又ハ知事(外部領地)ノ任命セル者ハ蘭領東印
 度ニ永住權ヲ得タル者ト看做ス
- 前各項ニ記載セル資格ヲ有スル者ハ到着地ノ地
 方官ニ其資格ヲ通知シ其届出ヲ爲シタル證明書
 ヲ受クルニ於テハ同一ノ效力ヲ有ス
 婦人ニシテ其兩親又ハ男兒又ハ兄弟ヲ同伴スル
 者ハ第四條第一項ヲ免除ス

第八條 蘭領東印度ニ居住又ハ永住ノ許可ヲ得タル
 者及前條ノ規定ニ依リ其許可ヲ要セザル者ハ當

諸法規及在留民須知事項

領土内ニ自由ニ居住スルコトヲ得

但土人自治州ニ於テハ特ニ定メタル規定ニ依
 ルベシ

B 瓜哇及マヅラ島入國條例

(一九一二年二月蘭領東印度總督府令第一三八號)

第一條 左ニ記載セル國民ノ上陸及入國ハ規則ノ
 定ムル所ニ依ル

- 一、蘭領東印度外ニ住スル和蘭人ノ子孫ニシテ
 蘭領東印度ノ住民ニ非ザル者
- 二、蘭領東印度住民ニ非ザル諸外國人ハ「タン
 ジョン、ブノヨク」(パタビヤ新港)「スマラ
 ン」及「スラバヤ」ノ三港ニ限り其上陸ヲ許
 可ス

前項ニ該當スル者ハ其下船上陸前ニ總督ノ指定
 セル官吏ノ上陸許可證ヲ受クベシ
 前項ノ規則ニ依リ已ニ入國免狀ヲ有スル者ノ下
 船上陸ニハ適用セズ
 總督ハ其除外例ヲ設クルコトヲ得

第二條 船客ヲ輸送スル船舶ノ船長ハ左ノ規定ヲ遵守スベシ

- 一、着船後直ニ船客名及其目的地ヲ記載セル船客名簿ヲ作製シ之ヲ當該官廳ニ提出スベシ
- 二、前條ニ規定セル船客ヲシテ上陸許可證ヲ携帶セズシテ下船上陸セシム可ラズ船客名簿ノ書式ハ總督之ヲ定ム

第三條 上陸許可證ハ船内ニ於テ之ヲ發給シ一名毎ニ蘭貨二十五盾ヲ支拂ハシメ若シ其所有者ニシテ入國ヲ拒絕セラレタルトキハ其金額ヲ還付ス但シ上陸許可證ハ其妻子ヲ包含スルモノトス和蘭人ニハ上陸免許料ヲ課セズ

總督ノ定ムル期間内ニ蘭領東印度ヨリ退去スルモノハ納付濟ノ上陸免許料ノ還付ヲ求ムルコトヲ得

第四條 上陸許可證ハ三日以内ニ總督ノ任命セル特別委員ノ許ニ送リ入國免狀ト交換スベシ

上陸許可證ヲ下付セザル場合

- 一、瘋癲又ハ傳染性ノ疾患ヲ有スル者ニシテ公安ヲ害スル虞アル者若クハ入國後間モナク救助ヲ要スベキモノ
- 二、淫賣婦又ハ淫賣ニヨリテ生活スル者
- 三、犯罪人引渡條約ニ規定セル刑ノ宣吉ヲ受ケ將來其條約國ニ引渡スベキ犯罪者
- 四、當領内ニ於テ曩ニ居住ヲ禁ゼラレタルコトアル者

上陸許可證下付ヲ拒絕スルコトアル場合

- 一、自活ノ能力ナシト認メタル者
- 二、公安又ハ秩序維持ノ爲メ必要ト認メタル者
- 三、土人ノ經營狀態ヲ擾亂スベキ虞アル者ニ關シテハ別ニ總督ノ定ムル所ニ依リ其下付ヲ拒ムコトヲ得

本條第一項ニ記載セル入國免狀ハ妻子ヲ分チ一名毎ニ其免狀ヲ發給ス

第五條 第十條ノ規定ニ拘ラズ此免狀ノ正當所有者ハ營業又ハ居住ノ爲メ二ケ年間爪哇及「マツ

ラ」島ニ居住スルコトヲ得

前記二島以外ノ地ニアリテハ本免狀ハ蘭領東印度ニ施行セラル、入國居住規則ニ依リ許可證ヲ得タル場合ト同一ノ效力ヲ有スベシ

第一項ニ規定セル期限ハ本人ノ望ミニ依リ其居住地ヲ管轄スル州政廳ニ於テ各一年宛二回延期スルコトヲ得

延期ハ裏書ニ依リ效力ヲ生ズ

第六條 入國免狀ノ下付ヲ拒絕セラレタル者ハ八日以内ニ其下船地ヲ管轄スル州政廳ニ不服ノ申立ヲ爲スコトヲ得

不服ノ申立ハ第四條第一項ニ記載セル當該吏員ノ手ヲ通過スベク當該吏員ニ於テ之ヲ受理シタルトキハ其決定マデ假入國免狀ヲ發給スベシ

第七條 不服ノ申立ニシテ理由アリト認ムルトキハ假入國免狀ヲ本免狀ト交換スベシ

州政廳ニ於テ不服ノ申立ヲ理由ナシト認メタルトキ又ハ本人ニ於テ其申立ヲ爲サズシテ尙當領

諸法規及在留民須知事項

土内ニ存在スルトキハ第六條第一項ニ記載セル地方官ハ書面ヲ以テ退去ヲ命ズ

退去ヲ命ゼラレタル者ハ其出發迄地方廳ニ留置シ或ハ警察官ヲシテ監守ノ任ニ當ラシムルコトアルベシ

第八條 第一項ニ該當スルモノニシテ地方官ノ求ニ應ジ爪哇又ハ「マツラ」島ニアリテ入國免狀又ハ之ニ代ハルベキ書類ヲ提供スルコト能ハザルトキハ其居住地ヲ管轄スル地方廳ニ於テ第四條ノ理由ニ依リ入國免狀ノ交付ヲ拒絕セラレタル場合ヲ除キ之ニ入國免狀ヲ交付ス

前項ノ場合ニ於テ上陸許可證ノ所有者ハ蘭貨二十五盾又上陸許可證ヲ有セザルモノハ蘭貨五十盾ノ手數料ヲ徴シ入國免狀ヲ下付ス但シ妻子ヲ携帶セル者ハ此限リニアラズ

前項ノ場合若シ本人ニ於テ其入國ハ適法ニ許可セラレタルモ目下其許可證ヲ有セザル理由ヲ申立テ正當ト認ムルトキハ無手數料ニテ入國免狀

ヲ交付スベシ當該地方廳ニ於テ入國免狀ノ交付ヲ拒ミタルトキハ理由ヲ具シ八日以内ニ其地方ヲ管轄スル州政廳ニ上訴スルコトヲ得

本規則第一條第一項ニ該當セザル者ハ前項ノ規定ニ拘ラズ居住地ノ地方官ニ於テ審問ヲ受ケタル後十四日以内ニ其地方ヲ管轄スル地方裁判所ニ訴願ヲ提出スルコトヲ得而シテ其訴願ヲ受ケタル地方裁判所ハ檢事立會ノ上其事件ヲ審理シ判決ノ結果ヲ其地方廳ニ通知ス訴願提出者ニハ其判決ヲ受クル迄退去命令ヲ施行スルコトヲ得ズ

入國免狀ノ下付ヲ拒ミタルトキハ本人ノ居住スル州政廳ハ書面ヲ以テ本人ニ蘭領東印度ヨリ退去スベキコトヲ命ズ但シ本人ノ希望ニ依リ家事ノ整理ヲ爲スタメニハ必要ナル猶豫期限ヲ與ヘ期限後ハ直ニ第一條ニ記載セル最近ノ港ニ送り其地方ヲ管轄スル州政廳ニ於テ其出發迄之ヲ留置シ或ハ警察官ヲシテ其監守ヲ爲サシムルコト

アルベシ

第九條 蘭領東印度住民權ヲ得ントスル者ハ總督宛ノ願書ヲ認メ之ニ入國免狀ヲ添ヘ居住地ヲ管轄スル州政廳ヲ經テ總督ニ申請スベシ

州政廳ハ入國免狀ニ事實ノ摘要ヲ記入シ之ヲ出願人ニ還付ス出願人ハ總督ノ許可證ト引換ニ入國免狀ヲ返納スベシ其出願中ハ本則第五條第一項及第二項ニ記載セル權利ヲ保有スルモノトス

第十條 總督ハ公安及秩序維持ノ爲メ前條ノ申請ニ對シ其許可ヲ拒ムコトアルベシ自活ノ資力ナキカ入國後刑ノ宣告ヲ受ケタル者亦同シ

住民權證書ノ下付ヲ拒ミタルトキハ其理由ヲ付記シ同時ニ蘭領東印度ヨリ退去スベキ命令ヲ發スベシ

退去命令ニ關シテハ本則第八條第六項ノ規定ヲ準用ス

第十一條 第二條ノ規定ニ抵觸スルモノハ每一人蘭貨一百盾ノ罰金ニ處ス

前記罰金ノ納付ハ其搭載船舶ニ於テ連帶ノ義務ヲ負フベシ

第十二條 退去ヲ命ゼラレタル者ニシテ適法ノ入國免狀ヲ有セズ爪哇及「マヅラ」島ニ現住スルトキハ百盾以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ處罰者ハ罰則ノ適用ヲ終リタル後再ビ蘭領東印度ヨリ退去セシム

第十三條 他人ノ所有ニ係ル入國免狀又ハ住民權證書ヲ使用スル者ハ前條ノ規定ニ依リ處罰ス

第十四條 本規則ハ左記ノ者ニ適用セズ

一、政府ノ派遣員及其家族

二、領事館員及其家族

三、各國海軍ニ屬スル士官及乗組員

第十五條 總督ハ本規則ノ除外例ヲ設クルコトヲ得

第十六條 總督ハ本規則施行ニ必要ナル細則及附則ヲ設クルコトヲ得

總督ハ和蘭人及外國人ノ蘭領東印度ヲ旅行スル諸法規及在留民須知事項

者ノ爲メ特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得

附 則

本則第一條第一項及第二項ノ規定ハ本規則施行前適法ニ當領土内ニ入國シ又ハ住民權ヲ得タル和蘭人及諸外國人ニ之ヲ適用セズ

本規則ノ施行期日は總督之を定む

C 爪哇マツラ島入國條例施行細則

(一九一二年一月蘭領東印度總督府令第一〇號)

第一條 千九百十一年總督府令第一三八號ハ入國條例ト略稱シ本細則ハ入國規則ト略稱ス

第二條 蘭領東印度住民ハ其居住地ヲ管轄スル地方官又蘭領東印度住民ニシテ當領土外ニ居住シ者クハ居住セントスル者ハ當領土内最後ノ居住地ヲ管轄スル地方官ニ出願シ住民權所有者タル證明書ノ下付ヲ受クルコトヲ得

第三條 入國條例第一條第一項ノ規定ハ當領土内ニ到着シ又ハ停船ヲ命ゼラレタル船舶ノ船長及船員ニシテ其滯泊期間内ニ傭入契約ノ滿了スル

者ニアラザレバ之ヲ適用セズ

第四條 入國條例第一條第二項ニ該當スル者ノ上

陸許可證ハ港長又ハ副港長之ヲ發給ス

入國條例施行官ヲ下船監理官ト略稱ス

第五條 入國條例第一條第一項ニ該當スル者ニシ

テ「タンデオンブリオク」「スマラン」又ハ「ストラ

バヤ」ニ着港スルモ其施行ノ目的地ニアラザル

トキハ其上陸ニ際シ上陸許可證ノ申請ヲ爲スヲ

要セズ

第六條 旅客ヲ搭載スル船舶ノ船長ハ入國條例第

一條ノ支配ヲ受クベキ乗客ヲ同條規定ノ各港以

外ノ地ニ於テ下船セシムルコトヲ得ズ

之ニ違フ時ハ入國條例第十一條ニ規定セル罰則

ヲ適用ス

本規則ノ施行期日ハ總督之ヲ定ム

D 爪哇マツラ島入國條例の施行規定

第一條 千九百十一年總督府令第一三八號ハ入國

（一九二一年一月蘭領東印度總督府訓令第一〇號）

條例ト略稱ス

本規則ハ入國規定ト略稱ス

第二條 蘭領東印度住民ハ其居住地ヲ管轄スル地

方官、又蘭領東印度住民ニシテ當領土外ニ居住

シ若クハ居住セントスル者ハ當領土内最後ノ居

住地ヲ管轄スル地方官ニ出願シ住民權所有者タ

ル證明書ノ下付ヲ受クルコトヲ得

第三條 入國條例第一條第一項ノ規定ノ當領土ニ

到着シ又ハ停船ヲ命ゼラレタル船舶ノ船長及船

員ニシテ其滯泊期間内ニ備入契約ノ滿了スル者

ニアラザレバ之ヲ適用セズ

第四條 入國條例第一條第二項ニ該當スル者ノ上

陸許可證ハ港長又ハ副港長之ヲ發給ス

入國條例施行官ヲ下船監理官ト略稱ス

第五條 入國條例第一條第一項ニ該當スル者ニシ

テ「タンデオンブリオク」「スマラン」又ハ「ストラ

バヤ」ニ着港スルモ其施行ノ目的地ニアラザル

トキハ其上陸ニ際シ上陸許可證ノ申請ヲ爲スヲ

要セズ

第六條 旅客ヲ搭載スル船舶ノ船長ハ入國條例第

一條ノ支配ヲ受クベキ乗客ヲ同條規定ノ各港以

外ノ地ニ於テ下船セシムルコトヲ得ズ

之ニ違フ時ハ入國條例第十一條ニ規定セル罰則

ヲ適用ス

第七條 船客輸送船ノ船長ニ於テ下船監理官ニ提

出スベキ入國條例第二條第一項第一ニ規定セル

書類ノ様式ハ本規則附屬書式ニ據ル

第八條 下船ヲ許サレザル船客ノ已ニ支拂ヒタル

納付金ハ本規則第一條ニ規定セル移民取締委員

附屬書記之ヲ本人ニ拂戻スベシ

第九條 爪哇ニ到着後六箇月以内ニ蘭領東印度ヲ

退去スル者ハ「タンデオンブリオク」「スマラ

ン」又ハ「ストラバヤ」港ニ於テ下船監理官、其他

ノ地方ニ於テハ發船地ヲ管轄スル地方官ニ入國

免狀ヲ提出シ入國條例第三條第一項ニ依リ下船

ノ際納付セル料金ノ拂渡ヲ申請スルコトヲ得

諸法規及在留民須知事項

第十條 入國條例第四條第一項ニ依リ上陸許可證

ト入國免狀トノ交換ヲ爲スベキ吏員ハ「パタビ

ヤ」「スマラン」及「ストラバヤ」ノ三地ニ設置セラ

レ移民取締委員ト稱ス

移民取締委員ハ左ノ人々ヲ以テ組織ス

地方官 委員兼委員長

總督ノ任命セル特種官吏 委員兼書記

其地方ニ在ル歐洲人警察官 委員專屬一名

支那居留民團長 委員

亞拉居留民團長 委員

ムーア居留民團長 委員

ベンガル居留民團長 委員

州理事官ハ委員附屬書記ノ缺勤又ハ其他ノ事由

ニ依リ職務溢滞ノ嫌アリト認ムルトキハ相當ノ

吏員ヲ派シ其事務ヲ代理セシム

第十一條 總督ノ指定セル汽船會社ニ屬スル船舶

ニ搭乘スル一、二等乗客ニ交付セル上陸許可證

ハ再審ナシニ入國免狀ト交換セシム

前項ノ規定ハ入國條例第四條第二項ニ依リ下船上陸ヲ許サル者ニハ適用セザルベシ
前項ノ場合ニ其被拒絕者ハ移民取締委員ノ再審ニ付ス

第十二條 入國免狀ハ移民取締委員ノ名ヲ以テ同委員附屬書記又ハ其代理者之ヲ發給ス

第十三條 入國條例第三條第一項ノ規定ニ依リ納付セル金額ニ對シ上陸許可證ヲ交付シタル場合ト雖モ受領者ニシテ上陸許可證ヲ要セザルコト判明スルトキハ移民取締委員ハ同委員附屬ノ書記又ハ代理者ヲシテ其金額ノ拂戻ヲ爲サシム

第十四條 本規則ハ千九百十二年(明治四十五年)四月一日ヨリ實施シ之ト同時ニ入國條例ヲ實施ス

千九百十一年(明治四十四年)一月十五日附總督府令第十號雜形

汽(帆)船……丸
……港向旅客

姓名	等級	國籍	職業	出生地	乘船港

年 月...日...行航路ニ於テ到著港名ヲ記入スベシ

爪哇及マツラ島入國條例實施ニ關スル總督府訓令

(一九一一年一月關領東印度總督府訓令第五十五號)

第一 渡來者ノ場合

(イ)入國條例細則即チ入國規則(本年總督府令第一〇號)第十一條ニ依リ一、二等船客ニ限リ特別ノ待遇ヲ與ハサルベキ汽船會社船ハ左ノ如ク決定セリ

- Royal Packet Co.(爪哇濠州線ヲ含ム)
- Steamship "Nederland"(兩社共同經營ノ爪哇The Rotterdam Lloyd)ヲ含ム

Messageries Maritimes Co.

Asiatic Steam Navigation Co.(爪哇英領印度線)

West Australian Steam Navigation Co.(西濠州 Steam Navigation Co. "Ocean" 聯合線)

Burns Philp & Co. (Burns Philp line)

Archibald Currie & Co.(濠州印度線)

蘭國汽船ト雖モ爪哇、支那、日本線ノ如キハ前記指定會社ノ内ニアラザルヲ以テ其乗客ハ一、二、三等ノ別ナク皆普通ノ手續ニ據リ入國ヲ許スベシ

(ロ)又同規則第四條ニ據リ上陸許可證ノ申請ヲ爲サズシテ上陸ヲ許サルベキ船客ノ種類ハ左ノ如ク決定セリ

一、私有「ヤット」(船舶)又ハ回遊船ニテ來着シ短期間爪哇ニ滞留シ引續キ其航海ヲ繼續スベキ船舶ノ乗員

二、通シ切符ヲ所持シ爪哇ニ立寄りタル其他ノ船舶ノ乗客

諸法規及在留民須知事項

故ニ一時ノ旅行者ニシテ爪哇ニ到着スルモ其旅行ノ終點爪哇ニアラザルコトヲ證シ得ベキ通シ切符ヲ有スル者ハ本條例ノ支配ヲ受ケザルナリ

(ハ)入國條例ノ規定ニ依リ入國證書ノ下付ヲ拒絕セラレタル者ハ其上陸地ヲ管轄スル州理事官ニ上訴スルコトヲ得、被拒絕者が上訴シタルトキハ移民取締委員ハ其願書ニ對スル受領書ヲ交付シ州理事官ハ其審問ヲ爲スベキ日時ヲ移民取締委員及出願本人ニ通知ス而シテ移民取締委員ハ入國拒絕ニ關スル一件書類ヲ州理事官ニ提出シ州理事官ハ被拒絕者ヲ審問シ決定ヲ與フルモノトス

(ニ)移民取締委員又ハ其代理者ハ午前七時ヨリ午後八時マデ移民上陸地點ニ滞在執務ス同委員管轄地域ハ左ノ如シ

- 在スマラン港移民取締委員 「ペカロンガン」、「スマラン」、「ジンエーマス」、「ケヅール」

「ジョクジャ」、「スラカルタ」、「レムバン」及「マデオン」州
 在スラバヤ港移民取締委員「スマラン」港移民取締委員管轄地方ヲ除キタル爪哇東部一帯在バタビヤ港移民取締委員「スマラン」港移民取締委員管轄地方ヲ除キタル爪哇西部一帯(ホ)爪哇へ入國者ニシテ永住證即チ蘭領東印度住民權ヲ得ンコトヲ出願セルトキハ其居住地ヲ管轄スル地方官ハ左ノ事項ヲ調査シ且ツ意見ヲ附シ其願書ヲ總督ニ進達ス而シテ其出願者ニシテ最近其地方ニ轉住セル者ナルトキハ其居住地ノ地方官ノ意見ヲ照合スルコトアルベシ
 一、本人着後刑罰ノ宣告ヲ受ケタルコトナキヤ否ヤ
 二、公安及秩序維持ノため其入國ヲ許シ差支ナキヤ否ヤ
 三、自活ノ能力アリヤ否ヤ

(一)州理事官ハ必要ニ應ジ入國者ニ蘭領東印度ヨリ退去ヲ命ズルコトアルベク其退去ヲ命ズルトキハ本人ノ國籍地ノ最近港マデ之ヲ送還ス尤モ退去ヲ命ゼラルタル者ニシテ指定地以外ノ地方ニ赴カンコトヲ希望セルトキハ其到着地ノ地方廳ニ於テ其下船ヲ拒マザル場合ニ限リ之ヲ許可ス

第二 船舶ノ場合
 入國條例細則チ本年總督府令第十號入國規則ニ依リ船長ノ提出スベキ船客表ノ書式ハ豫メ入港地ノ下船監理官ニ申出テ其交付ヲ求ムルコトヲ得又下船監理官ハ入國條例及附屬細則又ハ其譯文ノ交付又ハ條文ノ説明若クハ之ニ對スル注意ヲ船長ニ與ヘ船舶操縦上不便ナカラシムルコトヲ期スル筈ナリ又船舶監理官ハ船員名簿ヲ檢シ乗組員數ノ割合ニ多ク移民混入ノ疑アルトキハ其者ノ無斷上陸ヲ拒ム旨船長ニ通告スルコトアルベシ

F爪哇及「マツラ」島内地通過旅客ニ

關スル司法部長通牒

一九二二年五月蘭領總督府司法部長ヨリ「タンジヨン、プリオク」スマラン」及「スラバヤ」三港駐在ノ下船管理官へ通牒

本年一月二日付總督府訓令第五十五號第三條第二項ニ記載セラレタル「通シ切符ヲ所持シ爪哇ニ立寄リタル其他ノ船舶ノ乗客」ナル文字ハ爪哇着後一時下船シ汽車又ハ其他ノ方法ニテ爪哇内地ヲ旅行シ同一地點ニ戻リ又他ノ地點ニ出テ再ビ乗船シ其目的地タル爪哇及マヅラ島以外ノ地ニ至ル船客ヲモ包含スル義ト解釋スルモノトス例ヘバ濠洲又ハ新嘉坡ヨリ出發セル旅客ニシテ往復切符ヲ所持シ途中爪哇内地ノ旅行ヲ爲シ更ニ乗船シテ其目的地タル濠洲新嘉坡又ハ其他ノ外國ニ向フ者ナルコト明瞭ナルニ於テハ其上陸船及爪哇内地ノ旅行ニ付入國條例ニ記載アル上陸許可證及入國免狀ノ請求又ハ所持ノ必要ナシ

右總督ノ命ニ依リ通知ス

(備考)

本通牒ニ依リテ明瞭ナルガ如ク爪哇内地ヲ觀察セントスル一般旅行者ハ豫メ往復乘船切符ヲ買フテ所持スルトキハ入國條例ノ拘束ヲ受クルコト無ク自由ニ爪哇内地ヲ旅行スルヲ得ルナリ

◎比島に於ける土地の獲得
 政府は比律賓人其他の米國人に對しては個人には四十五エーカー、法人には二千五百エーカーを限度として一エーカー十ヘツを以て拂下げつゝあり、外國人は個人としては此特權に浴する事を得ずと雖も、法人を組織し四分の一の拂込を終り、且つ事務員として一人の比律賓人を雇入るゝに於ては、等しく二千五百エーカーの地を所有することを得べし、而して借地權を得るには一英反に對し五十錢を以て足る。

第三 蘭領東印度土地法規

A 土地ニ關スル規定

土地條例拔萃(一八七〇年總督府令第一八號)

一、政府所有地ニ對スル永借地權
政府所有地ハ一定ノ借地料以上ヲ納入スベキ者ニ
競争入札ヲ爲サシメ落札者ハ其永借地權ヲ獲得セ
ル日附ヨリ六箇年目ヨリ所定ノ借地料ヲ納入スヘ
キモノトス
競争入札ニ附スヘキ土地ハ之ヲ公賣ニ附スル前一
箇月以内其土地ニ隣接スル住民ニ告知シ異議ヲ申
出ル機會ヲ得セシム
競争スヘキ土地ハ告示後四箇月目ニ開札シ總督ハ
開札後一箇月以内ニ其落札者ヲ決定ス
競賣ニ附シタル土地ノ落札者ニシテ確定後三箇月
以内ニ其土地ノ測定及製圖費ヲ上納セサルトキハ
其永借地權ヲ取消ス

永借地權所有者ハ左ノ資格ヲ有スル者ニ限ル

- (一) 和蘭國人
- (二) 蘭領印度住民
- (三) 蘭本國又ハ蘭領東印度ニ設立セラレタル商
事會社

永借地權ヲ有スル者ト雖モ其土地ニ罌粟ヲ植付ケ
又ハ其地内ニ鹽田ヲ造ル事ヲ禁ス、又永借地權ヲ
有スル者ハ政府所有ノ珈琲園ノ附近ニ於テ珈琲ノ
栽培ヲ爲スヲ得ス其距離及取締ニ關スル規定ハ別
ニ之ヲ定ム
永借地權所有者カ其地域内ニ溝渠ヲ新設スルカ或
ハ現在ノ河水ヲ利用セントスルトキハ總督又ハ該
官廳ノ許可ヲ受クヘク其許可證ニハ公益ノ爲メ必
要ナル條件ヲ附スルコトヲ得
永借地權ヲ有スル土地ノ上ニ建設セラレタル建築
物及其生産品ハ法令ノ規定ニ依リ課稅ス
其土地ニ對スル不動產稅ニ對シテハ永借地權收得
ノ日附ヨリ十年間其賦課ヲ免除ス(不動產稅ハ每五年地價ヲ評定シ其ノ一萬

分ノ七十五ヲ課シ借地料トハ別種ノモノナリ

永借地權所有者ノ使役スル土人及對等者ハ天災地
變ノ場合ヲ除クノ外其徵發ヲ免除ス(但シ公安ノ
爲メ必要ナル場合ハ此限ニ非ラス)
永借地權所有者ノ享有スル權利及義務ハ蘭領印度
ニ實施セル民法永借地權ノ場合ニ除外例ヲ設クル
ノ必要ヲ認メ其規程ハ別ニ之ヲ定ム
政府所屬ノ土地ニシテ其保留ヲ必要ト認メサルモ
未タ測量ヲ爲ササルカ或ハ測量ヲ終リタルモ三箇
年以内ニ之ヲ競賣ニ附セザリシカ或ハ競賣ニ附ス
ルモ落札セザリシトキ其權利ヲ享有スヘキ有資格
者(蘭國人蘭領東印度住民等)ノ申請アルトキハ之ヲ許可スルコ
トアルヘシ

前項ノ場合ニ於テ永借地權享有ニハ左ノ各項ヲ充
實スルヲ要ス

- (一) 永借地權所有者自ラ土地ノ測量又ハ製圖ヲ
終リタルカ或ハ政府ニ於テ作表セル製圖費及
測量費ヲ辨償セルコト

諸法規及在留民須知事項

- (二) 其地域ノ貸下申請ヲ一箇月以前ニ其地方關
係者ニ告知シタルコト

- (三) 借地申請ノ地域五百「バウ」ヲ超過セサルコ
ト

- (四) 其借地期限ヲ七十五年以下ト爲スコト

- (五) 其借地料ハ政府制定ノ最少額以上ナルコト

- (六) 其他本章ノ規定ニ抵觸セサルコト

總督府內務部ニ於テ特別ノ理由ノ下ニ其土地ノ測
定ヲ拒ミタルカ或ハ總督ニ於テ之ヲ拒ミタルトキ
ハ永借地權申請者ニ於テ自ラ其土地ノ測量ヲ爲シ
其圖面ヲ當該官廳ニ提出スルコトヲ得、然ルトキ
ハ三箇月以内ニ之ヲ審査シ其土地ヲ申請者ニ交附
スヘシ

備考

其貸下申請ニシテ其面積一島ニ互ルモノハ別
ニ之ヲ定ム

又本條例ノ規定ハ瓜哇及「マヅラ」二島ニ限リ
施行シ外領地ニ關シテハ別ニ法令ヲ以テ之ヲ

定ム

一、政府所有地永借地權所有者ノ權利及義務
政府所有地永借權所有者ノ權利及義務ハ一八七〇
年總督府令第一一八號及一八七二年同上第一一六
號ノ追加條例ノ規定ト蘭領印度ニ施行セル民法第
二編第二章ノ規定ヲ適用スルノ外別ニ左ノ通り規
定ス

永借地權所有者ハ鑛業條例ノ規定セル採鑛業ニ抵
觸セサル範圍ニ於テ自家用トシテ石材、粘土又ハ
其他ノ產物ヲ採掘スルコトヲ得

永借地權ノ所有者ハ別ニ規定セサル限り其土地ニ
存在スル樹木ノ自由處分權ヲ有ス

永借地權ノ所有者ハ其地域内ニ溝渠又ハ水路ノ開
鑿ヲ承認スヘシ尤モ之ヨリ生スル損害要償ノ權利
ヲ保留セシム

永借地權所有者カ其權利ヲ第三者ニ讓渡シタルカ
或ハ其代理者ヲ選定セルトキハ一箇月以内ニ之ヲ
其筋ニ通告スヘシ、違フモノハ蘭貨二十五盾乃至

百盾ノ罰金ニ處ス

永借地權ハ內務部ノ承認ヲ經タル後ニ非サレハ之
ヲ他人ニ移轉スルコトヲ得ス、權利移轉ノ場合ニ
前所有者ニ於テ公納借地料ヲ延滞スルトキハ其納
入済迄前所有者ト讓受者連帶又ハ各別ニ辨償ノ責
ヲ負擔スルモノトス

五箇年間繼續シ借地料ヲ納入セサルトキハ民法七
百卅三條ノ規定ヲ適用シ總督ハ其永借地ヲ取消ス
(參照)民法第七三三條

永借地權者カ其永借シタル物件ヲ不當ニ使用
シ大ナル損害ヲ來シタルトキハ其損害賠償ノ
義務ヲ負擔スルト共ニ其永借地權ヲ沒收セラ
レ又ハ永借地權所有者ニシテ五箇年間繼續シ
其借料ヲ支拂ハス又裁判所ニ起訴スルモ尙ホ
其支拂ヒニ應セサルトキハ其永借地權ヲ失フ
但シ其起訴ハ前項ニ記載セル年數經過後六週
間後ナルヲ要ス

一、蘭領印度ニ施行スル民法第二編永借地權

永借他權トハ他人ノ所有スル不動産ニ對シ金錢又

ハ物品ヲ以テ一定ノ借料ヲ支拂ヒ之ヲ使用スル權
利ニシテ此權利ハ契約書ヲ其地方ヲ管轄スル登記
所ニ提出シ其登錄簿ニ登錄シ且ツ公告ヲ爲スニ依
リ確定ス

永借地權ヲ有スル者ハ其地價ヲ損傷セサル程度ニ
於テ任意ニ其土地ヲ使用スルコトヲ得、故ニ其土
地ニ存在スル石、粘土及類似ノ物件ヲ掘取リ之ヲ
任意ニ處分スルコトヲ得ス

永借地權ヲ有スル土地ニ現存スル樹木ハ枯死又ハ
天災ノ爲メ毀損シタルトキハ之ヲ其所得ト爲スヲ
得ルモ之ニ代ルヘキ樹木ヲ植付ケサルヘカラス尤
モ自己ノ植付タル樹木ハ任意之ヲ處分スルコトヲ
得地主ハ其土地ノ修理ヲ爲スヲ要セス、永借地權
者ハ永借物件ヲ適法ニ保護修理スヘシ
永借地權者ハ其土地ヲ改良シ又ハ其上ニ建設物ヲ
設クルコトヲ得

永借地權者ハ其期間内ニ權利ヲ他人ニ移轉シ又ハ

諸法規及在留民須知事項

抵當トナスコトヲ得

期間經過後ハ使用中任意ニ建設セル營造物又ハ其
地ノ物件ヲ他ニ移轉セシムヘク使用ノ爲メ其土地
ニ來シタル損害ハ當然永借地權者ノ負擔トシ地主
ハ永借地權者ニシテ其損害ヲ辨償セサルトキハ其
地上ニ現存スル建設物又ハ其他ノ物ヲ擔保トシテ
抑留スルコトヲ得

永借地權者ハ期限經過後現ニ存在スル建物又ハ其
他ノ設備ニ對シ自己ノ建設ニ係ルノ故ヲ以テ其經
費ノ代償ヲ地主ニ求ムル事ヲ得ス

永借地權者ハ其土地ニ課セラルヘキ税金ハ何等ノ
名稱ニ依ルニ係ラス總テ負擔スヘシ

永借地權ヲ設定セル土地ノ使用者ハ其土地ハ數筆
ニ互ルコトアルモ其借地料ヲ分割納付スルコトヲ
得ス永借地權者ハ其土地ノ狀況變化ヲ名目トシ其
借地料ノ遞減ヲ求ムルコトヲ得ス

永借地權者ヲシテ五箇年間繼續シ其土地ノ使用ヲ
停止セラレタルトキハ其期間ニ對スル借地料支拂

ノ義務ヲ免除セラレヘシ、地主ニ於テ永借地權者故意ニ或ハ其怠慢ニ依リ借受ケタル土地ニ損害ヲ來シタリト思考スルトキハ其賠償ヲ求ムルコトヲ得、永借地權者ニ於テ其借地條件ニ從ハサルトキ亦同シ

永借地權ノ設定ハ期限ノ經過ト共ニ消滅ス、但シ相手方ニ於テ其權利ノ棄却ヲ通告スル迄ハ繼續スルモノトス

地主ハ大ナル損害ヲ其土地ニ來シタリト認ムルトキハ其永借地權ヲ沒收シ其損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得

永借地權者ニ於テ五箇年間繼續シ其土地料ヲ支拂ハサルカ又ハ五箇年ヲ經過シ其支拂ヲ法廷ニ請求スルモ之ヲ支拂ハサルトキハ其永借地權ヲ沒收スルコトヲ得、但シ此場合ニハ沒收ヲ通告シタル後六週間ヲ經サレハ其效力ヲ有セス

此場合ニ於テ永借地權者ハ其請求ニ應ジ且ツ將來ニ對シ充分ナル保證ヲ提供スルトキハ引續キ其土

地ヲ使用スルコトヲ得

本章ノ規定ハ契約者ノ双方ニ於テ其條項ヲ確守セルトキニ限り有效トス

永借地權ハ左ノ場合ニ消滅ス

(一) 契約者ノ雙方ニ於テ意志ノ一致ヲ缺キタルトキ

(二) 契約物件タル土地ノ消滅セルトキ

(三) 三十年ヲ經過セルトキ

(四) 契約期間ノ經過セルトキ

若シ永借地權ヲ設定セルモ期限ヲ附セサルトキハ地主ハ一箇年以前ニ通告ヲ發シ三十年ニ至リ其契約ヲ終了スルコトヲ得

一、土人自治州ニアル土地ニ對シ借地權ノ設定土人自治州ニ於テハ自治政府ノ直接貸下又ハ瓜哇土人ニ適用スル法律規定ノ範圍内ニ於テ其設定ヲ許サレタル左記住民ノ外「ソーロー」州及ヒ「ジョクジャ」州ニ於テ土人所有地ニ對シ其設定ヲ爲スヲ得ス

B 鑛業ニ關スル規定

印度鑛業條例(一九〇六年總督府令第四三四號)

第一、通則、蘭領東印度ニ於テ土地ニ對スル權利ヲ有スルモ左記ノ鑛物ヲ試掘又ハ採集セントスルモノハ本條例ノ規定ニ據ルヘシ

金、銀、銅、鉛、白金、寶石、水銀、蒼鉛、錫、鐵、滿俺、安質母尼、「ヲスミアム」、「イリデアム」、「モリブデン」、「ウルフラム」、「カドミウム」、「ニツケル」、「コバルト」、「クロミウム」、「ストロンチウム」砒素及其混化鑛、黑鉛、無煙及有煙炭、硫黃及其混化物、明礬及各種ノ礬類、肥料用磷礦、礪石、礦油、石蠟及其他ノ固形又ハ液體可燃質礦物、天然瓦斯又ハ瓦斯含有礦泉、岩鹽及安爾加里性天然物、

鑛山ノ試掘又ハ採集ヲ出願スルコトヲ得ルハ左ノ資格ヲ有スル者ニ限ル

(一) 和蘭人

一、和蘭人

二、蘭本國又ハ當領地ノ住民タル歐洲人及同格者

三、蘭本國又ハ當領土ニ於テ設立セラレタル有限責任會社ニシテ歐洲人又ハ同格者ニ依リ設立經營セラレ左ノ條件ヲ具備スルモノ

(イ) 其地方ニ駐在スル蘭國理事官又ハ地方官ニシテ書面ヲ以テ其借地權ノ設定ヲ公認セルトキ

(ロ) 「ソーロー」及ヒ「ジョクジャ」州内ニ於テ設立セラレタル會社ナルカ或ハ同州内ニ代理者ヲ常住セシメ其契約ノ履行ニ付會社及其代理人共相互ニ責任ヲ負擔スルトキ、但シ其代理者ハ歐洲人又ハ同格者ニ限ル

亞細亞人タル他ノ外國人ニ土人ノ貸付ケテ爲スヲ禁シテ其借地期限ハ三十年以下トシ面積ハ二百「バウ」以下ニ限ル

(二)蘭本國又ハ蘭領印度ノ住民
(三)蘭本國又ハ蘭領東印度ニ於テ設立セラレタル法人

前記法人ニシテ(一)有限責任會ナルトキハ其重役ノ過半數(二)合名會社ニシテ其業務擔當社員一名乃至二名ヲ有スルトキハ其全數二名以上ナルトキハ其過半數蘭國人又ハ蘭領印度ノ住民ニシテ現ニ蘭本國又ハ蘭領印度ニ其住所ヲ有スル者ナルヲ要ス

又前記ノ法人ニシテ其本店ヲ蘭領印度ニ有セサル者ハ其出願ニ先チ其代表者ヲ蘭領印度ニ置クヲ要ス
個人又ハ法人ニシテ試掘又ハ礦物採集ノ許可ヲ得タル者ハ其出願者自身又ハ代理人ヲ其許可ノ期間其礦區ヲ管轄スル州内ニ居住セシムヘシ
岩鹽採集ハ官鹽制度ノ行ハレサル地方ニ限り之ヲ許ス
本條例ノ規定ハ自家用ノ礦物ヲ採取スル土人及同

等者ニ適用セス、但シ其判定ハ總督之ヲ爲ス
第二、試掘ノ許可 試掘ノ出願ヲ受ケタルトキハ之ヲ一般關係者ニ公示シ故障アルトキハ出願者ニ於テ其試掘地々表ノ所有者ニ相當ノ賠償ヲ爲スカ又ハ其賠償ヲ約束スルニ非サレハ其出願ヲ許可セ

得
試掘許可證ニハ其試掘地ノ境界ヲ明記シ正副二通ヲ作り一通ヲ監督官署ニ保存シ他ノ一通ヲ出願人ニ下附ス許可證ニハ願書受理ノ年月日及時間ヲ記入シ其願書受附日付以前ノ出願者ハ別ニ定ムル所ニヨリ其權利ノ移轉ヲ監督官廳ニ申請スルコトヲ得

試掘許可證ノ期間ハ三箇年トシ期限經過前ニ延期ヲ出願スルトキハ二回迄毎回一年間ニ限り其試掘期ヲ延長スルコトヲ得
試掘願ハ延期願ニ對スル當該監督廳ノ決定ニ對シ不服アルトキハ總督ノ救濟ヲ求ムルコトヲ得
試掘ノ許可ノ日付ヨリ一箇年以内ニ著手スヘシ

試掘ノ權利ハ監督官廳ノ許可ヲ得ルニ非サレハ之ヲ第三者ニ讓リ渡スコトヲ得ス

試掘地ノ最大面積ハ別ニ法令ヲ以テ之ヲ定ム
政府保留ノ礦床地、政府發見ノ礦物所在地、公共ノ利益ノ爲メ保留スル土地及他人ノ試掘權ヲ有スル土地ニ對シテハ試掘ヲ許可セス

試掘地内ニ左記ノ物件又ハ土地アルトキハ其事故ノ存スル地點ニ於ケル試掘ヲ許サス

- (ハ)要塞地帯 (ロ)官公立建設物所在地 (ハ)寺院 (ニ)墓地 (ホ)公道 (ヘ)運河又ハ鐵道敷地 (ト)土人ノ崇拜スル地域 (チ)公共ノ利益ノ爲メ保留スヘキ地域 (リ)住家又ハ工場所在地ハ一定ノ距離ヲ有スル地點以內

但シ(チ)ハ總督ノ認定ニ依リ(リ)ハ其居住者、工場主又ハ關係者ノ承諾ヲ得タルトキハ此限リニ非ジス

試掘ノ許可證ヲ有スル者ハ其許可證ヲ示シ其區域内ニ於テ他人ノ所有スル地内ニ試掘ヲ爲スコトヲ

諸法規及在留民須知事項

得

其區域内ニアル土地所有者ハ之ヲ拒ム事ヲ得ス、但シ其試掘ヨリ生スル損害ノ賠償ヲ求ムルコトヲ得

(其賠償ニ關スル規定ハ第三章ヲ參照スヘシ)
試掘者ハ第六章ニ規定セル場合ヲ除クノ外隨意ニ其礦物ヲ處理スルコトヲ得
試掘權ヲ有スル者左ノ各項ニ該當スルトキハ其權利ヲ消滅ス

- (一)試掘期限ノ經過 (二)出願資格ヲ喪ヒタルトキ (三)試掘權所有者死亡シ一箇年内ニ其權利ノ移轉ヲ監督官廳ニ請求セサルトキ

試掘權ハ左ノ場合ニ剝奪ス
(一)試掘ノ許可ヲ得タル後一箇年内ニ其試掘ニ著手セサルトキ

(二)試掘地内ニ於ケル第三者ノ權利ヲ尊重セサル場合

左記ノ場合ニハ試掘ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ

(一) 試掘權所有者許可ノ條件ヲ履行セサルトキ
(二) 試掘地ノ全部又ハ其一部ノ有權者ノ取消申
請アリタルトキ

但シ(二)ノ場合ニハ監督官廳ハ申請書二通ヲ
提出セシメ之ニ受附ノ年月日及ヒ時間ヲ明記
シ其受附ノ日附ヨリ三箇月以内ニ之ニ決定ヲ
與ヘ申請書一通ヲ申請者ニ返附ス

試掘權ノ取消ハ試掘ノ許可ヲ與ヘタル官廳之ヲ通
達シ取消ノ理由ナシト認メタルトキハ其權利ノ所
有者ハ總督ニ救済ヲ求ムルコトヲ得

第三、借區ノ許可 礦區借區ノ許可ハ總督之ヲ爲
シ期限ハ七十五年以下トス、總督ハ其許可ヲ與フ
ルニ先チ其土地及採掘ニ對シ利害關係ヲ有スル者
ヲシテ充分利害ヲ攻究セシムルノ機會ヲ與ヘ且ツ
其採集スル礦物ハ試掘中其存在ヲ確認セルモノニ
限リ其採集ヲ許ス最モ公共ノ利益ノ爲メ其保存ヲ
必要ト認ムル地方ニ對シテハ其借區ハ許可セズ
礦地借區ノ許可ヲ得タル者ハ其許可證ニ明記セル

條件ト本法ニ規定スル範圍内ニ於テ自由ニ其礦物
ノ採集及其販賣ヲ爲スコトヲ得、又其權利ノ所有
者ハ其礦區ニ適當ノ設備ヲ爲シ又其礦物運搬ノ爲
メ礦區外ニ互リ必要ナル通路ヲ開設スルコトヲ得

探礦ノ種類ハ其許可證ニ明記セル礦物ニ限リ其他
ノ礦物ヲ發見採集セントスルトキハ其採集ニ關ス
ル追加申請ヲ爲スヲ要ス總督ハ其申請ヲ審査シ之
ヲ認可スルコトアルヘシ

若シ許可ヲ得タル礦區ニ於テ他人ノ採掘權ヲ有ス
ル他ノ礦物アルトキハ採掘費ノ辨償ヲ受ケ之ヲ正
當權利者ニ引渡スヘシ

礦山ノ借區ハ公共ニ依リ確定シ其權利ハ總督ノ許
可ヲ得ルトキハ二個以上ニ分割又ハ合併スルコト
ヲ得

借區内ニ借區者又ハ第三者カ礦油又ハ其他ノ可燃
質礦物ヲ發見シ之ニ對スル試掘又ハ採掘ノ權利ヲ
得サルモノハ別ニ法令ヲ以テ規定ス
礦山ノ借地權ヲ有スル者ハ其權利ヲ抵當トシ債務

ヲ起スコトヲ得、此場合ニハ動産ノ例ヲ適用ス、
但シ其債權者ハ本條例通則ニ規定セル有資格者ニ
限ル

第四、採掘權ノ所有者ト其土地所有者又ハ其地域
内ニ利益ヲ有スル第三者トノ權義關係 採掘ノ場
合ニハ試掘ノ場合ト同シク他人ノ試掘權ヲ有スル
土地又ハ公共ノ利益ノ爲メ政府ノ保留スル土地ヲ
除外シ他人ノ所有スル土地ニ於テ採掘ヲ爲スノ必
要アル時ハ政府ノ許可證ヲ示シ三箇年以内其土地
ノ使用ヲ請求スル事ヲ得、而シテ若シ三年以上其
土地ヲ使用スル必要アリト認ムルトキハ其土地ヲ
買收スルコトヲ得

異議アルトキハ審理ノ上土地收用法ヲ適用スルコ
トアルヘク又其收用スヘキ土地ハ數部ニ分割シ必
要ニ應シ協定スルモ差支ナシ

若シ其土地ニシテ政府所有地ナルトキハ總督ハ適
當ナル條件ヲ附シ其地面内ニ採掘上必要ナル設備
ヲ爲スヲ許スモ第三者ノ有スル既得權利ハ尊重セ

諸法規及在留民須知事項

シム
若シ借區權所有者ニシテ其借區地域以外ニ道路又
ハ排水工事ヲ設クルノ必要アリ相手方承諾セサル
トキハ審査ノ上土地收用法ヲ適用セシムルコトア
ルヘシ

土地收用ノ場合ニハ總督ハ法令ニ依リ其
礦物採收ニ必要ナルコトヲ認證ス

借區所有者ハ其借區地域ニ於テ其土地ニ對シ第三
者ノ權利ヲ損傷セルトキハ其故意ト否ラサルト其
原因ノ何タルニ論ナク之ヨリ生スル損傷ヲ賠償ス
ヘシ

若シ其損害ニシテ二箇以上ノ借區權ヲ有スル者ノ
施設ニ起因スルトキハ其借區權所有者ハ其損害ニ
對シ連帶辨償ノ責任ヲ帶ヒ其分擔ノ割合ハ當該吏
員ノ判定ニ委スヘシ

其損害ヲ賠償スヘキ金高ハ既設物ノ件ニ限リ賠償
ヲ得ンカ爲メ故意ニ設定セル物件ノ損傷ハ除外ス
借區權所有者ノ施設ニシテ其隣接セル礦區ニ損害

ヲ及ホシタルトキハ之ヲ賠償スヘシ
又借區者ノ賠償スヘキ損害ノ程度ハ採掘著手ノ通
告ヲ爲シタル日ヨリ三箇年ニ限り其損害ヲ査定シ
其損害賠償ハ其抵當權者ニ對シ先取特權ヲ主張ス
ルコトヲ得

第五、借區權ノ收得 試掘權ノ所有者其試掘期限
ノ經過前又ハ借區權所有者ニ於テ其借區地内ニ於
テ本條例ニ規定セル或ル礦物ヲ發見シ別ニ之ニ對
シ先取特權ヲ有スルモノナキトキハ之ヲ其發見者
ト看做シ其出願ニヨリ之ニ其礦物採集ノ權利ヲ附
與ス

願書ハ總督宛トシ正副二通ヲ作製シ法令ノ定ムル
所ノ官廳ニ差出スヘシ其願書ヲ受附クルトキハ當
該官廳ハ之ニ其受附日附及時間ヲ記入シ一通ヲ申
請者ニ還附ス

願書ニハ左ノ事項ヲ詳記スルヲ要ス
(一)出願者ノ氏名及住所 (二)採集セントスル
礦物ノ種類 (三)礦物ノ所在及借區ヲ要スル地

城 (四)借區地ニ冠スヘキ名稱 (五)居住地ノ
設定

願書不備ノ點アルコトヲ發見セルトキハ其筋ノ通
告ニ依リ一箇月以内ニ之ヲ訂正スヘシ
本件ニ關シ其受附ケタル日時以前ニ願書ヲ差出シ
タル者アルトキハ先キニ出願セル者其事項ニ對ス
ル先取特權ヲ有ス
採掘ニ關スル權利ハ總督ノ承認ヲ經ルニ非サレハ
之ヲ他人ニ讓渡スコトヲ得ス

採掘ヲ出願スヘキ最大面積及願書取扱ニ關スル手
續ハ別ニ之ヲ定ム
礦物ノ發見者ハ前記ノ出願手續ヲ了シタル後其許
可ヲ受クル迄引續キ其試掘ヲナスコトヲ得

總督ニ於テ必要アリト認ムルトキハ試掘ヲ許可シ
タル地域又ハ借區地ニ隣接スル土地ヲ合セ其採掘
ヲ許可スルコトアルヘシ
借區許可證ニハ左ノ事項ヲ明記シ其指令書ヲ出願
人ニ交附ス

(一)借區權ヲ有スル者ノ氏名職業及住所

(二)借區地ノ呼稱

(三)圖面ニ依リ其許可セル地域ノ面積及境界

(四)許可ノ期限

(五)借區地ノ存在スル州及郡ノ名稱及其權利ヲ
所有スル者ノ住所

(六)採集スヘキ礦物ノ名稱

(七)許可ノ條件

(八)許可ノ年月日

採集ノ價值アル礦物ヲ政府自ラ發見スルトキハ總
督ハ其地域ヲ指定シ其採掘ノ權利ヲ保留シ或ハ之
ヲ公賣ニ附スルコトヲ得、此場合ト雖モ第三者ノ
權利ヲ尊重スルヲ怠ラサルヘシ

礦物採集ノ權利ヲ公賣ニ附スルトキハ現金ヲ以テ
最高ノ金額ヲ政府ニ納入スル者ニ交附ス、但シ總
督ニ於テ不適當者ト認ムルトキハ之ヲ否定スルコ
トアルヘシ

採掘權ハ政府ニ保留セル地帶ト雖モ總督ニ於テ其

諸法規在留民及須知事項

必要ヲ喪フト認ムルトキハ之ヲ一般ニ開放スルコ
トアル

借區期限經過後引續キ其礦物ノ採集ヲ爲サントス
ル者ハ其期限經過前二年以内ニ延期ヲ出願スル時
ハ之ヲ許可スルコトアルヘシ

借區申請人ハ其指令交付後六箇月以内ニ政府ノ示
シタル許可ノ條件ニ承服スルコトヲ申出サルトキ
ハ其許可ノ效力ヲ喪フ

第六、礦物採集免許料 政府ハ本條例ニ規定セル
試掘又ハ借區地ニ對シ左ノ通り税金ヲ賦課徴收ス

第一、試掘ノ場合
(一)試掘地ノ面積ニ應シ每一「ベクター」蘭領
二仙12ノ割ヲ以テ毎年其地稅ヲ前納セシム

(二)法令ノ定ムル所ニ依リ免除スヘキ數量ヲ超
過セル礦物ノ採掘高ニ對シ賣上高ノ百分ノ四
ヲ課ス

第二、借區ノ場合

(一)借區地ノ面積ニ應シ每一「ベクター」蘭貨

二十五仙ノ割ヲ以テ其地租ヲ每年前納セシム
(二)採掘セル礦物ノ賣上高ニ對シ其百分ノ四ヲ

徵收ス

但 借區者ニ於テ前年ノ採掘事業損害ニ終リ
タルトキハ總督ハ其年ニ對スル公納金ヲ低減
スルコトヲ得ルモ賣上高ノ一分以下ニ下ルコ
トヲ得ス

採掘セル礦物ノ價格ハ前半年ノ平均市價ニ依リ其
價格ハ借區内ニ生産スル粗製又ハ加工品ノ其借區
内ニ於ケル市價ヲ高ムルトキハ其加工費又ハ其借
區附近ノ地ニ於テ加工スルトキハ其地點迄ノ運搬
費ヲモ其市價ヨリ削減シ原價ヲ定ム

若シ其市價ニシテ最近ノ市場或ハ蘭領印度以外ニ
アル市場ノ市價ヲ適用スルトキハ其市場ヘノ輸送
費及荷造費ヲ削除シタルモノヲ其生産物ノ原價ト
ス、生産物ノ評價及其査定ハ其監督官應借區者ト
協定シ、若シ不服アルトキハ總督ニ其敏濟ヲ求ム
ルコトヲ得

又特種ノ場合ニ於テハ總督ハ現金ニ代ルニ現品ヲ
以テセシムル事アルヘク其品種ハ別ニ法令ヲ以テ
之ヲ定ム

第七、許可ノ取消 總督ハ礦物ノ採集ヲ許可シタ
ル後規定ノ期限内ニ採掘セサルカ或ハ許可ノ條件
ニ服從セサルトキハ其許可ノ指令ヲ取消スコトア
ルヘシ、但シ其權利ノ所有者ニシテ取消ノ通告ニ
接シタル後一箇年以内ニ其條件ヲ履行スルトキハ
此限リニ非ラズ

税金又ハ公納金ノ支拂ヒヲ怠リタルモノハ其ノ猶
豫期限ヲ三箇月トス

許可ノ命令ヲ取消サレタルモノノ正當ノ理由ナシト
認ムルトキハ其命令接受後六箇月以内ニ總督ヲ經
テ女王ニ請願スルコトヲ得、此場合ニハ總督ハ其
書類ヲ植民大臣ニ移牒シ其指揮ヲ待ツ、女王ハ期
限内ニ提出シタル請願ニ對シテハ内閣ノ意見ヲ確
メタル後之ヲ裁斷シ其裁斷ニ接スル迄其取消命令
ノ施行ヲ猶豫ス

取消命令到達施行期限内ニ請願者ヲ女王ニ差出サ
サルカ或ハ女王其命令ヲ承認セルトキハ其命令ハ
有效ニ施行セラル而シテ其事實ハ公報及政府指定
ノ新聞紙ヲ以テ之ヲ債權者ニ周知セシメ其費用ハ
其權利所有者ノ負擔トス

債權者ハ其公報ニ接シタル後所定ノ期間内ニ其借
區權所有者ノ居住スル地方ヲ管轄スル裁判所ニ出
訴シ公賣ノ上其配當ニ預ルコトヲ得

若シ又其債權者期限内ニ何等申出ヲ爲ササルトキ
ハ借區權所有者ハ其權利ノ公賣ヲ自身裁判所ニ申
請スルコトヲ得、裁判所ハ前記債權者又ハ借區權
所有者ノ申請ヲ接受スルトキハ直チニ之ヲ總督ニ
申報シ併テ其公賣ヲ爲スヘク借區權所有者ハ其公
賣ニ參加スルヲ得ス

其取消ヲ命セラレタル借區ノ公賣ヲ申請セサルカ
又ハ買手ナキトキハ之ヲ官廳ニ沒收ス

許可ノ命令ヲ取消サレタル以後ト雖モ借區地所有
者ハ其借區ノ繼承者定マルカ又ハ沒收ノ命令ニ接

スル迄其借區ノ適法ニ維持保全スルノ義務ヲ有ス
借區權ハ其所有者出願資格ヲ喪失スルカ或ハ死亡
後所定ノ期限内ニ其權利ノ讓渡ヲ爲ササルトキハ
消滅ス

借區權所有者其權利ノ返還ヲ申請スルトキハ其所
有者ニシテ公報及其居住地ヲ管轄スル地方ニ於テ
政府ノ指定スル新聞紙ニ公告ヲ爲サシメ債權者ヲ
シテ其債權ノ保全ヲ爲ス爲メ其權利ノ公賣ノ申請
ヲ爲スノ機會ヲ與ヘ之ヲ爲ササルトキハ裁判所書
記ハ其記録ヲ作製シ之ヲ總督ニ提出シ債權者ニ對
スル適法ナル手段ヲ採リタル事ヲ明示スヘシ

借區地ノ一部返還申請ノ場合ハ別則ヲ以テ之ヲ定
ム
借區ノ許可ヲ取消シタルトキハ土地ノ表面及其上
ニ建設セラレタル建物ハ借區者ノ所有物ト認ムル
モ其採掘ニ要スル設備ハ無報酬ニテ政府ノ所得ト
爲ス

總督ハ期限ヲ定メ其借區内政府ニ屬スル土地ノ上

ニ建設セル建物及物件ノ取消ヲ命スルコトアルヘ
ク其取消ヲ命ゼラレタル者ハ總テ舊借地權所有者
ノ所有トシ其取消ニ應セサルモノハ總督ノ指揮ヲ
待チ政府ニ沒收ス

權利ヲ取消サレタルモノハ總督ノ命令ニ依リ其坑
區ニ關スル圖面其他ノ書類ヲ政府ニ提供スヘシ
第八、雜則 政府ハ本條例ニ規定セル各項及許可
ノ外ニ別ニ採鑛業ノ確定、鑛夫ノ生命及衛生ノ保
全、鑛區ノ表皮タル土地ニ對スル交通ノ安全、鑛
毒取締ニ關スル規定ヲ制定シ鑛業上必要ナル監督
ヲ爲スヘク殊ニ鑛毒取締上必要ト認ムルトキハ其
所有者ト協議シ適當ナル施設ヲ爲サシメ之ニ從ハ
サルトキハ監督官吏ニ於テ之ヲ施設シ其實質ヲ政
府ニ報告スヘク又危險ト認ムルトキハ其所有者ト
ノ協議ヲ待タス當該官吏ニ於テ應急ノ施設ヲ爲シ
其工費ヲ所有者ヨリ追徵ス
鑛山ヲ監督スル官吏ノ措置ニ對スル上訴ノ手續ハ
別ニ之ヲ定ム

鑛山監督官ノ措置ニ對シ上訴中ト雖モ其命令施行
ハ中止セス
本條例ハ千九百七年五月一日ヨリ實施セリ

株式會社ノ設立ニ關スル規定

現行ノ蘭國制定ノ商法ニ依ルニ商會社ノ種類
ヲ分ツテ(一)合名會社(二)合資會社(三)株式會
社ノ三トス、就中當領土ニ於テ工業、採鑛、拓
殖ノ事業ニ從事スル者ノ過半ハ皆株式會社ノ仕
組ヲ利用スルヲ以テ本章ニハ株式會社設立ニ關
スル要件ノミ摘載スルコトトナセリ

商法第三編 株式會社

株式會社ハ其著手スル事業名ヲ冠スル名稱ヲ用ヒ
其定款ハ豫メ總督ノ認可ヲ受クヘク定款ノ變更及
其加除ヲ要スルトキモ亦同シ

風紀及公安ヲ害セサル事業ニシテ其定款カ本法ノ
規定ニ違反セサルトキハ總督ハ其設立ヲ認可スヘ
ク總督ニ於テ不認可ト認ムルトキハ其理由ヲ附シ
其申請ヲ却下シ又ハ條件ヲ附シ之ヲ認可スルコト

アルヘン

無條件ニテ認可ヲ與ヘタル會社ハ高等法院ニ於テ
定款ニ違反セル所爲アリト認メタル時ニ非サレハ
其解散ヲ命セラ、コトナシ

會社ハ其定款ニ總督ノ認可證ヲ添ヘ其所在地ヲ管
轄スル區裁判所ニ其登錄ヲ申請シ同裁判所ハ其登
錄ノ要項ヲ官報ニ掲載公示ス

前項ノ規定ハ定款ノ變更及加除ノ場合ニモ適用ス
會社定款ノ閱覽又ハ謄本或ハ抄本、下附ヲ請フ者
ハ手数料ヲ徵シ之ヲ許ス

會社ハ登錄及公示ヲ結了スル迄ハ第三者ニ對シ發
起人單獨又ハ連帶ノ責任ヲ負フヘシ

株式會社ノ資金ハ之ヲ株式ニ分割シ其株式ハ記名
又ハ無記名ト爲スコトヲ得

株主ノ責任ハ株式ニ記載セル金額ヲ限度トス
無記名ノ株式ハ金額ノ拂込ヲ爲スニ非ザレハ之ヲ
發行スルヲ得ス
定款ニハ會社株券讓渡ニ關スル事項ヲ規定シ其讓

諸法規及在留民須知事項

渡手續ハ讓受人ヲシテ讓渡者ノ證明書ヲ添付シ之
ヲ會社重役ニ届出テシムル形式ニ依ルカ或ハ會社
ニ保存スル株式簿ニ登錄濟ノ證明書ニ相手方雙方
ノ署名ヲ爲サシムル事ヲ要ス

株金ノ金額拂込未済ノ株式ヲ讓受ケタルトキハ其
讓受人ニ於テ其未拂込ノ金額拂込ノ責任ヲ負擔ス
ルモノトス、尤モ會社重役ニ於テ其追加申込ヲ免
除シタルトキハ此限リニ非ラス

會社ノ取締役ハ株主タル株主以外ノ者ナルト相
當ノ報酬ヲ受クルト受ケサルト監督役ノ監督ヲ受
クルト否トニ拘ラス總テ株主ノ推薦ニヨリ其推選
セラレタル取締役ハ株主ヲ代表シ會社事務ヲ統轄
ス

會社取締役ノ就任ハ之ヲ強制スルコトヲ得ス
取締役ハ其命セラレタル事項ノ範圍内ニ於テ責任
ヲ帶フヘク第三者ニ對シテハ會社ノ有スル資産以
上ノ責任ヲ有セス尤モ取締役カ定款ニ反スル行爲
ヲ爲シタル時ハ第三者ニ對シ其損害ノ全額ヲ賠償

株式會社ノ存立ハ有期トシ其期限經過後其存續年限ヲ延長スルハ差支ナシ
 取締役ニ於テ會社ノ損失資本金ノ五割ニ該當スヘシト認ムルトキハ其地方ヲ管轄スル區裁判所ニ其事由ヲ報告スヘシ、而シテ其損失七割五分以上ニ上ルトキハ其會社ハ當然解散スヘキモノトシ、如斯事由ヲ認知セルニ拘ラス尙ホ第三者ニ對シ負債ヲ起ストキハ其負債金額ニ對シ取締役ハ責任ヲ負フヘシ
 會社ノ解散ヲ防止スル爲メ定款ニ積立金ニ關スル事項ヲ規定スルコトヲ得
 會社ノ定款ニ特別ノ規定ヲ存セサル限リ其株主ニ對スル配當ハ收支豫算ヨリ生スル差額トス、但シ其配當率ハ定款ヲ以テ豫メ規定スルコトヲ得
 株式會社發起人ノ引受株式ハ少クモ總資本額ノ五分ノ一ニシテ其殘部ノ株式募集期限及其方法ヲ明示スルニ非サレハ總督ハ其會社ノ創立ヲ認可セ

ス、但シ其殘部株式募集期限ハ總督ノ認可ヲ受ケ之ヲ延期スルコトヲ得
 會社ハ資本金ノ一割ニ該當スル金額ノ拂込ヲ了スルニ非サレハ其事業ヲ開始スルコトヲ得ス
 監査役ノ權限ハ定款ニ規定シ若シ其權限ニシテ取締役ノ常務ニ參議セサルモノナルトキハ取締役ノ常務ヲ監査スルノ權限ヲ當然享有シ株主ニ代リ取締役ニ對シ營業ノ報告ヲ求メ又ハ會社ノ業務及財產ノ狀況ヲ調査スルコトヲ得、モシ又監査役ノ職權ニシテ取締役ヲ兼ヌルトキハ別ニ定款ニ規定セル者ニシテ株主ニ代リ會社ノ業務及財產ノ狀況調査ヲ爲サシムヘシ
 株式會社ニシテ特種ノ目的ヲ以テ設立セラレタル保險會社ナルトキハ其最大保險額、同一物件ニ對スル保險金額ノ限度ヲ定款ニ記入スルカ又ハ他ノ方法ニヨリ之ヲ取締役ト監査役又ハ取締役ノ意見ニ一任スルコトヲ明示セサルヘカラス
 定款ニハ議決權ヲ規定シ其會社ノ株式一百ヨリ成

覽ヲ許スヘシ

第四 北ボルネオニ於ケル土地租借及勞動者ニ關スル概要

北ボルネオニ於ける土地租借規程は一九一三年十月十六日公布の土地法令に因る。

- 一、租借ニ普通及ビ特別條件ノ二種アリ、特別條件ハ大面積ノ場合ニ適用ス、去レバ普通百英反未滿ノ土地ヲ租借スルニハ總督限リノ意見ニテ決定シ地券下附ノ日附ヨリ三ヶ年以内ニ全地積ノ開墾ヲ了ラザル可ラス
- 二、百英反以上ノ土地租借ハ在倫敦ノ重役會議ノ認可ヲ得ベキモノトス、而シテ百英反以上六百四十英反(一方哩)以内ノ土地ハ毎年全地積ノ五分ノ一以上ヲ開墾セザル可ラス、マタ如何ナル場合ニモ地券下附ノ日附ヨリ起算シテ六ヶ月以内ニ開墾ニ着手スベキモノトス。
- 三、土地ノ位置、性質、及所生物ノ價值ニ依リテ公課金ヲ異ニス例セバ古々椰子栽培地トシテ租借スル者ニ對シテハ無料ニテ下附シ、租借ノ當初ヨリ五ヶ年間又ハ收穫ヲ得ルマデ一ヶ年一英反ニ付五十仙ノ地租ヲ課シ、五年後ニ收穫アル年ヨリ一英反ニ付二弗五十仙ノ公課金ヲ徵收ス。

諸法規及在留民須知事項

立スルトキハ一人ノ有スル議決權ハ六箇以下トシ百株以上ノ株式ヲ有スル會社ニヨリテハ其半數トス、而シテ會社ノ取締役又ハ監査役ハ株主ニ代リ其議決權ヲ行フコトヲ得ス
 株式會社ハ少クモ一箇年一回其前年ノ收支及損益計算ヲ株主ニ明示セサル可カラス、其公示ノ方法ハ株主總會ニ提出スルカ或ハ株主全體ニ廻付スルカ或ハ株主ニ通告シタル後之ヲ一定期間會社ニ保存スルヲ要シ其期間及方法ハ定款ヲ以テ之ヲ定ムヘシ
 會社解散ノ場合ニ當リ別ニ之ヲ定款ニ規定セサルトキハ會社ノ取締役其解散ノ任ニ當ル
 株式會社解散又ハ分離ヲ爲シタル時別約ナキ場合ニハ其會社ノ帳簿及書類ハ總テ株主ノ所有トシ株主總會ニ於ケル過半數ノ投票ニ依リ指定サレタル代表者、モシ投票ノ數同一ニシテ決定シ難キトキハ其地方ヲ管轄スル區裁判所ノ任命セル代表者之ヲ保管シ其書類ハ何時ニテモ株主又ハ關係者ノ閱

四、米作ノ目的ニテ租借スル者ニハ三年間ハ地租ヲ免シ公課金モ課セズシテ土地使用權ヲ許可シ又公課金ノ納付ニモ必ズシモ一時ニ限ラズ六ヶ月以内ニ於テ公納ヲ許ス。

五、租借ニ於ケル測量費用ハ左ノ如シ。

一、英反以下	三、〇〇
二、同	四、二五
三、同	五、五〇
四、同	六、七五
五、同	八、〇〇
六、同	九、一〇
二十五英反迄一英反ヲ増ス毎ニ	一、一〇
二十五英反	三〇、〇〇
以上一英反ヲ増ス毎ニ	一、〇〇
五十英反	五五、〇〇
以上一英反ヲ増ス毎ニ	七〇
百英反	一〇〇、〇〇
以上一英反ヲ増ス毎ニ	七〇
二百五十英反	二〇五、〇〇
以上一英反ヲ増ス毎ニ	五〇
五百英反	三三〇、〇〇
以上一英反ヲ増ス毎ニ	四三

千英反

五〇五、〇〇

以上一英反ヲ増ス毎ニ

三〇

六、政府ハ企業家ノ事業ヲ安全ナラシムベク、一九一五年度ヨリ労働者契約條令ヲ改正シ、契約期間ヲ三百日トシ、期間満了後モ労働者ガ雇主ニ對スル負債ヲ償却シ了ラザル間ハ十八ヶ月以内ニ於テ引續キ償却シ了ルマテ就役ノ責任ヲ負ハシム。

第五 海峽殖民地ニ於ケル檢疫及防疫法令概要

(一九一五年發布)

一、檢疫官(港内衛生官)ノ意見ニシテ最近五年間痘瘡ニ罹ラザリシカ或ハ種痘有效ナラザリシト認ムル印度及支那ノ各港ヨリノ移民ハ種痘ヲ行フ迄殖民地内ニ上陸スル事ヲ許サズ

二、カ、ル船舶ニ乗込メル移民ノ種痘ヲ要求スル事檢疫官ヨリ其船長或ハ代表者ニ通知アリタル時ハ常ニ檢疫船繫留所ニ停船ス可ク、且種痘ヲ終ルマテ移民ノ殖民地内ニ上陸スル事ヲ禁ズ、但シ 檢疫官種痘ノ必要、又ハ不可ヲ認ムル者ニ在リテハ種痘ヲ行ハズシテ上陸スル事ヲ得

三、船長ハ殖民地内ニ上陸スル事ヲ禁シラレタル移民ヲ船内ニ留置シ且其目的ノ爲メニ必要ナル手段ヲ採ルノ責任アリ

四、檢疫船繫留所ニ上陸シタル者ハ殖民地ニ上陸シタル者ト見做

サズ

五、殖民地内、外ノ港ニシテ傳染病地トノ發表アリタル時ハカ、ル港ヨリ來リタル甲板旅客及三等旅客ノ殖民地ニ上陸スル事ヲ絕對及相對ニ禁止スルノ命令ヲ發スル事ヲ得。

六、左記傳染病患者ヲ旅客中ニ發見シタル時ハ該傳染病ガ既ニ他人ニ傳染スルノ恐ナキニ至ル迄檢疫船繫留所ニ留置スル事ヲ得

七、若該傳染病ガ肺結核、癩病、癩毒、トラホームナル時ハ總督ノ特ニ免ズルモノニ非ザルヨリハ入港セル船ニヨリ或ハ其船長ノ費用ニヨリ其本國若クハ乗組地ニ送還セラル可シ

八、何人ト雖モ毒蟲或ハペスト菌、生病毒、顯微菌、或ハ培養バクテリア菌ヲ故意ニ殖民地ニ輸入ス可カラズ 但シE表ノ書式ニヨル衛生或ハ檢疫官ノ許可書ヲ有スルモノハ此限リニアラズ

九、衛生或ハ檢疫官ハ人類及獸類ニ感染ス可キ病氣ニ傳染シタル若クハ傳染ノ見込アルカ或ハ人類消費ニ不適當ナルカ或ハ毒蟲ガ病源ヲ含有シ或ハ含有スルカ如ク見ユル輸入物品ヲ検査シ及差押フル事ヲ得

十、カクシテ差押ヘラレシ感染品若クハ嫌疑品ハ悉ク衛生或ハ檢疫官ノ指圖ニ從ヒテ處分セラル而シテ若シ人類ノ消費ニ適セザルカ病源ニ感染セルカ害毒ヲ發生スルラシキカ若クハ健康ニ危険ナルラシキ事ヲ發見セル時ハ寫ハ輸入者ニ與ヘラレ、下表ノ書式ニヨル衛生或ハ檢疫官ノ命令書ニヨリ直ニ破毀セラル可

諸法規及在留民須知事項

シ

十一、殖民地ノ傳染病港或ハ嫌疑港ヨリ發シ又ハ輸出セラルル船舶、旅客、及貨物ハ悉ク此法令及其附屬規定ニ示サレ、カ如キ處置ニ從フ可シ

十二、使用セラレタル手荷物。毛布。囊。絨氈以外ノ衣服及履具並ニ頭髮及時々官報ニ告示セラルル物品ハ官報ニ疫症及痘瘡流行地タルノ發表アリタル時ハ其殖民地内、外ノ港ヨリノ輸入、及其殖民地内ノ港ヨリノ輸出ヲ禁セラル

十三、手荷物ハ檢疫官ノ任意ニヨリ破毀セラレ又ハ消毒セラル、事ヲ得破毀セラレタル手荷物ハ檢疫官ノ評價ニ因リテ所有者ニ賠償金ヲ支拂ハル

十四、次ニ掲ゲル物ハ官報ニヨリコレラ病地タル事發表セラレタル時ハ其殖民地内ノ港ヨリノ輸出及殖民地内、外ノ港ヨリノ輸入ヲ禁セラル且又官報ニ腸熱及赤痢ノ罹災地タル事發表セラレタル殖民地或馬來聯邦其他ノ馬來州ノ各場所、地方及ムキムスヨリ輸入セラルル事ヲ禁ズ

果物 (主ニ罐詰罐詰ヲ除ク)

野菜 (主ニ罐詰罐詰ヲ除ク)

牛乳 (主ニ稀薄ニセルモノ、封印シタルモノヲ除ク)

魚 (主ニ罐詰罐詰ヲ除ク)

甲魚類

糠菓

臘腸
肉類 (鹽漬、水物ヲ除ク)
其他時々官報ニ告示セラルル食料

第六 農園労働者令 (海峽殖民地及馬來聯邦州)

第一條 本令ハ千九百十年發布農園労働者(衛生保護)令ト稱シ知事總長ガ官報ニ告示スル日ヨリ之ヲ實施ス (千九百十年十二月發布十一年一月實施)

第二條 本令ハ他ノ現行法令ヲ以テ規定セル雇主ノ義務及罰則ヲ斟酌セズ又モ官吏ニ賦與シタル職權ヲ制限セズ且又治罪法刑法ノ適用範圍ニ關涉セザルモノトス但シ何人モ同罪ノタメニ彼此二重ニ罰セラルトコトナシ

第三條 本令ノ雇主トハ其農園ニ十名以上ノ労働者ヲ使役スル個人、團體、會社或ハ法人及其代表者又ハ代理者或ハ一時的若クハ永久のニ其事業ノ責任ヲ負フ所ノ者ヲ總稱ス

労働者使用トハ給料ヲ直接雇主ヨリ仕拂フト請負人ヨリ労働者ニ仕拂フトニ論ナク労働者ガ雇主ノタメニ作業シ又ハ契約請負ノ下ニ就業スル場合ヲ云フ

労働者トハ農園ノ作業ニ直接從事スルカ又ハ請負、契約ノ下ニ就業スル亞細亞人ヲ云フ
農園トハ農業ノ經營セラルル地又ハ野菜樹木ノ農産物ヲ收穫シ

第五條 (一) 雇主ハ常に衛生的要求ヲ履行シ且其周圍ハ常に衛生的清潔ニ保持スベシ

(二) 雇主ハ其周圍ノ状態ガ労働者ノ健康保全ヲ害スベキ場合ニ其雇舎ニ労働者ヲ宿泊セシメタル雇主ハ其宿泊セシタル労働者各一名ニ對シ百弗以下ノ罰金ニ處セラルベシ

但シ一級判事之ヲ判決ス
第六條 農園ニ使役又ハ居住スル労働者ガ一國民或ハ一人種ニ非ザルトキハ各國民或ハ各人種ニ各別ノ雇舎ヲ給與スベシ委細ハ知事之ヲ命令ス

第七條 (一) 本令實施後、雇主ガ農園又ハ其隣地ニ永久の雇舎ヲ建設スルニハ特ニ知事ノ許可ヲ受ケタル場合ノ外ハ知事總長ノ命ニ依テ調整シアル一ノ圖案ニ準據シ指定材料ヲ使用スベシ而シテ其位置ハ衛生官ガ労働者ノ雇舎ニ適セリトシテ許可セルモノナルヲ要ス (圖案ハ知事ニ出願セバ無代價ニテ雇主ニ附與スベシ)

(二) 第一項ノ圖案ニ據ラズシテ雇舎ヲ建設セント欲スル者ハ豫メ知事ニ出願シテ其圖案ノ許可ヲ得ルヲ要ス

(三) 下水溝ハ衛生官ノ指定スル場所ニ排水セシムベシ

第八條 永久の雇舎ハ事情ノ許ス限リ森林ヨリ遠隔スベク其周圍ニ百尺以内ニハ森林又ハ建物ヲ存置スベカラズ
常務支配人ハ此域内ニ於ケル排棄物及排泄物ノ掃除、雇舎内ノ日々清掃、雇舎内外排棄物ノ集蒐、埋蓋ヲ監督シ日々是等作業

諸法規及在留民須知事項

得ベキ地ニシテ其面積二十五噀以上ニ亘ルモノヲ云フ

常務支配人トハ労働者ノ就業スル農園ニ常住スルカ或ハ其農園ノ直接責任ヲ負フベキ雇主又ハ雇主ノ代理者ヲ云フ

保護官トハ支那民務局書記官或ハ該官吏カ知事ノ允許ヲ經テ其職務履行ヲ委任セル者ヲ云フ

長官トハ千九百四年發布印度移民令ニヨリ任命セラレ居ル長官或ハ千九百九年發布印度移民令ニヨリ任命セラレ居ル長官若クハ其長官ガ知事ノ允許ヲ經テ其職務ヲ委任セルモノヲ云フ

知事トハ農園所在地ノ州知事ヲ云フ
衛生官トハ馬來聯邦州ノ警務長官或ハ該長官ガ知事ノ允許ヲ經テ其職務ヲ委任セル者ヲ云フ

雇舎トハ農園労働者ノ宿泊ニ供スル一時的又ハ永久のノ家屋或ハ家屋ノ集團ヲ云フ

危險ナル傳染病感染病トハ「ペスト」虎列拉、痘瘡其他知事總長ガ危險ナリト認テ時々官報ニ告示スベキ傳染病、感染病ヲ云フ

第四條 雇主ハ請負、契約又ハ其他ノ規約ノ下ニ自己ノ農園ニ使役スル各労働者及自己ノ農園或ハ農園外ノ所有地、借地、其他ノ管理地ニ居住セシムル各労働者ニ對シ雇舎ヲ給與スベシ

- (イ) 恰當適良ノ雇舎
- (ロ) 良水ノ充實給與
- (ハ) 適切良好ノ衛生設備
- (ニ) 病室及其附設設備
- (ホ) 醫ノ診療及病院内ノ食品
- (ヘ) 精良藥品ノ充實給與

ニ要スル労働者ヲ指定スベシ
第九條 衛生官ハ雇舎ノ位置、構造、大サ又ハ其他ノ事項ガ居住労働者或ハ其以外ノ人健康ニ害アリト認ムルトキハ其報告書及改善法ヲ知事ニ上スベシ知事ハ其報告ニヨリ該雇舎ノ移轉、改築或ハ増築ヲ一定期間ニ竣成セシムベキ旨其雇主又ハ常務支配人或ハ兩者ニ通牒命令スベシ

但シ知事ガ必要ト認ムルトキハ雇舎ノ移轉スベキ位置、改築條項或ハ増築ノ方法及其大サヲ命令シ且其命令セル移轉、改築、増築ノ竣成以前ニハ其雇舎内ニ労働者ノ宿泊ヲ絶對禁止スルカ若クハ其宿泊人員ヲ限定スルコトヲ得

第十條 各労働者ノ飲用、厨用及浴用給水量ハ知事一般ニ公示セル一日量ガ或ル農園ニ向テ特ニ指定セル一日量ヨリモ少ナキコトヲ得ズ

雇主ガ如上ノ給水量トキハ其不足ノ持續スル期間内一日ニ對シ百弗以内ノ罰金ニ處セラルベシ但シ一級判事之ヲ判決ス

第十一條 衛生官ハ農園ノ使用労働者若クハ居住労働者ノ衛生上必要ト認ムル場合ニハ何時ニテモ常務支配人ニ通牒シテ河川、水流、堀割、水溜、池、井又ハ其他ノ源泉水ノ飲用、厨用ヲ絶對

ニ禁止スルカ若クハ命令書指定ノ改善方法ニ着手或ハ之ヲ勵行セルトキ之ガ使用ヲ禁ズルカ或ハ看手勵行スル迄一時的ニ其使用ヲ禁ズルコトヲ得又同シク常務支配人ニ通牒命令シテ水溜、井ヲ閉鎖シ或ハ池ヲ填廢セシムルコトヲ得

第十二條 農園所設ノ井水ヲ飲用、厨用浴用ニ供スル場合ニ衛生官吏ノ命令アリタルトキハ常務支配人ハ井ノ全部若クハ一部ヲ知事總長ノ認可セル一二ノ圖案ニ從テ煉瓦造トナスカ又ハ改築スベシ其圖案ハ知事無代價ニテ雇主ニ附與ス

第十三條 衛生官ハ屋舎居住ノ労働者ニ對シ給水不足又水質不適ト認ムルトキハ其趣ヲ知事ニ上申スベシ知事ハ其報告ニ據リ給水ノ増量又ハ水ノ改善ヲ一定期間内ニ竣成セシムベキ其雇主又ハ常務支配人或ハ兩者ニ通牒命令スベシ而シテ知事ハ該水質が適良セザルトキハ又ハ適良スル迄或ハ改善法ガ着手又ハ勵行セラルト迄該水ノ使用ヲ禁ズルコトヲ得

第十四條 (一)糞便取扱ハ知事總長ガ官報ニテ布告スル本令細則ニ據ルベシ

(二) 第一項ノ細則ニ抵觸スル條件ヲ以テ衛生官ヨリ一定期間ニ其改良ヲ通牒命令ラレタル雇主ニシテ其改良ヲ怠ルトキハ一級判事百弗以内ノ罰金ニ處シ其宣告日ヨリ起算シテ怠慢行爲ノ持續期間中一日十弗宛ノ罰金ヲ追徴ス

第十五條 衛生官ノ屋舎居住ノ労働者ノ厨園ガ労働者又ハ労働者以外ノ人ノ衛生上危險ナリト認ムルトキハ其報告書及改善法ヲ知事ニ上申スベシ知事ハ其報告ニ據リ該厨園ノ移轉或ハ改造ヲ一定期間内ニ竣成セシムベキ其雇主又ハ常務支配人或ハ兩者ニ通牒命令スベシ但シ知事ガ必要ト認ムルトキハ厨園ノ移轉スベキ位置及改築條件ヲ命令シ且其移轉改築ノ完成以前ニハ其厨園ノ使用ヲ禁ズルコトヲ得

園ノ使用禁ズルコトヲ得

第十六條 衛生官ハ農園ノ使用又ハ居住居労働者ノ衛生上必要ト認ムルトキハ何時ニテモ厨園ノ閉鎖又ハ指定消毒ヲ常務支配人ニ通牒命令スルコトヲ得又農園ノ一般消毒ニ就テ指揮命令スルコトヲ得ベシ

第十七條 知事ハ何時ニテモ労働者ヲ使用スル農園内又ハ其近接地ニ規定ノ病室敷有スル私立病院ノ一定期間内建築及其維持ヲ通牒命令シ又病院已設ノ場合ニハ其擴張又ハ不足病室ノ増築ヲ通牒命令スルコトヲ得且又千九百七年發布ノ醫師登録令ニヨリ登録セラレタル醫師ヲ居住セシメテ農園病院若クハ其他雇主ノ保管ニ係ル病院ヲ擔任セシメ且ツ衛生官ノ首肯スル適良家屋ヲ醫師ニ給與スベキコトヲ要求スルコトヲ得

第十八條 農園ノ位置ガ一病院ヲ以テ相互ノ患者ニ便宜ヲ與ヘ得ベキ場合ニハ相互ノ雇主ハ知事ノ許可ヲ經テ一ノ公立病院ヲ建設スルコトヲ得

但シ相互ノ雇主及常務支配人ハ其病院ノ維持、規定ノ醫員部、手當、食料、藥品ノ給與、及規定ノ病院、監査執務並ニ届出ニ就テ責任ヲ有スルコト各園各別ノ病院ニ於ケルコト同シ

第十九條 入院當時農園ニ居ル者又ハ居ラザルモ解約後七日以内ノ契約労働者ノ入院治療費ハ總テ雇主ノ負擔トシ給料ヨリ控除若クハ他ノ方法ヲ以テ之ヲ回收スルコトヲ得但シ特ニ労働者トノ契約アル場合ノ外入院中ノ給料ハ之ヲ支拂フニ及ブズ

普通労働者ノ入院治療費ハ雇主ノ之ヲ回收スルコトヲ得但シ入院日數三十日以上ノ入院料比率ハ知事ガ知事總長ノ允許ヲ經テ官報ニ告示スル所ニ據ル

第十九條 入院當時農園ニ居ル者又ハ居ラザルモ解約後七日以内ノ労働者ヲ公立病院ニ入院セシムル場合ニハ其入院治療費ハ雇主ノ負擔トシ其比率ハ知事總長ノ允許ヲ經テ官報ニ告示スル所ニ據ル、入院治療費ハ其多少ニ論ナク該病院ノ起訴アレバ民事廷ニテ雇主ヨリ支辨スベキモノトシ病院長ノ提出書、記載ノ金額ハ絕對不動ノ立證タルモトス

但シ普通労働者ノ場合ニ在テハ三十日以上ノ入院治療費ハ雇主ヨリ支辨スルヲ要セズ

第二十條 雇主又ハ常務支配人が正當ノ理由(其辨疏ハ本人自カヲ提出スベシ)ナクシテ醫療ヲ要スル使用労働者ノ送院ヲナサザルトキハ五十弗以内ノ罰金ニ處シ初犯後二年以内ニ同罪ヲ再犯スル者ハ五十弗以内ノ罰金ニ處ス

第二十一條 知事總長ハ患者ノ數ニ應ジ左ノ項目ニ對スル細則ヲ發布ス

- (イ) 常設及維持スベキ病室及附屬物ノ性質
- (ロ) 給與スベキ患者ノ料ノ詳細及其分量
- (ハ) 常備スベキ藥品及内科用品ノ詳細
- (ニ) 使用スベキ看護手事務員厨夫其他必要雇人ノ數
- (ホ) 常備スベキ各藥品ノ量及内外科用品ノ數

諸法規及在留民須知事項

第二十二條 知事總長ハ左ノ項目ニ對シ時々細則ヲ設定ス

(一) 農園病院ノ監査、執務ニ就キ常任醫師ノ心得及常任醫師ノ居ラザル病院ニ於ケル擔當看護手ノ心得其他農園病院ニ保管スベキ患者ノ記録簿登錄及其書式並ニ記載事項

(二) 疾病、死亡、其他ノ正確報告ヲ農園病院ヨリ衛生官及其他ノ官吏ニ提出スベキ場合及方法

第二十三條 農園病院ハ特ニ知事ノ命ナキ限りハ小クモ一月ニ一回、又衛生官ノ要求ニテ之ヲ檢査セラルベシ其檢査大英國愛蘭士聯邦醫學會委員ノ決議ニヨリ登錄セラレタル有資格醫師ノ巡檢ヲ經ザルベカラズ雇主自ラ此手續ヲ履行スベク若シ常務支配人が雇主ナラザル場合ニ此巡檢ナキトキハ常務支配人ハ其旨雇主ニ通告スベシ

第二十四條 農園又ハ其近接地ニ農園病院ヲ建設維持スベキ必要ナキ雇主ハ知事ガ衛生官ノ意見ヲ徵シテ通達スベキ命令ニ據リテ患者ヲ安置スベシ

第二十五條 (一) 常任醫師ハ(醫師ノ不在中若クハ常任醫師ノ設備ナキ農園ニ在テハ常務支配人)農園ニ於ケル労働者或ハ其外ノ者が危險傳染病或ハ感染症ニ罹レル疑アルトキハ即時ニ其患者ヲ隔離シ且同病ニ感染セル恐アル者ヲ拘束シ置キ直チニ衛生官及近住政府醫員ニ報告スベシ該衛生官又ハ其委任ヲ受ケタル政府醫員ガ農園ニ來着スルニ先ダチ何人チモ傳染病疑似患者ノ宿泊シタル屋舎内ニ出入セシムベカラズ

(二) 第一項規定ノ手数を盡サズ怠慢ノ行爲アル者ハ五百弗以内ノ罰金若クハ三月以内ノ禁錮ニ處ス但シ一級判事之ヲ判決ス

第二十六條 (一) 農園ニ傳染病又ハ感染病ノ發生シタル場合ニ衛生官が公衆衛生若クハ他ノ農園労働者ノため其労働者等ヲ分離スルノ必要アリト認ムルトキハ雇主ハ自費ヲ以テ隔離收容所ヲ建設シ其收容所内労働者ノ扶養及衛生官が必要ト認ムル治療設備ヲナスベシ

(二) 衛生官ハ農園労働者ノ一人が傳染病又ハ感染病ニ罹リ居ルカ又然ラザルモ公衆衛生若クハ他ノ農園労働者ノ衛生上患者ヲ監督ノ許ニ移スノ必要アリト認ムルトキハ患者ヲ指定ノ場所ニ移ラシメ政府醫員ノ放釋認許ノ通牒アル迄其處ニ拘束セシムベシ

第二十七條 常務支配人ハ自國ノ労働者が醫療ヲ要スル場合ニハ猶豫ナク農園病院若クハ農園病院ノ設備ナキ場合ニハ最近所ノ公立病院ニ送致スベシ患者輸送ノ設備、處置等ハ衛生官ノ命令ニ從テ準備スベキモノトス

第二十八條 頭目、「カラニール」、「マンドル」其他労働者組ノ直接監督ニ在ル者ハ部下ノ病氣缺勤者人名ヲ直チニ常務支配人ニ届出ベシ此届出ヲ怠リタル者ハ判事又ハ常務支配五弗以内ノ罰金ニ處シ其給料ヨリ控除スルコトヲ得但シ常務支配人ハ記録ヲ保管シ置キ判事又ハ判事ガ通牒委任セル官吏ノ臨檢ニ提供スベシ

労働者ノ屋舎、農園病院、倉庫ニ侵入スルコトヲ得雇主及常務支配人ハ以上官吏ノ侵入ヲ妨碍セズ居住労働者ノ状態ニ關スル審査訪問ニ便宜ヲ與ヘ使用労働者ヲ臨檢官吏ノ面前ニ來ラシメ且ツ本令及其細則ニヨリ雇主又ハ其病院ニ保管ヲ命ゼル登録簿及記録簿ヲ點檢ニ供スベシ

(一) 雇主又ハ其以外ノ者第一項ニ記載セル官吏ノ臨檢、訪問審査ヲ故意ニ阻碍スルカ或ハ治罪法第十章ニ抵觸スル罪ヲ犯ストキハ治罪法ノ該章ニ照シテ處分ス

第三十三條 知事總長ハ本令施行ノため及ビ農園労働者ノ衛生保全ノため必要ト認ムルトキハ何時ニテモ本令ニ抵觸セザル範圍ニ於テ總則ヲ制定シ且其細則違反ノ罰則ヲ附スルコトヲ得但シ細則ハ官報ニテ發布シ其發布當日ヨリ之ヲ實施ス

第三十四條 雇主ガ第四條ノ給與ヲ怠リ或ハ第九條、第十三條、第十五條、第十七條、第廿四條又ハ第廿六條ノ命令ニ違背スルトキハ二百五十弗以内ノ罰金ニ處シ其違背行爲ノ持續期間中一日五十弗宛ノ罰金ヲ追徴ス但シ一級公判廷ニテ宣告スルモノトス
第三十五條 常務支配人が第八條、第十一條、第十二條、第十六條、第廿七條又ハ第廿九條ノ命令ヲ怠リ若クハ否認スルトキハ二百弗以内ノ罰金ニ處シ其違背行爲ノ持續期間中一日十弗宛ノ罰金ヲ追徴ス

但シ一級公判廷ニ於テ宣告スルモノトス

第三十六條 雇主又ハ常務支配人ニシテ左ノ項ニ該當セル者ハ二

交通便覽

第二十九條 衛生官ハ農園労働者ノ衛生上必要ト認ムルトキハ通牒ヲ發シテ左ノ事項ヲ常務支配人ニ命令スルコトヲ得

(イ) 命令書記ノ内服量及服藥度数ニ從ヒ農園労働者又ハ居住者ノ全部若クハ特示ノ人員ニ規程無料ニテ正規的ニ服セシムルコト

(ロ) 農園労働者ノ全部若クハ特示人員ニ種痘セシムルコト
(ハ) 命令書ヲ以テ農園労働者ノ全部又ハ局部ノ人員ニ熱咖啡又ハ「ゴンニール」ヲ飲取セシムルコト
但シ或ハ食料ト共ニ副食セシムル場合ニ其食料ハ雇主ノ負擔トス

第三十條 雇主ハ有資格看護手又ハ他ノ責任者ヲシテ日々屋舎ヲ巡視シ屋内清潔、屋外排棄物ノ整理如何ヲ點檢シテ常務支配人ニ復命セシメ且ツ労働者中ニ罹病者アリタルトキハ之ヲ診察シテ必要ニ應ジ病院ニ送致スルノ手續ヲナサシメ其部度常務支配人ニ届出シムベシ

第三十一條 知事ガ允許シテ農園ニ告示セル衛生規則ヲ故意ニ違反シ或ハ常務支配人、常住醫師、若クハ有資格看護手ノ命令ニ服セズシテ入院ヲ怠リ又ハ之ヲ拒ム労働者ハ五百弗以内ノ罰金若クハ十四日以内ノ禁錮ニ處ス

第三十二條 (一) 知事、保護官、長官、地方官、衛生官其他是等ノ官吏ニ由テ通牒委任ヲ受ケタル官吏ハ何時ニテモ農園、農園内ノ家屋、其他雇主ノ所有地、借地又ハ其他ノ管理地内ニ建設セ

百弗以内ノ罰金ニ處ス

(イ) 知事ノ命令ニ違背シ異國民ノ労働者ニ各別ノ屋舎ヲ給與セザルトキ

(ロ) 位置選定上許可ヲ得タル圖案ニ從ハズ又ハ豫メ許可ヲ受ケベキ手續ヲナサズ或ハ許可ヲ得ズシテ永久的屋舎ヲ建設シ若クハ建設セントシタルトキ

(ハ) 第廿一條ノ細則ヲ遵守セズ或ハ第廿二條ノ細則ニ規定セル時間内ニ報告書ヲ提出ヲ怠リタルトキ

第三十七條 本令又ハ本令ノ細則中特ニ刑罰ノ規定ナキ條項ニ違背セル者ハ百弗以内ノ罰金ニ處シ初犯後一年以内ニ同罪ヲ再ビ犯ス者ハ二百五十弗以内ノ罰金ニ處ス

第三十八條 本令施行上ノ雇主、常務支配人ニ非ラズ若クハ本令或ハ其細則ガ強制若クハ禁止スル事項ノ責任者ニ非ズト抗辯スル者ハ自ラ其雇主、常務支配人或ハ其責任者ニ非ルコトヲ立證セザルベカラズ

第五抄 交通便覽

一南洋諸航路船客運賃表

第一、日本郵船會社歐洲線往航船客運賃表

Table with columns for routes (Yokohama, Kobe, etc.) and fares for different classes of service.

喜望峯經由運賃表

Table showing shipping rates for routes including Yokohama, Kobe, Shimonoseki, Moji, Nagasaki, Shanghai, Hongkong, Singapore, Malacca, Penang, Colombo, Port Said, Marseilles, London, and Antwerp.

蘇西經由運賃表

第二、南洋郵船會社南洋航路瓜哇船客運賃表

Table with columns for destinations (往) and fares for routes like 神戶, 門司, 香港, 爪哇, etc.

○濠洲線船客運賃表

Large table detailing shipping rates for various routes, including specific ship names and fare details.

交通便覽

安打		打		天		狗		港		基	
...

臺灣西沿岸線

打	安	港	基
...

第三 東洋汽船北米航路桑港線客運貨表

長崎	神戶	橫濱	白	至
...

南洋要覽

○橫濱香港間船客運貨表

第四、大阪商船會社 (東洋各港間)

打	安	港	基
...

3. 自バタン、至彼南

交 通 便 覧	Padang.														
	3.6	Siberoet.													
	7.5	6.-	Ajer-Bangis.										三	等	
	9.6	7.8	2.2	Natal.											
	12.6	11.1	5.7	3.5	Sibolga.										
	14.1	12.3	7.2	4.8	2.2	Baros.									
	16.4	14.7	9.8	7.4	3.9	2.6	Goenoeng-Sitoli.								
	17.7	15.6	10.5	8.1	4.5	3.6	2.6	Singkel.							
	20.1	18.-	12.9	10.5	6.9	6.-	3.9	2.4	Banjak-Islands.						
	22.8	20.7	15.6	13.2	9.6	8.7	6.6	3.9	2.7	Tapa-Toean.					
	26.7	24.6	19.5	17.1	13.5	12.6	10.3	7.8	6.6	3.9	Meulaboth.				
	28.9	26.8	21.7	19.3	15.7	14.8	12.5	9.9	8.7	5.9	2.2	Tjalang.			
30.9	28.2	23.1	21.-	17.7	16.5	13.8	11.1	9.9	7.2	3.3	2.2	Poeloe-Rajah.			
33.3	30.6	25.8	23.7	20.4	19.2	16.5	13.8	12.9	10.2	6.3	3.9	3.-	Sabang and Oelë-Lhene.		
43.2	40.5	36.-	33.9	30.6	29.7	27.-	21.6	23.7	21.-	17.4	15.3	14.4	12.3	Belawan-Deli.	
46.5	44.1	39.6	37.5	34.5	33.3	30.9	28.5	27.6	25.2	21.3	19.2	18.6	15.6	6.3	Penang.

4. 彼南、バタビヤ間

二 〇 九	Penang.											
	5.6	Singapore.									四	等
	—	1.4	Riouw.									
	11.9	6.3	5.6	Tandjong-Pandan.								
	14.7	9.8	9.1	4.1	Batavia.							

第五 新嘉坡を中心とせるもの

1. バタビヤ、彼南間 (スマトラ經由)

Batavia.													
5.3	Telok-Betong.											三	等
11.9	6.6	Kroë.											
14.4	9.3	—	Enggano.										
18.9	13.8	7.2	4.8	Benkoelen.									
28.2	23.1	17.1	14.7	10.1	Padang.								
49.2	45.6	39.9	38.4	33.9	25.5	Oelë-Lhene and Sabang.							
51.1	47.7	42.1	40.5	36.1	27.7	2.2	Sigli.						
54.3	50.4	45.-	43.2	39.3	30.6	5.5	3.3	Lhó-Seumawe.					
—	—	—	—	—	—	8.2	6.-	2.7	Idi.				
57.3	53.4	48.3	46.5	42.6	33.9	10.2	7.2	3.9	2.2	Langas.			
62.3	58.8	53.9	51.8	48.3	39.9	16.8	14.-	10.9	9.1	7.-	Penang.		

2. バタビヤ、コタアゲン間

Batavia.												
2.3	Telok-Betong.											
4.1	1.8	Merak.										
—	—	1.8	Telok-Betong.									
—	—	2.3	1.-	Kalianda.								
—	—	—	—	1.-	Telok-Betong.							
—	—	—	—	2.4	1.4	Kota-Agoeng.						

8. 新嘉坡ヨリバンカ島廻リ

Singapore.												
6.3	Muntok.		四等									
7.-	1.-	Djeboes.										
7.7	1.5	1.-	Blinjoe.									
8.4	2.6	1.9	1.1	Soengei-Liat.								
9.1	3.-	2.5	1.8	1.-	Pangkal-Pinang.							
9.8	3.8	3.-	2.3	1.1	1.-	Koba.						
11.2	5.1	4.4	3.6	2.6	2.1	1.4	Tandjong-Pandang.					
—	—	—	—	4.5	4.1	3.4	2.-	Soengei-Liat.				
—	—	—	6.7	—	5.1	4.5	3.1	1.1	Blinjoe.			
—	—	8.4	—	—	5.9	5.4	4.-	1.9	1.-	Djeboes.		
—	9.5	—	—	—	9.5	5.9	4.5	2.6	1.5	1.-	Muntok.	
21.7	—	—	—	—	12.6	11.9	10.5	8.4	7.7	7.-	6.3	Singapore.

9. 新嘉坡、バレンバン間

一等		四等	
新嘉坡		新嘉坡	
35	マントク	6.3	マントク
46	46 バレンバン	7.-	1.4 バレンバン

5. バタビヤ、バタン間

Batavia.				
5.-	Kroë.		四等	
5.1	1.-	Bintoehan.		
7.9	2.9	2.1	Benkoelen.	
11.8	7.1	6.3	4.3	Padang.

6. バタビヤ、ダムビ間

Batavia.					Batavia.						
44	Muntok.		一等		12.8	Muntok,		三等			
52	11	Palembang.			15.6	3.1	Palembang.				
80	—	30	Moeara-sabo.			24.-	—	8.8	Moeara-saba.		
89	—	41	11	Djambi.		26.7	—	12.1	3.3	Djambi.	

7. 自バタビヤ、バンカ島廻

Batavia.														
3.5	Toboali.		四等											
5.5	2.-	Koba.												
6.1	2.6	1.-	Pangkal-Pinang.											
6.5	3.-	1.1	1.-	Soengei-Liat.										
7.6	4.1	2.3	1.5	1.1	Blinjoe.									
8.5	2.-	3.0	2.5	1.9	1.-	Djeboes.								
9.3	5.6	3.8	3.-	2.6	1.5	1.-	Muntok.							
10.-	6.5	4.5	4.-	3.4	2.5	1.5	1.-	Soengei-Slan.						
—	—	—	—	—	4.6	3.8	3.1	2.3	Blinjoe.					
—	—	—	—	6.8	—	4.9	4.2	3.4	1.1	Soengei-Liat.				
—	—	—	7.6	—	—	5.4	4.6	4.-	1.7	1.-	Pangkal-Pinang.			
—	—	8.9	—	—	—	5.9	5.4	4.5	2.3	1.1	1.-	Kaba.		
—	12.7	—	—	—	—	7.8	7.1	6.5	4.1	3.-	2.6	2.-	Toboali.	
19.4	—	—	—	—	—	10.9	10.4	10.-	7.6	6.5	6.1	5.5	3.5	Batavia.

12. 自ブラワンデリ、至新嘉坡

Belawan-Deli.

2.8	Asahan.	四等				
4.6	1.9	Paneh.				
4.8	2.1	1.-	Berombang.			
5.-	2.3	1.-	1.-	Tq. Leidong & Tq. Mengeidor.		
8.8	6.1	4.1	4.-	Bengkalis.		
10.5	8.4	7.-	6.3	5.6	2.8	Singapore.

13. 新嘉坡、バカレバロー間

Singapore.

2.1	Sela-Pandjang.	四等			
2.8	1.2	Bengkalis.			
4.9	2.9	1.7	Siak.		
6.3	4.3	3.1	1.4	Pakan-Baroc.	

14. サバン、バドバラ間

Sabang.

2.2	Sigli.	四等					
5.5	3.3	Lho-Semawe.					
8.2	6.-	2.7	Idi.				
10.2	7.2	3.9	2.2	Langsa.			
11.7	9.6	6.3	4.2	2.4	Pangkalan-Brandan.		
12.3	10.8	7.8	5.7	3.9	2.4	Belawan-Deli.	
—	—	—	—	6.9	—	3.6	Batoe-Bara.

10. 新嘉坡、レンガ間

Singapore.

1.4	Riouw.									
3.5	2.9	Prigi Radja.								
4.2	3.1	1.-	Sapet-Delem.							
4.2	3.2	1.-	1.-	Tenbilahan.						
4.2	3.3	1.-	1.-	1.-	Pl. Pallas.					
4.2	3.5	1.-	1.-	1.-	1.-	Tempoeling.				
4.2	3.6	1.4	1.-	1.-	1.-	1.-	Pakan Toea.			
4.9	3.7	1.5	1.-	1.-	1.-	1.-	1.-	Tjenako.		
4.9	4.1	2.1	1.6	1.1	1.-	1.-	1.-	1.-	Kg. Gadjah.	
4.9	4.1	4.5	1.9	1.5	1.1	1.-	1.-	1.-	1.-	Rengah.

11. スラバヤ、ブラワンデリ間 (新嘉坡經由)

Sourabaya.

2.9	Samarang.				四等		
4.7	2.1	Cheribon.				一等ハ四等ノ五倍以上	
5.8	4.-	2.-	Batavia.				
15.4	13.3	—	9.8	Singapore.			
21.-	18.9	17.-	15.-	5.6	Belawan-Deli.		

18. 馬來半島、ボルネオ間ニ於ケル各島間ノ航路

Singapore.															
8	Riouw.														
30	25	Letong.													
22	27	8	Kramat.												
36	30	8	8	Maras.											
43	35	11	9	8	Tarempa.										
58	52	28	26	23	17	Midai.									
67	60	36	35	32	26	9	Genteng.								
80	73	49	48	45	39	22	18	Poeloe Pandjang.							
83	76	53	51	48	43	26	17	8	Serassan.						
—	—	—	—	—	—	30	17	13	Midai.						
—	—	—	—	—	—	47	34	30	17	Tarempa.					
—	—	—	—	—	—	52	69	35	23	8	Maras.				
—	—	—	—	—	—	56	43	39	26	9	8	Kramat.			
—	—	—	—	—	—	57	44	41	28	11	8	8	Letong.		
—	—	—	—	—	—	80	68	64	52	35	30	27	25	Riouw.	
—	—	—	—	—	—	86	74	70	58	43	36	32	30	8	Singapore.

表一
通
便
覽

19. 星嘉坡、スラバヤ間

Singapore.							四等						
9.8	Batavia.						一等ハ四等ノ約八倍						
11.8	2.-	Cheribon.											
12.1	2.5	1.-	Tegal.										
12.8	3.1	1.3	1.-	Pekaloongan.									
12.3	4.-	2.1	1.5	1.-	Samarang.								
15.4	5.8	4.7	4.2	3.6	2.9	Sourabrya.							

二
五

15. 彼南ヨリアサハン廻リ

Penang. 二等				Penang. 四等			
14	Belawan Deli.			3.5	Belawan Deli.		
22	11	Asahan.		6.3	2.8	Asahan.	
31	24	1.5	Penang.	7.7	5.-	4.2	Penang

一等ハ二等ノ1½ 三等ハ四等ノ1½

南
洋
要
覽

16. ポンテアナ、パレジヤマシ間

Pontianak.									
4.7	Tandjong-Pandan.				四等				
8.8	4.1	Batavia.							
—	—	2.-	Cheribon.						
—	—	2.5	1.-	Tegal.					
—	—	3.1	1.3	1.-	Pekalongan.				
—	—	4.-	2.1	1.5	1.-	Samarang.			
—	—	5.8	4.7	4.2	3.6	2.9	Sourabaya.		
—	—	10.8	9.7	9.2	3.6	7.9	5.-	Bandjemasin.	

17. 新嘉坡、サムバス間 (ボルネオ西海岸航路)

ボナ新ボナセ坡
ンチ嘉ンチズ
ヲ經坡ヲ經新
ア由ア由嘉

—	1.1	Riouw.												
—	4.9	3.9	Great-Tambelan.											
7.3	7.3	6.3	2.8	Pontianak.										
5.6	8.4	7.7	3.8	1.5	Singkawang.									
6.3	8.7	8.-	4.2	1.6	1.-	Selakan.								
6.6	9.1	8.4	4.5	1.9	1.2	1.-	Pemangkat.							
7.-	9.8	9.1	4.9	2.5	1.4	1.2	1.-	Sambas.						

二
四

22. ボルネオ南海岸航路運賃表

Bandjermasin. 一等

24	Samoeda.					
27	8	Sampit.				
41	11	14	Pegatan.			
43	12	16	8	Kampong-Tengah.		
45	15	19	8	8	Mendawei.	
60	36	40	25	23	21	Bandjermasin.

23. ボルネオ東海岸汽船運賃表

Macassar. 一等

50	Samarinda.					
76	29	Telok-Seliman.				
94	47	19	Berouw.			
112	68	40	22	Boelongan.		
136	94	67	50	29	Telok-Seliman.	

24. ボルネオ、セレベス間 (バンヂャーマシン、マカツサー廻)
(via Macassar.)

Bandjermasin.

26	Pegatan.							
31	16	Stagen.						
32	16	8	Kota-Baroe.					
64	39	35	34	Macassar.				
—	—	—	—	43	Pasir.			
—	—	—	80	60	19	Kota-Baroe.		
—	100	—	—	65	24	8	Pegatan.	
144	—	—	—	89	49	32	26	Bandjermasin.

25. ボルネオ東海岸 一等

Bandjermasin.

32	Kota-Baroe.	
49	19	Pasir.

第七 セレベスを中心とするもの

26. 新嘉坡、セレベス間 (瓜哇經由)

第六 ボルネオを中心とするもの

20. ボルネオ、バリト河定期航路賃銀表

Bandjermasin. 一等 (上リ)

8	Marabahan.						
15	8	Negara.					
20	12	8	Bebirik.				
28	20	12	8	Amoentai.			
31	24	33	36	45	Boentok.		
54	46	56	59	67	23	Moeara-Teweh.	
73	65	74	77	86	41	19	Poerske-Tjahoe.

Poeroek-Tjahoe. (下リ)

12	Moeara-Teweh.					
28	16	Boentok.				
44	32	16	Marabahan.			
48	36	22	8	Bandjermasin.		

21. スラバヤ、バンヂャーマシン間

Sourabaya. 一等

12	Bawean.	
40	32	Bandjermasin.

29. メナドヨリ其北東、タラウド群島ニ至ル

Menado. 四等 一等ハ四等ノ八倍

1.-	Talise.					
1.7	1.-	Tagaelandang.				
2.2	1.7	1.-	Siaoe.			
3.5	2.8	2.-	1.4	Taroena.		
4.2	3.6	2.8	2.-	1.-	Peta.	
6.1	5.5	4.7	3.9	2.9	1.9	Liroeng.
—	—	—	—	—	—	2.- Tamako.
—	—	—	—	—	—	3.- 1.- Taroena.

30. 自マカッサ至タルナテ

Makassar.

45	Donggala. 一等					
77	35	Bwool. (Leok)				
83	40	8	Paleleh.			
88	46	11	8	Soemalata.		
93	51	17	11	8	Kwandang.	
97	56	22	16	10	8	Bolaäng-Itang.
104	63	29	24	18	12	8 Bolaäng-Mongondon.
106	98	35	30	24	19	13 8 Amoerang.
114	74	41	36	31	25	21 12 8 Menado.
138	99	68	63	58	52	48 40 35 29 Ternate.

二二九

Singapore.

四等

一等ハ四等ノ八倍

9.8	Batavia.				
13.3	4.-	Samarang.			
15.4	5.8	2.9	Sourabaya.		
18.4	8.8	5.9	3.1	Boeleleng.	
23.1	14.5	11.7	8.8	5.8	Maccassar.

南洋要覽

27. 新嘉坡、バタビヤ、スラバヤ、マカッサ、ヨリ「メナド」ニ至ル

新 嘉 坡
バ タ ビ ヤ
ス ラ バ ヤ
マ カ ッ サ

216	155	109	45	Balik-Papan.			
224	167	121	58	28	Donggala.		
249	198	152	93	58	35	Paleleh.	
254	206	163	104	69	45	11	Xwandang.
257	209	166	108	82	64	26	18 Amcerang.
260	211	172	114	88	66	32	22 8 Menado.

28. セレベス北東岸 (メナド、ゴロンタロ廻リ)

Menado.

17	Totok.					
22	8	Djiko.				
40	24	20	Gorontalo.			
—	—	—	20	Djiko.		
—	—	—	44	25	Ternate.	
—	—	—	70	53	29	Menado.

二二八

31. セレベス東海岸 自マカツサー至ゴロンタロー

Macassar.										
10.3	Boeton.	三等								
12.3	2.2	Raha.								
15.3	5.-	3.2	Kandari.							
18.6	8.4	6.5	3.3	Salabangka.						
20.4	10.4	8.6	5.3	2.2	Boenkoe.					
22.5	12.9	11.-	7.8	4.4	2.4	Kolonodale.				
28.2	18.3	16.8	13.2	9.9	7.9	5.5	Loewoek.			
31.5	21.9	20.1	17.1	13.8	12.-	9.5	3.6	Banggai-Archipelago.		
40.2	31.8	30.-	27.-	24.3	22.2	19.8	14.4	10.8	Boenta.	
46.2	37.5	36.3	33.3	30.3	28.8	26.4	21.-	17.4	7.- Gorontaro. (via Boenta)	
									5.9 Gcaontaro. (straight)	

32. セレベス南海岸 自マカツサー至マリロー

Macassar.										
3.3	Bonthain.	三等								
5.3	2.2	Saleier.								
8.8	5.5	3.5	Sindjai.							
10.6	7.2	5.3	2.2	Badjowé.						
11.2	7.9	5.7	2.2	2.2	Palima.					
14.5	11.-	9.-	5.5	4.-	3.3	Kolaka.				
19.3	15.8	13.8	10.3	8.8	8.1	4.8	Palopo.			
21.5	18.-	16.3	12.5	11.-	11.-	7.-	2.2	Malili.		

第八 瓜哇を中心とするもの

9.7	Sourabaya.	Ampanan	14.4	4.8	Soembaya.	24.8	14.9	10.1	Waingapoe.	28.2	19.2	14.4	4.4	Endeh.	33.6	25.6	20.7	10.8	Koepang.	38.7	30.-	25.8	16.2	11.9	5.7	Atupoepoe.	40.5	32.4	28.2	18.9	14.6	8.4	Timor-Dilly.	42.9	35.1	30.6	21.8	16.9	10.6	Iiwaki	44.4	36.9	32.7	23.4	19.1	12.8	Kissar.	46.2	40.8	36.9	28.2	23.8	17.6	11.9	10.5	6.8	5.4	Danmar.	49.2	42.4	39.-	37.2	33.6	31.5	28.8	23.7	21.6	15.6	11.1	4.8	Soembawa.	54.-	50.4	48.9	45.9	43.5	39.-	35.9	31.8	27.1	20.5	15.7	13.9	4.2	Ampanan.	54.-	50.4	48.9	45.9	43.5	39.-	35.9	31.8	27.1	20.5	15.7	13.9	4.2	Ampanan.
-----	------------	---------	------	-----	-----------	------	------	------	------------	------	------	------	-----	--------	------	------	------	------	----------	------	------	------	------	------	-----	------------	------	------	------	------	------	-----	--------------	------	------	------	------	------	------	--------	------	------	------	------	------	------	---------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	-----	---------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	-----------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	----------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	----------

36. スラバヤ、ベノア間

Sourabaya.		一等							
13	Soemenap.								
26	31	Banjoewangi.							
34	21	8	Boelaieng.						
44	31	18	11	Ampenan.					
51	38	25	19	8	Benoa.				
—	—	—	27	21	13	Boeleleng.			
—	—	39	—	28	21	8	Banjoewangi.		
—	60	—	—	41	33	21	13	Soemenap.	
82	—	—	—	53	46	34	26	13	Sourabaya.

37. ラボアン、アモエ經由

Sourabaya.						
24	Boeleleng.					
33	10	Laboean Amoek.				
34	11	—	Ampenan.			
35	11	8	—	Mentigi.		
36	12	8	—	8	Djoengoet Batoa.	
42	19	9	8	8	8	Benoa.

34. スラバヤ、コバン間

Sourabaya. 三等

9.7	Ampenan.									
13.9	4.2	Taliwang and Laboean-Hadji.								
15.7	6.—	2.7	Soembawa.							
20.5	10.8	7.5	4.8	Bima.						
27.1	17.4	13.9	11.1	6.4	Waingapoe.					
29.5	19.8	16.4	13.5	8.8	2.4	Aimere.				
31.8	22.2	18.3	15.6	10.8	4.4	2.3	Endeh.			
36.—	27.—	23.1	20.4	15.6	9.2	7.—	4.8	Savoe.		
39.—	30.3	26.4	23.7	19.1	12.7	10.5	8.3	3.5	Roti.	
40.8	32.4	28.5	25.8	2.1	14.9	12.7	10.5	5.7	2.2	Koepang.

35. マカッサル、コバン間

Macassar. 一等

(他ニチモール、デリー經由ノ一線アリ)

31	Bima.								
38	8	Sape.							
47	17	9	Waikelo.						
58	29	21	12	Waingapor.					
65	36	29	20	8	Aimere.				
73	44	36	28	16	8	Endeh.			
87	59	52	44	32	24	16	Savoe.		
93	70	63	55	44	35	28	12	Roti.	
106	77	70	62	51	43	35	20	8	Kaepang.

交通便覽

南洋要覽

三三三

三三三

第九 ニューギニアを中心とするもの

39. 自アムボン(セラム島)至モロウケ(ニューギニア)

交通便覽

Ambon.									
2.3	Saparaca. 一等ハ三等ノ三倍以上								
5.7	4.2	Banda.							
9.-	7.5	3.3	Geser.						
15.-	13.4	9.2	7.-	Toeal.					
15.9	14.4	10.2	8.1	2.2	Elat.				
20.4	18.9	14.9	12.8	5.8	4.7	Dobo.			
41.4	39.6	36.-	33.-	26.7	25.8	21.6	Merauke.		

40. 自モロウケ至テーパー

Merauke. 三等

21.6	Dobo.								
33.6	13.6	Tepa.							
38.7	18.7	5.1	Saumlaki and Hooet.						
43.7	24.3	10.8	5.7	Lelingloewan.					
49.5	27.6	18.5	13.4	7.7	Dobo.				

38. 瓜哇經由新嘉坡、セレベス間

Singapore.

四等

南洋要覽

9.8	Batavia.														
11.8	2.-	Cheribon.													
12.1	2.5	1.-	Tegal.												
12.8	3.1	1.3	1.-	Pekalongan.											
13.3	4.-	2.1	1.5	1.-	Samarang.										
15.4	5.8	4.7	4.2	3.6	2.9	Sourabaya.									
18.4	8.8	7.7	7.2	6.6	5.9	3.-	Boeleleng.								
19.5	9.9	8.4	7.9	7.3	6.6	4.1	1.4	Ampenan.							
21.3	11.6	9.6	9.1	8.5	7.8	5.9	3.1	1.8	Laboean-Hadji.						
22.-	12.4	10.4	9.9	9.3	8.5	6.6	3.8	2.5	1.1	Soembawa.					
25.5	16.8	14.8	14.3	13.6	12.9	11.-	8.3	7.1	5.6	5.-	Macassar.				
28.4	20.6	18.6	18.1	17.5	16.8	14.9	12.3	11.-	9.6	9.1	4.4	Boeton.			
28.8	21.1	19.3	18.8	18.-	17.4	15.4	12.6	11.8	10.4	9.6	5.1	1.-	Raha.		
31.5	24.8	22.8	22.3	21.6	20.9	19.-	16.6	15.4	14.1	13.6	9.3	5.5	4.5	Tifoe.	
32.5	26.-	24.-	23.5	22.9	22.1	20.3	17.9	16.8	15.5	15.-	10.8	7.5	6.8	2.3	Ambou.

42. ニューギネア、セラム島間

2. (自アムボン至マノクワリ)

Ambon.		三 等									
3.3	Namlea.										
7.8	4.5	Sanana.									
9.5	6.-	5.1	Laiwoei.								
11.9	8.4	7.5	2.4	Batjan.							
18.3	14.8	13.8	8.8	6.4	Ternate.						
24.-	20.5	19.2	14.1	11.8	5.7	Wajaboela.					
25.1	21.6	20.7	15.6	13.2	6.8	2.2	Gelela.				
25.1	21.6	21.3	15.6	13.2	6.8	2.4	2.2	Tobelo..			
27.3	23.8	23.1	17.8	15.4	9.-	4.2	2.5	2.2	Kau and Aké-Selaka.		
33.6	30.1	28.5	24.-	21.6	15.3	10.5	8.8	8.4	6.3	Boeli.	
38.7	35.8	33.3	29.1	26.7	21.-	15.9	14.5	13.8	12.-	5.7 Weda and Patani.	
47.1	44.4	42.6	28.4	26.3	20.3	25.6	24.2	23.5	21.7	15.4 9.7 Sorong and Saouek.	
54.9	52.2	50.1	46.2	44.1	39.-	34.5	33.2	32.4	30.3	24.4 18.7 9.- Manokoeari.	

43. (マクワリ、ハムボルトツバイ間)

Manokoeari.		三 等									
4.2	Roön.										
17.4	13.2	Wakdé.									
22.2	18.-	5.1	Humboldtsbay.								
26.1	21.9	10.1	5.1	Wakdé.							
32.4	30.3	17.4	13.5	8.4	Bosnik..						
33.6	33.-	23.4	18.9	13.8	5.5	Monokoeari.					
38.4	37.8	28.2	23.7	18.6	10.3	4.8	Mapia.				

41. ニューギネア、セラム島間

1. (アムボレ、ココス間)

Ambon.		三 等									
2.2	Saparoea.										
3.5	2.2	Amahei.									
5.7	3.5	2.3	Taloetibay.								
8.9	6.7	5.4	3.2	Banda.							
12.2	10.-	8.7	6.5	3.3	Geser.						
21.4	19.2	17.9	15.7	12.5	9.2	Kaimana.					
28.7	26.4	25.1	22.9	19.7	16.4	7.3	Fak-Fak.				
31.5	29.2	27.9	25.7	22.5	19.2	10.-	2.8	Kokas.			
36.1	33.9	33.-	31.-	27.8	24.5	15.3	8.1	5.3	Boelabay.		
39.-	36.9	35.9	33.6	31.-	27.7	18.5	11.1	8.4	3.1	Wahai.	
45.9	43.3	42.9	40.8	38.7	35.7	26.7	19.2	16.7	11.4	8.3 Piroe.	
48.-	46.2	45.-	43.2	40.5	37.8	29.4	22.-	19.2	14.2	11.1 2.8 Ambon.	

用す)

1st Peninsular and Oriental

S. N. Co.

(鐵行火船輪船公司)

國籍 英國、本店倫敦、本社新嘉坡 香港支店、

倫敦、橫濱線(Intermediate)

寄港地 倫敦、馬耳塞、ボートサイド、古倫母、

亞丁、彼南、新嘉坡、香港、上海、門司、神戸

橫濱、茶期に福州に寄港することあり、平時に

は別に倫敦、上海間のメール線あるも、目下古

倫母以東に廻航せず。

本線は古倫母にて漳州行又孟買メール線と接続

す。

定期 二週一回。

航海日數 橫濱倫敦間四十八日乃至五十一日。

使用船 Nellore, Nankin, Namur, Sardinia, Nov-

ara, Nagoya, Nyauza, Nore, Mala, Somali, Ka-

rmala, Kashgar, Kashmir 等。

1st Ocean S. S. Co. and China

Mutual S. N. Co.

國籍 英國、本店リバプール、Holt & Co.

Butterfield & Swire 兩社の共同經營に屬し

一名Holt Line又は俗にBlue Funnelと稱す。

橫濱、リバプール線(貨物船)

寄港地 日本諸港(浦鹽)(大連)、(太沽)、上海

(福州)香港、マニラ、新嘉坡、倫敦、リバプー

ル(バナマ又は蘇士經由)寄港地平時に於ても一

定せず、目下戰時なるを以て甚だ不規則なり。

準定期 月三四回。

使用船 Phenius, Cyclops, Helenus Agamemnon,

Demodocus, Teiresias, Neleus, Machaon, Apape-

nor, Furiabates, Indraghri, Eurypades, Glaucus.

Eurynechus, Ping Suey, Perseus, Mogune, Aja-

x, Lycæon Telamon, Pyrrhus 等。

四、"Ben" Line of Steamers.

國籍 英國、本店、スコットランド、香港代理店

○歐洲、東洋線。

純貨物船にして、寄港地一定せず、平時にはア

ンベルスを發航しミッドルスボロー、倫敦、彼

南、新嘉坡、ボートスエッテンハム、香港、日

本諸港に寄港し、復航、大連、浦鹽、上海、マニ

ラ、西貢、盤谷等に廻航し、毎月二回の不定期航

海を行ひしが目下東洋への廻航船至つて少し。

五、"Glen" Line of Steamers.

國籍 英國、本店リバープール Elder Dempster & Co.

香港代理店 SheWAN, Tomes & Co.

○歐洲東洋線

是亦貨物船にして戰前アンベルスを發航し、ミ

ッドルスボロー。ハル、倫敦、彼南、新嘉坡、

香港、上海、日本諸港に寄港し、シャトル迄廻

交通便覽

航すること、なり毎月約一回の不定期の航海を
行ひ居りしも戰時中極めて廻航少なし次記
"Shire" Line と joint service なり。

六、"Shire" Line of Steamers

國籍 英國、本社倫敦 Royal Mail Steam Packet

Co. 香港代理店 Jardine, Matheson & Co.

○歐洲東洋線

純貨物船にして戰前は漢堡北米間に月約一回の

不定期航海をなし漢堡より發航しアンベルス、

ミッドルスボロー、倫敦、ボートサイド、古倫母、

新嘉坡、香港、上海、長崎、神戸、橫濱、シャトル等

に寄港したるが最近歐洲東洋間は殆ど中止の姿

にして目下月約一回位香港(日本諸港)タコマ、

シャトル、晚香坡間の不定規を行ひつゝあり。

七、Messageries Maritimes

國籍 佛國、本社巴里（實務上の本營は馬耳塞に在り）。

支店、新嘉坡、香港。

○馬耳塞橫濱線（メーン線）

寄港地 馬耳塞、ボートサイド、蘇士、古倫母、新嘉坡、西貢、香港、上海、神戸、橫濱。

復航海防（戰時中）、ソーラン（同上）に寄港す。

定期 二週一回

航海日數 馬耳塞橫濱間四十二、三日。

使用船 Athos, Amazon, Atlantique, Annam, Andre Lebone, Armand, Porthos, Caledonien, Ne-

ru, Polynesian, Cordillere, Magellan, Paul Lecat

八、Ellerman Line.

國籍 英國、本店リバプール Ellerman & Buckna-

llis, S. Co., Ltd. 香港代理店 Bank Line, Ltd.

○日本歐洲線

日本、支那、海峽植民地、倫敦等。

荷物の都合により蘇士又は喜望峯經由。

準定期 一箇月約一回

使用船 City of Bombay, City of Norwich, City of Vienna, Kansas, Keelung 等。

第二節 東洋北米線

一、日本郵船株式會社

國籍 日本、香港支店。

○香港シヤトル線

寄港地 香港、上海、門司、神戸、四日市、橫濱
ワイクトリヤ、シヤトル。

（五月より九月迄茶期基隆及清水に寄港す）
シヤトルにて大北鐵道に連絡す。

復航寄港地は往航に同じ。

定期 約三週一回。

航海日數 香港シヤトル間二十二日。

使用船 佐渡丸、橫濱丸、静岡丸、鎌倉丸（外に

阿波丸、丹波丸、因幡丸の三隻日本米國間を航行す）

一、東洋汽船株式會社

國籍 日本、本店東京、香港支店

○香港桑港線

寄港地（復航） 香港、上海、長崎、神戸、橫濱
ホノル、桑港。

但し小型船は上海の代りにマニラに寄港し、大型船は四日市に寄港することあり、又六月より九月迄茶期に清水に寄港す。

桑港にて西太平洋鐵道に連絡す。

同（往航） 長崎迄は復航に同じく夫れより交互、上海又はマニラに寄港し香港に至る、但し

小型船はマニラに寄港せず。

航海日數 桑港香港間二十八日乃至三十日。

定期 一箇月約三回。

使用船（大型船） 天洋丸、春洋丸、サイベリア

丸、コレア丸、（小型船） 日本丸、波斯丸。

二、Canadian Pacific Ocean Services, Ltd.

(Royal Mail S. S. Line)

國籍 英國、本社倫敦、香港支店。

○香港晚香坡線（メーン線）

寄港地（往航） 上海、（吳淞）、長崎、橫濱、晚香坡小型船は長崎の代りに門司に寄港す。

晚香坡に於て加奈陀太平洋鐵道に連絡して、クエベック（冬期はセント、ジョン）に至り、夫れより同社連絡船又は Allan Line 接続しリバプールに至る。

同（復航） 往航と同じ。

定期 二週一回。

航海日數 香港晚香坡間大型船二十二日小型船二十五日。

使用船（大型船） Empress of Russia, Empress

of Asia (小型船) Empress of Japan, Montague

四、大阪商船株式會社

國籍 日本、本店大阪、香港支店

(甲) 香港上海タコマ線。

寄港地 (往航) 香港、基隆(茶期)、上海、門司、神戸、四日市、清水(茶期)、横濱、ウイクトリヤ、タコマ、シヤトル。

同 (復航) シヤトル、四日市を除く、マニラ

丸のみは往復其門司の代りに長崎寄港。

タコマにて Chicago, Milwaukee & St. Paul Railway に連絡す。

定期 四週一回。

航海日數 香港タコマ間約三十五日。

使用船 マニラ丸、カナダ丸、メキシコ丸。

(乙) 香港・マニラ・タコマ線。

寄港地 (往航) 香港、マニラ、基隆(茶期)、門司、神戸、四日市、横濱、ウイクトリヤ、タコマ、

シヤトル。

同 (復航) シヤトル、四日市を省く布哇丸のみは門司の代りに長崎に寄港。

タコマにて鐵道との聯絡は(甲)に同じ。

定期 四週一回 航海日數(甲)に同じ。

使用船 布哇丸、シカゴ丸、タコマ丸。

五、Java Pacific Lijn.

國籍 和蘭、本店和蘭。

香港總代理店 Java-China-Japan Lijn.

Rotterdam Lloyd, Java-China-Japan Lijn, Netherlands S. S. Co. 三社の共同經營に係る。

○瓜哇桑港線

寄港地 (往航) バタバヤ、チェリボン、スマラン、スラバヤ、マカッサル、マニラ、香港、長崎、桑港。

同 (復航) 桑港、長崎、香港、マニラ、バタバヤ。

船により先づマニラに寄港し次に香港に寄港するものあり。

定期 一箇月約一回。

航海日數 往航五十五日 復航四十四日乃至五十三日。

使用船 Arakan. (ロツナルダムロイド社所有船)

Karimoen. (和蘭汽船會社所有船)、Tjisondari.

Tjikembang. (瓜哇、支那、日本社所有船)

六、China Mail S. S. Co., Ltd.

國籍 米國、本店桑港、支店香港。

○香港桑港線

寄港地 香港、上海、長崎、横濱、ホノル、桑港

準定期 約二ヶ月一回。

使用船 China.

七、Ocean S. S. Co. & China Mutual S. N. Co. (Blue Fannel)

交通便覽

國籍 英國、香港代理店 Butterfield & Swire.

○香港シヤトル線 (貨物船)

寄港地 香港、(上海)、ロノ津、神戸、横濱、ウイクトリヤ、シヤトル、タコマ、晚香港。

寄港地一定せず又時に印度より發航することあり。

準定期 二ヶ月 二、三回。

使用船 Titan, Exion, Nig Chow' Oanfa, Protesil-ai, Taltby bins

其他東洋歐洲線の部に記入したる汽船を廻航することあり。

八、日本郵船株式會社

○香港紐育線 (巴奈馬經由東廻線) 貨物船。

寄港地 横濱、比律賓、香港、上海、神戸、四日市、桑港、巴奈馬、コロン、紐育

寄港地は時に多少の變更あり。

準定期 約四週一回。

使用船 豊岡丸、若狭丸、徳山丸、豊橋丸、對馬丸、常陸丸。

バナマ經由西廻線と共に配船せられ一定せず。

九、Pacific Mail S. S. Co.

國籍 米國

○香港桑港線

寄港地 香港、上海、基隆、長崎(又は門司)、神戸、清水、横濱、ホノル、桑港。

定期 一ヶ月一回位。

使用船 Colombia, Venezuela, Equador

十、Dadwell Line of Steamers.

國籍 英國、香港總代理店

American Oriental Line. 其他三社の共同經營に係るものなり

○紐育香港線

蘇士又は巴奈馬經由(荷物の都合によりて印度、

マラバル海岸に寄港す)

準定期 一ヶ月一回位。

使用船 Muncester Castle, Bolton Castle, Egremont Castle 等

第三節 東洋南米南阿線

一、東洋汽船株式會社

○東洋南米線

寄港地 (往航) 香港、門司、神戸、横濱、ホノル、桑港、サンペドロ(ロスアンゼルス)、サリナクルス(墨國)、バルボア(アンコン)、ガリヤオ(祕露)、アリカ(不定、イキケ(智利)、バル(パライン(智利))

同 (復航) サンペドロを省く。

サリナクルスにて Tehuantepec National Railway 接続す。

定期 隔月一回。

使用船 安洋丸、紀洋丸、靜洋丸。

一、Oriental African Line.

國籍 英國、本店倫敦 Andrew Weir & Co.

香港總代理店 Bank Line Ltd.

○東洋阿弗利加線

寄港地 日本(横濱又は神戸)、支那(上海)、海峽植民地、古倫母、ベイラ(葡領阿弗利加)、デラゴア灣(同)、ダーバン、東倫敦、ボルトエリザベス、ケープタウン。

荷物の都合により尚モリスシアスに寄港す。

不定期

使用船 Salamis, Gujerat, Joserio, Sulat 等。

外にカルカタ及古倫母より月一回の南阿航路あり。

カルカタ發毎月十日 古倫母發毎月十八日。

第四節 東洋濠洲線

一、日本郵船株式會社

○横濱メルボルン線 (メール線)

寄港地 横濱、神戸、長崎、香港、マニラ、ザンボアンガ、木曜島、タウンズヴィール、ブリスベーン、シドニー、メルボルン。

定期 一ヶ月一回。

航海日數 横濱、メルボルン間三十六日。

使用船 安藝丸、日光丸、丹後丸。

一、Eastern & Australians. S. Co.

國籍 英國、本社倫敦(實務上本營はシドニーの Gibbs Bright & Co. 等)

香港代理店 Gibbs, Livingston & Co.

○メルボルン神戸線 (メール線)

寄港地 (北行) メルボルン、ジローン、シドニー、ブリスベーン、ボルトダルウイン、マニラ、香港、上海(未定)、門司、神戸。

同 (南行) マニラを省きチールに寄港す。
定期 三ヶ月二回位 各港出帆不規則なり。
使用船 Eastern, St. Albans

三 Australian Oriental Line.

國籍 英國
香港代理店 Butterfield & Swire.

○香港メルボルン線

寄港地 香港、マニラ、ザムボアンガ、ポルトダ
ルウイン、木曜島、クックタウン、タウンズグ
ール、ブリスベーン、シドニー、メルボルン。
定期 三ヶ月二回位。

航海日數 香港、メルボルン間二十七日。
使用船 Changsha, Taiyuan.

第五節 印度線

一、日本郵船株式會社

國籍 英國、本社倫敦、香港代理店 Jardine, Ma-
1st British India S. N. Co.

(甲) 神戸孟買線

寄港地 (往航) 神戸、門司、香港、新嘉坡、マ
ラカ、古倫母、孟買。

同 (復航) 上海に寄航し棉期にチエチコリン
に寄港することあり但し門司寄港は都合により
省くことあり。

定期 二週一回 南行月曜日、北行木曜日。

使用船 遠江丸、孟買丸、彼南丸、蘭貢丸、擇捉
丸、天津丸。

(乙) 横濱カルカタ線

寄港地 横濱、神戸、門司、香港、新嘉坡、彼南、
蘭貢、カルカタ。

定期 二週一回 南行土曜日、北行金曜日。

使用船 辨天丸、古倫母丸、錫蘭丸、土佐丸、仁
川丸、吉林丸。

theson & Co. (本社の買収したる舊 Apcar Line
の用船の三隻のみは従來の通り David, Sassoon
& Co. を當地代理店とす)

Laisang

四、大阪商船株式會社

○神戸カルカタ線

寄港地 神戸、門司、香港、新嘉坡、蘭貢、カル
カタ。

○四日市孟買線

寄港地 四日市、神戸、(大阪)門司、香港、新嘉
坡、ポルトスエッテンハム、彼南、古倫母、チ
エチコリン(棉期)、孟買。

定期 月約一回(戰時中)

使用船 本社の持船頗る多く本航路に使用する船
一定し居らず。

定期 二週約一回。

航海日數 約四十日。

使用船 印度丸、馬來丸、西貢丸、呂宋丸、瓜哇丸。

三 Judo-China S. N. Co.

國籍 英國、本社倫敦、香港代理店 Jardine, Ma-
theson & Co.

一 Judo-China S. N. Co.

○神戸カルカタ線

寄港地 神戸、門司、香港、新嘉坡、彼南、蘭貢、
カルカタ。

國籍 英國、本店倫敦。

香港代理店 Jardine, Matheson & Co

定期 約二週一回。

使用船 Namsang, Kutsang, Ousang, Yatshing,

○香港マニラ線
香港マニラ直航にして他に寄港地なし。

定期 一週一回 毎土曜日 香港及マニラ發。
航海日數 片道二日間。
使用船 Loonsang, Yenusang

一 China Navigation Co., Ltd.

國籍 英國、本社倫敦。
香港代理店 Butterfield & Swire.

○香港・マニラ・イロイロ線
寄港地 香港、マニラ、セブ、イロイロ (往復共)
定期 一週一回 毎火曜日、香港及マニラより發航す。
一週航海(香港を發し再び香港に歸來する迄)十七日を要す。

使用船 Taming, Teau, Chinhua

第七節 南洋諸島線

一、南洋郵船株式會社

(South Sea Mail S. S. Co.)

國籍 日本、本社神戸。

香港代理店 Dardwell & Co.

○神戸スラバヤ線

寄港地 (往復) 神戸、門司、基隆、香港、パタビヤ、スマラン、スラバヤ(三十日を要す)、瓜哇、碇泊十二日にして此間定期以外に蘭領東印度諸島へ廻航することあり。

同 (復航) スマラン、マカッサ(セレベス)、バリクバ、ン(蘭領ボルネオ)、香港、門司、神戸、(三十七日を要す)、日本碇泊約十八日にして此間定期以外に必ず横濱に廻航す。

準定期 二十二、三日に一回。
使用船 旅順丸、北都丸、萬里丸、ボルネオ丸。

一、南洋貿易會社

國籍 日本、本店東京、支店新領地。

定期航路 三汽船の航路左の如し。

第八多聞丸 横須賀起點、南洋母國間幹線

横須賀、横濱、門司、小笠原、サイバントラック間、復航ロタ島寄港。

南開丸 トラック起點、東廻り支線。

(イ) トラック、ボナベ、クサイ、ヤルト間。復航モトロック寄港。

(ロ) トラックラバウル間。

(ハ) ヤルトよりギルバート群島ブタブタリ

間はトローラー改造小形汽船秀丸、第二長門丸

及帆船大進丸にて連絡す。

以智丸 トラック起點、西巡り支線

トラック、オレアイ、ヤツブ、バラオ、アング

ウル 蘭領セレベスマナド間。

三 Java-China-Japan Lijn.

國籍 和蘭、本店アムステルダム、支店香港。

○瓜哇支那日本線

寄港地 日本(神戸、門司)支那(上海等)、香港、荷

物の都合により厦門、汕頭、新嘉坡等)、パタビ

ヤ、チェリボン、スマラン、スラバヤ。

不定期 月約二回位、現在航路、寄港地共に不定

にして荷物の都合により極めて任意に前記諸港

を航行す。

使用船 Tjiliwang, Tjibadas, Tjipanas, Tjimahi,

Tjimanock, Tjitaroem, Tjikini, Tjilatjap

四、大阪商船株式會社

○基隆瓜哇線

(甲) 東廻 (往航) 基隆、厦門、汕頭、香港、

マニラ、サンダカン、マカッサ、スラバヤ、

スマラン、パタビヤ。

同 (復航) パタビヤ、新嘉坡、サンダカン、

香港、打狗、基隆。

(乙) 西廻 (往航) 基隆、厦門、汕頭、香港、

マニラ、サンダカン、新嘉坡、バタビヤ、スマラン、スラバヤ。

同 (復航) スラバヤ、マカッサ、サンダカシ、香港、打狗、基隆。

定期 一ヶ月一回。
使用船 藍取丸(東巡)、襟裳丸(西廻)

五、Judo-China. S. N. Co.

國籍 英國、本社倫敦。

香港代理店 Jardine, Matheson & Co.

○香港ボルネオ線(香港サンダカン間直航)
定期 月約二回

使用線 Hinsang, Mausang.

六、Royal Packet Navigation Co.

(Köninklyke Paketvaart Maatschappij)

フル・テロ、トロ・ダラム、ナコ・エイランダン、ラ・ワグスン・シトリ、シボルガ、シンケル、シナバン、タバ・ツアン、ミユラポー・オレレー、サバン、バダン、新嘉坡、タンジョン・バンドン、バタビヤ、チェリボン、サマラン。

○バタン、彼南線

バダン、シペルツ、アエル・バンギス、ナタル、シボルガ、バロス、クヌーシトリ、シンケル、バーニヤ・エイル、タバ・ツアン、ミラポー、チャランオレレー、サバン、ブラワン・デリー、彼南

○バタビヤ、バレムバン線(毎週一回)

バタビヤ、ムントク、バレムバン。

○爪哇、デチャンビー線(二週一回)

スラバヤ、サマラン、チェリボン、バダビヤ、バレムバン、ムアラ・サバチャンビー。

○バレムバン新嘉坡線(毎週一回)

バレムバン、新嘉坡、ムントク、バレムバン。

○爪哇、ブラワン・デリー線(甲線)(二週一回)

國籍 和蘭、本社は新嘉坡、蘭領東印度諸島との間に定期航路を有す。

香港代理店 Java-China-Japan Lijn.

○香港汕頭デリー線

香港を發航し、汕頭に寄港しスマトラ島、トラ

ワン及デリーに航行す。

○バタビヤ、彼南線(二週一回)

バタビヤ、トロ・プトン、クルー、エンガノ、ベ

○バタビヤ、コタアグン線(二週一回)

バタビヤ、オーストハーフェン、トロ・プトン、オ

ーストハーフェン、メラクオーストハーフェン、

トロ・プトン、カリマンダ、トロ・プトン、コタ

アグン

○爪哇、新嘉坡線(二週一回)

スラバヤ、サマラン、チェリボン、バタビヤ、

クルー、ピンツアン、ベンターレン、バダン、

サマラン、バタビヤ、ブラワン・デリー。

○爪哇、ブラワシ・デリー線(乙線)(毎週一回)

スラバヤ、サマラン、バタビヤ、新嘉坡、ブラ

ワン・デリー。

○ブラワン・デリー、新嘉坡線(毎週一回)

ブラワン・デリー、アサハン、バネー、プロムバ

ン、タンジョン・メンゲイダル、タンジョン・レ

イドン、ベンカリス、新嘉坡。

○彼南ランサル線(毎週一回)

彼南、ブラワン・デリー、バツ・バラ、ランサ

ル、ブラワン・デリー。

○バタビヤ、新嘉坡線(毎週一回)

バタビヤ、タンジョン・バンドン、タンジョン・

ピナン、新嘉坡。

○バタビヤ、バンチャルマシン線(二週一回)

バタビヤ、ボンデアナ、タンジョン、バンドン、

バタビヤ、チェリボン、サマラン、スラバヤ、

バンジャルマシン。

○新嘉坡、サムバス線

新嘉坡、リウ、タムブラン、ボンデアナ、シンカワン、スラカウ、バマンカッサムバス。

○新嘉坡、ナツナイランダン線(二週一回)

新嘉坡、リウ、ルトン、クラマツ、マラス、タルムバ、ミダイ、グンデンブル、バンジャン、スラサン、ミダイ、タルムバ、マラス、クラマツ、ルトンリウ、新嘉坡。

○ボンデアナ、新嘉坡線

ボンデアナ、新嘉坡。

○爪哇、新嘉坡線

スラバヤ、サマラン、チエリボン、バタバヤ、新嘉坡。

○新嘉坡、ドンガラ線(毎週一回)

新嘉坡、バウエアン、スラバヤ、クマイ、サンンビツ、バンジャルマシ、スタグン、コタバル、バリババン、サマリンド、ドンガラ、ワニ、タラカンブロウ、ブロンガン、サマリンド、バリ

ババン、コタ・バル。スタグン、バンジャルマシ、サンビツ、クマイ、スラバヤ、バウエアン、新嘉坡。

○スラバヤ、バンジャルマシ線(毎週一回)

スラバヤ、バウエアン、バンジャルマシ。

○バンジャルマシ、マカッサ線

バンジャルマン、ブガタン、スタグン、コタ・バル、マカッサ。

○マカッサ、東ボルネオ線

マカッサ、サマリンド、ブロンガン、ブロウサマリンス、マカッサ。

○スラバヤ、マカッサ線(二週一回)

スラバヤ、マカッサ。

○新嘉坡、セレベス線(二週一回)

新嘉坡、バタバヤ、スラバヤ、マカッサ、バリババン、ドンガラ、バレーレー、クワンダン、アムラン、メナド、タグランドン、シアウ、タルーナ、リルン、ブタ、タマコ、タルーナ、シ

バンカ、ブンク、コロノダレ、ルーウーク、バンガイ、ブンタ、ゴロタン。

○マカッサ、ボニー線(二週一回)

マカッサ、ボンサイン、サレール、シンジャイ、バジツウエ、バリマ、コラカ、バロホマリリ。

○爪哇、デモール線(二週一回)

バタバヤ、スラバヤ、アンペナン、スンバウ・プサル、ビマ、ワインガブ、エンデー、サヴ、ロデ、クーバン、アタブ、テモール・デイリー、イル、ワキ、キセル、ダマール、セルワル、デモール・デイリー、アタブアクーバン、ロデ、サヴ、エンデー、アイメン、ワインガブ、ビマ、スンバウ、ブッサール、タリワン、ラブアン、ハチ、アンペナンスラバヤ、バタバヤ。

○マカッサ、テモール線

マカッサ、ビマ、ラブアン、バジヨ、リオ、マウメリ、ラレン・ツーカー、ワイウエラン、カラバイ、デモール・デイリー、アタブ、クーバン、

○マカッサ、トリトリ線(二週一回)

マカッサ、バレーレ、ポリワリ、マヂイネ、ムジュ、ドンガラ、トリトリ、ドンガラ、バル、ワニ、ドンガラ、カロツサ、シンバカ、マムジュポリワリ、バレーレ、マカッサ。

○マカッサ、ツルナーテ線(四週一回)

マカッサ、トリトリ、レオク、バレーレ、スマラタ、クワンダン、ボララアン・イタン、ボラアン・モンゴンドー、アムラン、ムナド、ツルナーテ。

○マカッサ、ゴロンタ線(四週一回)

マカッサ、ブートン、ラハ、カンダリ、サラ

ロデサヴ、エンデ、アイメン、ワンガブー、ワ
イチロ、サペ、ビマ、マカッサー。

○瓜哇ロンボク線(毎週一回)

スラバヤ、スムナツブ、バンジュワンギ、ブレ
レン、アンペナン、ムンデキジュングツ・バツ、
ベノア、ジュングツ・バツ、ムンデキ、ラプアシ、
アムツブレレン、バンジュワンギ、スムナツブ、
スラバヤ。

○新嘉坡、アムボイナ線(二週一回)

新嘉坡、リウ、タンジョン、バンダン、バダビ
ア、チェリボン、テガル、ペカーロンガン、サ
マラン、スラバヤ、ブレレン、アムペナン、ツ
ブアン・ハチ、スムバウ・ブッサール、マカッサ
ー、ブートン、ラハ、デファー、アンボイナ、バ
ンダネーラ、アンボイナ。

○アンボイナ、西ニューギニア線(毎月一回)

アムボイナ、サバルア、アママイ、タルデバ
イ、バンダ・ネイラ、グサルカイマナ、フアクフ

アク、マカス、バラバレー、ワハイ、ビルー、
ワハイブラバレー。

○アムボイナ、ムローケ線(毎月一回)

アムボイナ、サバルア、バンダネイラ、ツアル、
ララツ、ソームラツキ、アタウツ、ソームラツ
キ、ララツ、ツアル、エラツドボ、ムローケ。

○アムボイナ、北ニューギニア線

アムボイナ、ナムリア、サナナ、ライウイ、バ
チアン、ツルナーテ、ワヤブラ、ガレラ、カウ、
アケ・スラカ、ブリ、ウエダ、バタニ、リロン、
サオネツマノクアリ、ロリン、スルーイ、ウオ
イ・バレー、ワクデ、ハン、ボツバレー、ワク
デ、ボム、ボスニツク、マビヤ。

○瓜哇、濠洲線(毎月一回)

バタビア、サマラン、スラバヤ、ボート・モレス
ビー、ブリスペン、シドニー、メルボルン。

第八節 香港海防線

一 China Navigation Co.

國籍 英國、本社倫敦
香港代理店 Butterfield & Swire.

○香港海防線

香港、海口、北海、海防(往復共)
定期 一週一回 毎水曜日香港及海防より發航す
航海日數 片道三日間。
使用船 Sunghiang, Kaifong

一 Cie de Navigation Tankinais

國籍 佛蘭西、本社海防、香港代理店 A. Marty
& Co.

○香港海防線(メール線)

寄港地 香港、廣州灣、海口、海防。
定期 月二回乃至三回。
使用船 Hong Kong, Hanoi

交通便覽

三 Judo-China S. N. Co.

本社倫敦 香港代理店 Jardine, Matheson & Co.
香港海口線
定期 二週一回。
使用船 Taksang, Ioksang

第九節 香港盤谷線

一 China Navigation Co.

本社倫敦、香港代理店 Butterfield & Swire
香港盤谷線
荷物の都合により往復共汕頭及海口に寄港する
こと多し。

準定期 約十日一回なるも目下頗る不規則なり、
航程九日乃至十二日を要す。

使用船 Changchow, Quarta, Chengatu, Tungchow
Hupeh等

一、華暹輪船公司

國籍 支那

本社は在暹羅支那人の經營に係り、北獨逸ロイドの專横に對抗して起りたるものなり、歐洲戰亂前は諾威船四隻を備船し盤谷、香港間の航業に従事せしが、現今備船料騰貴の爲め僅かに一二隻を以て辛じて不規則なる航海を維持す。

三、英印汽船會社

- 甲谷陀、蘭貢線(毎週二回)
甲谷陀、蘭貢。
- 甲谷陀、海峽線(毎週一回)
甲谷陀、蘭貢、彼南、新嘉坡。
- 甲谷陀、緬甸線(毎週一回)
甲谷陀、チャゴン、アキアブ、ヤウクバイウ、サンドウエ、蘭貢。
- 甲谷陀、ムールメーン線(二週一回)

- 甲谷陀、蘭貢、ムールメーン。
- 甲谷陀、日本線(毎週一回)
甲谷陀、彼南、新嘉坡、香港、上海、門司、神戸、横濱。
- 蘭貢、コロマンデル線(毎週一回)
蘭貢、ゴボールポール、バルヴァカリンガバタム、ビムリバタム、ヴィーザガバタム、ココナダ。
- 蘭貢、ネガバタム線(毎週一回)
蘭貢、マドラス、ネガバタム、カッダローア、ボンデイセリー、マドラス。
- 蘭貢、マアグイ線(毎週一回)
蘭貢、タヴオイ・リバー、マアグイ。
- 蘭貢、ヴィクトリア・ポイント線(二週一回)
蘭貢、タヴオイ・リバー、バロー、マアグイ、カマウ、ボックバイン、カラスーリ、ヴィクトリア・ポイント、マリワン。
- ムールメーン、彼南線(二週一回)

- ムールメーン、エー、タヴオイ・リバー、グキクトリア、ポイント、彼南。
- マドラス、新嘉坡線(甲線)(二週一回)
マドラス、ボンデイセリー、カッダローア、カリカル、ネガバタム、彼南、ポイント・スキッテンハム、新嘉坡。
- マドラス、新嘉坡(乙線)(毎週一回)
彼南、ポイント・スキッテンハム、新嘉坡。
- 蘭貢、日本線(二週一回)
蘭貢、彼南、新嘉坡、香港、門司、神戸、横濱。
- 蘭貢、孟買線(二週一回)
蘭貢、古倫母、チャチコリン、コチン、孟買。
- アキアブ、コチン線。
アキアブ、古倫母、コチン。
- 甲谷陀、孟買沿岸線(三週一回)
甲谷陀、フオール・ポイント、ゴボールポール、カリンガバタム、ビムリバタム、ヴィーザガバタム、ココナダ、マスリバタム、マドラス、ポ

- ンデイセリー、カッダローア、ネガバタム、ゲール、古倫母、チャチコリン、コラーシエル、アレツペー、コチン、カリカット、テリルセリー、キアンナノーアマンガローア、孟買。
- 甲谷陀、モーリシャス線(四週一回)
甲谷陀、フオール・ポイント、ココナダ、古倫母、モーリシャス。
- 孟買、カラチ線(毎週一回)
孟買、ホレバンダー、ドワルカ、カチマンドヴィー、カラチ。
- 孟買、波斯灣線(毎週一回)
孟買、カチマンドヴィー、カラチ、マスカット、ビュンヤー、マホメラブスレー。
- 孟買、東南亞弗利加線(二週一回)
孟買、ボレマンダー、セイチエレス、ラムーモムバツサ、ザンジバルダレサラム、モザンビック、ベイラ、デラゴア・ベイ、ダーバン。
- 倫敦、甲谷陀線(二週一回)

倫敦、馬耳塞、坡西士、蘇士、亞丁、古倫母、マドラス、甲谷陀。

(復航にはゼノア、ブリマウスに寄港す)

第六抄 護謨椰子栽培

業者一覽

金銀 屬美術製作商

白井商店

店主 白井音次郎

横濱市足曳町二ノ一三

一、ボルネオに於ける久原三菱の日本村
 日本に於ける一流の富豪たる久原、三菱の両者は
 天放未開にして未知数の寶庫たるボルネオの地に
 一大農園を開きたり。人は土に生息するものなら
 ば兩者の這般の投資たるや正にこれ新日本村を南
 國の富源に樹立せるものに非ずして何ぞ。

A、タワオ久原農園 「タワオ」は英人のレンデン
 トと助役二名にて支那人數名を使用して統治せら
 る、「サンダカン」に亞々輸出入港にして貿易は支
 那人の一手に歸し人口約一千を有す。久原農園は
 港より二哩半總計五萬八千英反の特許地を有し已
 成ゴム園五百英反よりは日々二百ポンド内外の採
 汁あり、苦力四千人、邦人事務員八十名にして同

農園の施設及將來の計畫を擧ぐればゴム、椰子の
 栽培、カツチの製造、病院の擴張、製氷、電燈等
 なるが尙ほ一九一七年十一月より日本中學卒業程
 度の者に南洋知識を一ヶ年修得せしむる目的を以
 て南洋學校を設く。

B、三菱農園 は久原農園を去る一哩の處に在り
 面積一萬八千英反を有し、椰子栽培を主とし又木

二、在新嘉坡シヨホール州ゴム栽培業者と其反別

(一九一七年五月調査)

ゴム栽培業者	支那人監督	場所	總反別	植付反別	使用労働者	開園年月
阿久澤直哉	小泉哲一郎	シヨホール州、マンガラン	二、二六六	二、二六六	六八〇	一九一〇
同	同	同	二、〇九三	七九七	一五	同
同	同	同	二、三三八	一、〇三三	七	一九一一
同	同	同	三、四六七	二、九七七	一、〇〇一	一九〇九
同	同	同	九、三三九	四、七〇〇	七〇一	一九一一
同	同	同	五、六六	五〇	三	同
秋田太吉	中井、小松	シヨホール、スンガイセルヨ	五〇	五〇	一〇	一九〇九
遠藤隆夫	直	シヨホール、シヨロンロード	五、八七三	四、五三九	六八	一九一一
藤田組	吉田	シヨホール、ナムエン	二、二七	〇	一三	一九一〇
福田太一	直	同	二、八〇四	二、八〇四	一三〇	同
古川虎之助	酒井鶴之助	同	二、八〇四	二、八〇四	一三〇	同

護謨椰子栽培業者一覽

馬來ゴム株式會社	直	同	コタテンギ	1,000	500	1911
飯田富五郎	直	同	ドラカ、パンチヨール	2,482	1,677	1911
片倉、古屋	直	同	シヨホール、カムボン	89	25	1913
城野三次郎	直	同	パセル、カンデ	85	25	1913
勝田小平	直	同	チラム	492	7	1913
支倉	直	同	パトバハ、シヨラ	1,090	100	1910
山川龜之助	直	同	スンガイチリン	175	8	1910
小山芳松	直	同	パタボロ	33	180	1910
小西重吉	直	同	スンガイチラン	1,019	500	1911
南亞公司	同	同	テロクスンガイ	2,926	1,829	1911
同	同	同	パトバハ、バナ	2,006	1,252	1911
三井男爵	同	同	シヨホール、タンシヨ、セクンダ	5,107	4,474	1911
三石彌十郎	同	同	シヤンタン	8	8	1911
南洋ゴム株式會社	同	同	チモン	3,021	2,326	1911
奈良崎忠平	同	同	パトバハ、ラヤ	97	351	1911
日進ゴム公司	同	同	シンガポール、イオチウカンゲロード	1,022	922	1911
西島安吉	同	同	シヨホール、テロスンガイ	326	160	1911
長野、外四名	同	同	コタテンギ	396	299	1911
小野景啓	同	同	スンガイチラン	110	110	1911
大倉組	同	同	ニヨール	1,029	110	1911
鈴木審三	同	同	スンガイチラン	2,210	1,000	1910
櫻田益次郎	同	同	スンガイチラン	1,310	1,000	1910

三、在馬來半島ゴム栽培業者及其反別

菅原恒覽	菅原清	同	ナムヘンク	608	350	1911
臺灣拓殖株式會社	小柴	同	ラヤン、ラヤン	1,035	260	1911
葛田顯理	直濱	同	シンガポール、リムチユカン	180	260	1911
得丸、村上	濱野	同	シヨホール、スンガイスマ	326	250	1911
渡邊知頼	渡邊勝家	同	シヨホール、スンガイスマ	1,258	300	1911
吉田政三	直	同	シンナムヘンク	1,035	80	1911
山崎	直	同	スンガイスマ	308	350	1911
吉井信照	直	同	スンガイスマ	308	350	1911
荒井隆次	直	同	スンガイスマ	308	350	1911
高橋忠平	直	同	スンガイスマ	308	350	1911
大橋忠平	直	同	スンガイスマ	308	350	1911
椎名三造	同	同	スンガイスマ	308	350	1911
田尻トキ	同	同	スンガイスマ	308	350	1911
鈴木爲次郎	同	同	スンガイスマ	308	350	1911

高木、木下共同園

分田重三

内田重三

滿留兄弟組

田代、結城共同

南洋要覽

本田基助	バホウステーション附近	三〇	伐木中
朝永誠三	同	三三	同
前芝、岡部其他共同	同	三〇	植付中
黒木キク、キン共同	同	三〇	同
大貫、田中共同	同	三〇	同
舟木	同	三〇	同
荒木又一郎	同	三〇	同
松永麟太郎	同	三〇	許可済み
渡邊龍次郎	ロンボンステーション附近	三〇	同
清水源次郎	同	三〇	同
松岡藤太郎	同	三〇	同
伊藤由兵衛	同	三〇	同
松永、吉兼、林田共同	同	三〇	同
本多、石井、宮田共同	同	三〇	同
久米庄三郎	ゲマス	三〇	同
大貫公光	同及バホウ	三〇	同
村島	同	三〇	同
濱口久興	同	三〇	同
タイピン 石井	同	三〇	同
シンガポール 村上	同	三〇	同
岩田 カナ	タンシヨンマル	三〇	八年木

松田三次郎	キリリンケウル	六〇	九年及
木稻百太郎	ガンバ	三〇	七年
夏徳雄	キリリン	三〇	四年
高橋乙吉	クイチヤイ	八	八年
山下平太	同	二	八年
中島茂四郎	スンケイプロ	一七	二年木
草野龜吉	キリリン	三	
木下彌三郎	キリリン	一〇〇	
森川又五郎	ラサ	六	七年
吉村仁徳	アンパンピツチャイ	三	三年
江浦桃太郎	同	三	同
杉山延太郎	バタンカリ	三	八年
橋爪春松	スンガイカツビ	二	六年
小浦フシ	スンガイアンカ	七	七年
内川竹一	バタレカリ	七	七年
松尾友一	キリアンロード	六	六年
池田三次郎	スンガイイマウ	〇	五年
	タイピン		

二五四

第七抄 對南會社、商店

要録

一、會社の部

南洋貿易株式會社 東京京橋區上柳原町一

設立 明治三十二年九月

目的 貿易、運輸、海産、鑛業、拓殖

株數 二萬株 資本金 百萬圓

取締役社長 田中丸善藏

取締役 石川又八、岩崎清七、佐藤適

監査役 川崎肇、田中丸清次

相談役 藤山雷太

資本金拾五萬圓時代

年次	輸出額	輸入額	合計
大正元年	一〇〇,五五五	三三,一三四	一三三,七〇〇
二年	八二,三三三	一八〇,七〇五	二六三,〇三八
三年	八七,七六六	一一〇,五二〇	一九八,二八六

對南會社、商店要録

三ヶ年合計 二五〇,六一四 五八,三三七 七六,六六一

平均 八三,三七一 一九,七七八 二五,五五三

時代

大正四年	二五,九六六	三三,六三三	一〇八,六〇〇
前三ヶ年間平均額	八三,三七一	一九,七七八	二五,五五三
比較増加	三三,一四〇	五〇,五三六	七三,六六六
同上増加率	三九,五四分	三二,一六分	三〇,三三分
大正五年	三〇,〇〇〇	一,九〇,〇〇〇	一九〇,〇〇〇
對四年度比較増加	三三,〇三三	一八八,一〇〇	一五五,一〇〇
同上増加率	十割三分	八割八分	九割二分強

南洋殖産株式會社 東京市京橋區南新堀町

一ノ一四

設立 大正六年八月十一日

目的 北ボルネオ、ヒリッピン、新占領地等に

於て栽培及農作

資本金 百五十萬圓(内拂込四分ノ一)

社長 尾高次郎

二五五

取締役 川崎肇、岩崎清七、田中丸善藏、恆藤規隆、瀧澤吉三郎
監查役 安部幸之助、鎌田勝太郎

南洋郵船株式會社 東京市京橋區木挽町 一〇ノ七

設立 大正三年四月 株數 一五、〇〇〇

社長 緒明圭造

專務取締役 松本良太郎、取締役佐伯俊太郎、板谷宮吉

監查役 原田六郎、板谷順助

神戸支店 神戸市海岸通り三ノ二

開設 大正三年十月

支店長(兼) 佐伯俊太郎

第六期決算

借方之部(資産)

未拂込株金 七、〇〇〇・〇〇
政府供託金 三、〇〇〇・〇〇
地所及建物 七、〇〇〇・〇〇

船舶代價 三三、六〇・〇〇
政府勘定 五九、三〇・〇〇
船舶準備金 三、六六・六
未收入運賃 二、二五・五
立替金 四九・五五
代理店勘定 三、六九・〇〇
假拂金 三、九四・三〇
未收入勘定 三〇、九七・九
未經過船體保險料 一七、八〇・六
銀行預金 一、三五、三九・〇
現金 一〇・八一
合計 二、六四、〇六・九

貸方之部(負債)

資本金 一、四〇、〇〇・〇〇
船舶減價償却金 六四、〇〇・〇〇
船舶修繕積立金 六五、〇〇・〇〇
船舶保險積立金 八一、五〇・〇〇
法定積立金 三、四七・〇〇
航路擴張並船舶改良積立金 一〇、〇三・〇〇
假受金 一一、〇三・九七
未拂込金 九、六八・〇〇

前期繰越金

當期利益金

合計

當期利益金處分左の如し
金四十七萬五千七百四十九圓三錢也

内

一金一萬六千圓也 船舶減價償却金
一金二萬五千圓也 船舶修繕積立金
一金八萬一千二百五十圓也 船舶保險積立金
一金一萬二千圓也 法定積立金
一金七萬圓也 航路擴張並船舶改良積立金
一金一萬圓也 役員賞與金
一金二十六萬一千四百九十九圓三錢也 差引 殘高
一金二十四萬六千八百三圓九十四錢也 前期繰越金
合計 一五、五〇、八三、二〇、九七、七錢也
内 當期株主配當金(年一割) 一五、三〇、七五、〇〇、〇〇也
後期繰越金 一五、一四、七五、〇〇、九七、七錢也

設立 大正五年十二月

目的 南洋貿易、栽培、漁業、探礦、造船

資本金 一、一〇〇、〇〇〇 (内拂込四〇、〇〇〇)

取締役代表 田丸稅稔

取締役 岩本信太郎、武岡豐太、松本正純、横井太郎、藤井忠兵衛、太田彌一郎

監查役 小野權四郎、森本直藏、植田印吉

南洋木材貿易合資會社 神戸市浪花町二六

設立 大正三年六月

目的 南洋木材販賣及南洋貿易

資本金 三五、〇〇〇

役員社員氏名出資額

代表社員 加納辰二郎(無) 一〇、〇二〇
同 佐藤勇太郎(同) 九、六七〇
社員 兒島幸吉(同) 八、二七〇
同 入江幸次郎 三、七七〇
同 三浦長三 一、二七〇

南洋要覽

同 小林常吉 一、〇〇〇
同 宮崎寛 一、〇〇〇

南洋ゴム殖産株式會社 大阪市北區中ノ島

五ノ五九

設立 大正五年六月 株數四〇、〇〇〇
資本金 二、〇〇〇、〇〇〇 (内拂込額五〇〇、〇〇〇)

社長 横尾孝之亮

取締役 喜多又藏、上田彌兵衛、原田綠太、濱崎

照道

監査役 井上徳二郎、瀧川儀作、野村元五郎

主事 奥村幸二郎

ゴム園 ジョホール州、タンジヨランサ

開設 大正五年六月、支配人 新井高次

南洋産業株式會社 大阪府東成郡中本町

設立 大正五年十二月 株數二〇、〇〇〇

目的 南洋貿易及椰子其他栽培

資本金 一、〇〇〇、〇〇〇 (拂込二五〇、〇〇〇)

取締役 谷爲察太郎、華岡真次郎、山本發次郎、

西尾謙吉、花岡政一、南方常楠、中山勝

之助

監査役 松浦虎之助、赤阪楠次郎、春田惣太郎

ホルネ才護株式會社 東京市麴町區有樂町

一ノ四

設立 大正六年十二月十日

目的 ゴム栽培及附帶事業

株數 十萬株

資本金 五、〇〇〇、〇〇〇 (内拂込金一、二五〇、〇〇〇)

社長

取締役

ホルネ才殖産株式會社 東京市麴町區内幸町

一ノ三

設立 大正六年八月四日

目的 栽培、貿易、及附帶事業

資本金 一百萬圓、(拂込金二十五萬圓)

社長 若尾璋八

常務取締役 安藤保太郎、谷口守雄、渡邊勝三郎

渡邊勘十郎

監査役 武和三郎、堀内金次郎、安川隆治

南洋護謨株式會社 東京京橋區錦屋町一番地

設立 明治四十四年二月

目的 護謨栽培

資本金 一、〇〇〇、〇〇〇圓(株數二萬株百六十二名)

取締役社長 長野善五郎

常務取締役 安東藤太郎、後藤周藏、吉田啓藏

取締役 中尾義三郎、清水雄次郎、松本留吉

監査役 大西正雄、河野卓治、上原鹿造、皆川廣

量、遠藤隆夫

決算 (大正六年四月三十日第十三回)

收入の部

對商會社、商店要錄

當期營業總收入金 一一三、〇四八、五三〇

利息及雜收入 一、五〇九、四六三

合計 一一四、五五七、九九三

支出の部

採集及製造費勘定 四二、六八三、六八〇

本社費 四、六七八、三五五

職員賞與金 五、〇〇〇、〇〇〇

仕拂利息 六、六三一、二九〇

差引

當期純益金 五五、五六四、六六八

合計 一一四、五五七、九九三

利益金處分

當期純益金 五五、五六四、六六八

前期繰越益金 四、九二九、四二九

合計 六〇、四九四、〇九七

法定積立金 二、七八〇、〇〇〇

役員賞與金 五、五〇〇、〇〇〇

當期株主配當金(四圓、新株一株二圓、舊株一株二圓)

後期繰越金
合計 四四、〇〇〇、〇〇〇
八、二一四、〇九七
六〇、四九四、〇九七

株式馬來護謨公司 東京市京橋區南傳馬町 一ノ二

設立 大正元年十月
資本金 五〇〇、〇〇〇圓(株數一萬株二百十七名)
取締役社長 星野錫
專務取締役 脇田勇
取締役 池田龍一、増田義一、横山俊二郎
監査役 日下義雄、中村房次郎
決算 (大正五年下半年期)

支出の部	四〇、四二四、八八
採收費	五、一三七、四七
工場費	五、九三一、四四
園費	四、三四〇、三八
諸費	八、四七三、九五
諸費	六四、三〇八、一二
合計	五九、四九九、八五
差引當期利益金	五、〇〇〇、〇〇
興業費償却	五四、四九九、八五
差引當期純益金	二、一五三、七八
前期繰越金	五六、六五三、六三
合計	三、〇〇〇、〇〇
内法定積立金	一〇、〇〇〇、〇〇
別途積立金	五、〇〇〇、〇〇
役員賞與金	一、五〇〇、〇〇
社員恩給基金	三〇、〇〇〇、〇〇
配當金(年一割五分)	七、一五三、六三
後期繰越金	

株式會社南亞公司

東京市日本橋區通り 一ノ三

設立 明治四十四年十月 目的ゴム栽培
資本金 一〇〇〇、〇〇〇圓(拂込六二五、〇〇〇)
株數二〇、〇〇〇
取締役 森村開作、川崎榮助、井上雅二、大倉文二
監査役 藤井諸照、法華津孝治

馬來護謨栽培株式會社 東京市麴町區内幸町 一ノ四

設立 大正元年十一月
資本金 五〇〇、〇〇〇圓(一萬株百七十六名)
取締役 安川隆治、松宮春一郎、淺田忠順、田尻茂、弘田國太郎
監査役 小泉策太郎
相談役 井上敬次郎、安藤保太郎、磯邊保次
決算 (大正六年四月三十日第五回)
資産の部

未拂込株金	二六六、五四〇、〇〇〇
創立費	五、〇〇〇、〇〇〇
起業勘定	二七六、二一五、二一六
假拂入金	六、一七五、二五九
未收入金	九八、八一〇
支拂利子	三、八九九、七二四
配當補足金	七、九七八、二二〇
銀行預金	九〇三、八四六
現金	二四四、八九八
合計	五六七、〇五五、九七三
負債の部	
資本金	五〇〇、〇〇〇、〇〇〇
借入金	六〇、〇〇〇、〇〇〇
假受金	三、三一五、五一九
當期收得金	一、一九二、七四三
未拂配當金	三一〇、九二〇
當座借越金	二、二三六、七九一
合計	五六七、〇五五、九七三

利益金處分

當期收得金 一、一九二、七四三
 大正五年度配當補金 七、一六五、二五七
 合計 八、三五八、〇〇〇
 當期配當金 八、三五八、〇〇〇

大倉護謨株式會社 大阪市東區釣鐘町 二ノ一二八

設立 明治四十五年六月
 目的 ゴム栽培
 資本金 拾萬圓 (株數二千株) 拂込濟
 取締役 吉田正延、片岡孫四郎、佐々松賢誠、
 田村好素
 監查役 井田正二、玉木誠次郎

日新ゴム株式會社 東京市日本橋區兜町二

設立 大正二年六月
 株數 六〇〇 株主人員三三
 決算期 四月、十月

會長 中島久萬吉

取締役 諸井恆平、瀧澤吉三郎、磯野敬、増田明六
 監查役 尾高幸五郎

株式會社日本恒信社 東京市京橋區船松町 十番地

設立 明治三十七年二月
 目的 海陸產物、貿易
 資本金 二五〇、〇〇〇
 社長 上田信一
 取締役 山下市助、橫尾愛作、鈴木彌兵衛
 監查役 玉置源太郎

日南通商會資會社 東京市京橋區船松町 四番地

設立 大正五年九月
 目的 通商貿易、椰子栽培
 資本金 一〇〇、〇〇〇
 代表社員 丸谷末七、岩澤福松

右社員氏名出資額

丸谷末七 五〇、〇〇〇 宮下大吉 二〇、〇〇〇
 岩澤福松 二〇、〇〇〇 木下喜太郎 二〇、〇〇〇
 長富直輔 一〇、〇〇〇

合名會社三宅商會 日本橋區南茅場町四

設立 大正五年十二月
 目的 ゴム原料、製品、皮革類、工業藥品、鑛
 物製品、石炭、食料品、輸出入
 資本金 三〇、〇〇〇

代表社員 三宅誠意
 右社員出資額

三宅誠意 一二、〇〇〇 坂部惇一 九、〇〇〇
 清水清爭 九、〇〇〇

株式潮谷商會 東京日本橋區橋町四ノ一〇番地

設立 明治四十五年
 目的 襯衣類、原料織物、海產物輸出入

對南會社、商店要錄

資本金 五〇〇、〇〇〇

諸積立金 四四、〇〇〇
 取締役社長 淺野百藏
 專務取締役 荒井圓作
 取締役 淺野萬助、大澤部、野村正七
 監查役 泉熊次郎、村上重三郎、稻葉竹次郎
 大阪支店 東區淡路町二丁目
 爪哇支店 スラバヤ市、スマラン市
 新嘉坡出張所 アレーチエンヂヌストリート

日蘭貿易會資會社 東京市京橋區月島 東仲通り五ノ六

設立 大正四年四月
 目的 賣藥、化粧品、雜貨輸出入
 資本金 三〇、〇〇〇

代表社員 丹澤善利
 右社員氏名出資額
 丹澤善利(無) 二二、八三〇

歌橋又太郎 三、五〇〇
 富谷宗吉 一、〇五〇
 和田治衛 七五〇
 遠藤庄太郎 六〇〇

星製藥株式會社 東京市京橋區南傳馬町

三ノ二二

設立 明治四十五年
 目的 製藥、賣藥、衛生材料製造販賣
 資本金 二〇〇〇、〇〇〇
 社長 星 一
 取締役 荒井泰治、石本鑽太郎
 監查役 星野錫、近藤貞光
 相談役 片岡直温、松方幸次郎

合資會社日南公司 東京市小石川區大塚

坂下町一三四

設立 大正六年九月十七日

目的 南洋に於ける百般の調査、出版與信業、貿易仲介等

資本金 一〇、〇〇〇
 代表社員 伊藤友治郎
 社員氏名及出資額
 伊藤友治郎(無)四、〇〇〇 菊地謙讓 三、〇〇〇
 三輪政一 三、〇〇〇

日本東印度貿易株式會社 大阪市

設立 大正五年七月
 目的 貿易業
 資本金 五〇〇、〇〇〇
 社長 濱崎 照道
 專務取締役 丹波莊太郎、蘆森武兵衛、濱邊朝吉
 同 支配人 木 藤 郁
 同 副支配人 井上 昌次
 監查役 巖 又兵衛、松井小一郎、大倉邦彦

朝日ゴム株式會社 東京市京橋區日吉町

(九州俱樂部内)

設立 明治四十四年十二月
 目的 ゴム栽培
 資本金 五〇〇、〇〇〇(株數一萬二千)
 取締役社長 岡 師 民 嘉
 常務取締役 吉 田 政 三

臺灣拓殖株式會社 東京市京橋區南新堀町

一ノ二

設立 大正二年二月
 目的 ゴム栽培
 資本金 百萬圓 拂込貳拾五萬圓
 株數 二萬株 六十名
 園地 馬來半島ジョホール州ランランヤン
 社長 中 澤 彦 吉
 專務取締役 中 澤 義 一

對南會社、商店要錄

取締役 今井喜八、養藤珪次、辰澤延次郎、秋田 太吉、小柴爲二
 監查役 橫田清兵衛、田村藤兵衛

一、商店の部

東京、橫濱

京橋區柳町三丁目 金屬製品、紙、類、硝子、花、岩井商店東京支店
 日本橋區堀留町一ノ五 化學、工業、稻畑勝太郎東京支店
 芝區三田四國町二 器具、池貝鐵工所(株式會社)
 芝區公園地 化粧品 伊東胡蝶園
 日本橋區橫山町三丁目 文房具一切 伊藤古一堂
 日本橋區本町三ノ五 文房具、雜貨 市川 喜七
 日本橋區通リ油町一三 裁縫用針、菱屋號池田藤兵衛
 日本橋區堺町四 硝子板、額縁 池田鈴之助
 日本橋區大傳馬町二ノ六 刃物、鞆 井上 善七
 淺草區茅町二ノ二一 石鹼、容器、雜貨 井上小四郎

日本橋區堀江町一ノ二 團扇、扇子 伊場仙商店
 日本橋區通リ旅籠町一 手拭木綿織、伊藤彦七
 淺草區今戸町五六 スワシ万年筆 伊藤農夫雄
 神田區多町一ノ一 履物 伊勢屋平右衛門
 神田區元岩井町一九 玩具、文房 伊勢辰商店
 日本橋本町三ノ一 醫藥器械、いむしや松本器械店
 日本橋區鐵砲町五 醫藥器械、いむしや宮崎商店
 日本橋區横山町一ノ一 文房具 岩出常三郎
 同 通リ鹽町 洋傘、織物 犬木清吉
 淺草區黑船町一五 眼鏡、寒暖計 岩崎宗三郎
 神田區本福田町一六 洋燈、卸 葉倉治
 芝區芝口三ノ九 アセチレン燈、アセチレン器具、化粧用品 磯村工業所
 京橋區南傳馬町二ノ二四 内装飾品 石岡商會
 日本橋區通リ油町二一 綿、縮類 石田萬兵衛
 同 大傳馬町 衛生材料 石倉商店
 同 青物町二六 美術品、家具、絹、木綿 林商店

香油類 井筒屋金原巳三郎
 時計、貴金屬 服部時計店
 絹織物、絹手巾 堀越商會
 縫紉機、縫物其他 堀越商會
 活字、活版 東京築地活版印刷會社
 印刷器、雜貨 東京貿易株式會社
 雜貨、東京貿易株式會社
 紙、金屬類等 東洋商會
 洋紙各種 大倉洋紙店
 醫藥器械、理髮器 大磯商店
 花籃、眼鏡各種 近江屋
 玩具、食料品 同
 醫藥器械、合資小幡鑄物工場
 醫藥器械、雜貨 大澤商店東京支店
 藥材、雜貨 金庫大倉金庫店
 藥種、卸 大木合資會社
 西洋蠟燭 尾張屋
 シヤツ、西洋蠟燭 小川松太郎
 齒科醫藥器械 岡田吉次郎
 卸 岡田吉次郎
 生蠟、鉛筆 小倉芳藏
 建築用金 岡谷合資會社東京支店
 物及物類 同
 化粧品 アポロ商會

深川區本扇橋五丁目 アルボリス液、扇橋製藥株式會社
 北豐島郡王子 人造肥料 關本酸曹株式會社
 工業藥品
 本所區中ノ郷九三 友染モスリン 川口清一
 友染モスリン
 京橋區元數寄屋町三ノ九 洋油、パ 龜岡豐二
 ラフキン織
 下谷區入谷町九九 和洋ロシ 大阪屋嶋田甚助
 グ石鹼
 日本橋區横山町三ノ八 鉛筆、ゴム 上條長二郎
 同 堀留町二ノ五 木綿、捺染 金屋商店
 ネル大島餅
 京橋區銀座三ノ九 カプトビール 加富登ビール會社
 同 銀座二ノ一〇 諸器械、諸金屬、製 米井商店
 品、ゴム製品、塗料其他
 同 深川區入舟町四 鹽酸加里、鹽化 加瀬忠次郎
 加里智利硝石業
 日本橋區藥研堀町四三 藥、藥材 大東大藥房
 硝石、硝石
 同 通リ一 絹、茶、眞田、絹織物、野澤組
 カラス器、金屬類等
 同 橋町四ノ二 メリヤス 栗山安平
 日本橋區瀨戸物町七 繪具、染料 黒田市之助
 工業藥品
 同 室町一ノ五 乾物、食料品 窪田利七
 同 本町二ノ一六 寫眞器械、石版器械、小西本店
 及附屬品材料一切
 同 馬喰町一五 袋物、シヤ、ネクタイ 小山本店

木綿織物 小林善兵衛
 ライオン齒磨 小林富次郎
 同 橋町二ノ五
 本所區外手町六
 日本橋區横山町一ノ一九 メリヤス 小島屋
 同 富澤町一八 洋傘、メリヤス 越後屋商店
 同 小網町二ノ四 海産物、蠟燭 大坂屋
 セメント 淺野セメント會社
 深川區扇橋町
 日本橋大傳馬町一ノ二七 建築用 合資會社朝日商會
 器具
 日本橋區馬喰町二ノ一 星印名刺用紙 櫻井大二郎
 同 神田岩井町河岸十二號 製品、美術品 佐藤市三郎
 アンチモニー
 日本橋區長谷川町一六 モスリン、毛 近房合資會社
 繻子、更紗
 同 馬喰町二ノ二 インキ 篠崎又兵衛
 文房具
 同 横山町一ノ一八 メリヤス、シ 清水彦三郎
 ヤツ靴下類
 同 京橋區銀座三ノ一六 紙類 島田延太郎
 新聞用紙 共同用紙合資會社
 同 三十間堀二ノ七 石鹼 整興社
 本所區柳島梅森町七二 自轉車、及附屬品 杉野半三
 神田區末廣町一

京橋區南傳馬町一ノ二 硝石、工業藥品、肥料、木商店
 芝區田町一ノ一二 菓子 森永製菓株式會社
 京橋區三十間堀一 機械製洋紙類 富士製紙株式會社
 同 銀座三ノ七八 雜貨、食料品 三枝商會
 同 金六町五 印刷用材料一切 山本榮次郎商店
 同 銀座二ノ七 原動力諸機械、工業用原料及材料等 株式會社大倉組
 淺草橋際 雜貨、玩具 長谷川商店
 日本橋區富澤町六 洋傘、絹絲、織物、雜貨 皆川商店
 京橋區竹川町一四 樂器
 日本樂器製造株式會社東京支店
 淺草區藏前片町七 ヘルロイド原料 永峯清次郎商店
 並ビニ玩具 布ボスゴム 赤尾保商店出張所
 京橋區本湊町二十一 マニラロープ 日本漁業株式會社
 日本橋區小網町一ノ三 船、漁網 小倉久兵衛本店
 日本橋區橋町四丁目 三ッ輪石鹼三、ッ輪ドロップス 丸見屋
 日本橋區馬喰町四丁目 千代田香油 山岸三之助
 同區 クラブ白粉 美粧研究クラブ

同區
 日本橋區馬喰町一ノ六 美顏白粉 桃谷研究試驗所
 神田區和泉橋 レイト平尾贊平
 日本橋區水天宮前 ホカー液 堀越嘉太郎商店
 京橋區大鋸町 オリヂナル 安藤井筒堂
 喜谷實母散 喜谷市郎右衛門
 日本橋區馬喰町 花王石鹼 長瀬商店
 橫濱市本町四ノ六八 輸出入一増田増藏
 橫濱市太田町二丁目 輸出入業 茂木合名會社貿易部
 大阪、

北區堂島濱通り三 ヘチマ、貝卸除 長瀬商店
 南區東關谷 硝子製造、瓦 斯器具金物類 森高和吉
 東區南本町四丁目 金屬製及硝子 駒井庄太郎
 東區南久寶寺町二丁目 眼鏡 川崎彌助
 東區北久寶寺町堺筋 同 ヘルロイド糖 杉田商店
 東區上難波南町 化粧品 松井號
 南區鹽町三丁目 髮油 木村猶三郎
 西區靱上通り一丁目 陶磁器 富永甚四郎

西區靱下通り一丁目 同 加藤新吉
 西區靱上通り一 同 辻惣兵衛
 西區靱下一丁目 同 貞國元四郎
 西區立賣堀南通り一丁目 同 稻田政吉
 東區南久太郎町一 ヘルロイド製品 小山定號
 西區江戸堀南通り 雜貨、硝子 日和商會
 西區長堀北通り二 硝子器 三好製瓶所
 西區靱下通り三 莫大小 山本吉商店
 東區安土町三丁目 シルク、ト 井上絲店
 東區道修町二 及各種糸類 柳原三郎
 東區道修町二 硫酸、硝酸、藥品、醫療器 武田長兵衛
 東區道修町二 精製樟腦 藤澤商店
 東區瓦町三 帽子 石田藤商店
 東區東町三丁目 綿糸、縮布、メリヤス、タガール、マツチ 伊藤輸出部
 東區備後町二 香水、香油、ナツク、クリーム、バミガキ 金子爲治郎
 西區土佐堀裏町八七 絹糸、縮布、シルク、ケット、瓦斯糸 西松商店
 南區順慶町三 ヘルロイド、製糖具、花、蓮、タガール、メリヤス縮布 乙宗源次郎

東區北久寶寺町四丁目 樂器 三木樂器店
 東區道修町三丁目 硝子製藥器 小西喜兵衛
 東區高麗町五丁目 天產物糖及精製品 陶磁器硝子器 安宅商會
 西區靱中通り一 ガラス、竹材、貝卸 重明舍
 西區堀江通り五丁目 油類、機械類、糸、シルク、ケット 大川商工株式會社
 東區末吉橋通り二 メリヤス、粉肥料、ガラス、縮糸、油類 安部幸兵衛
 東區高麗橋四 メリヤス、タガール、硝子、光線草類、毛布、絹手巾 大阪支店島商店
 北區堂島濱通り二 金物、雜貨 林音吉
 東區南久寶寺町四丁目 靴、草鞋 大内商店
 南區難波反物町一 硝子、光線、提子、提子、提子、提子 大井德次郎
 東區備後町二 日傘、扇子、提子、提子、提子、提子 松好嘉兵衛
 西區靱南通り二 特製タガール 倉橋商店
 東區南久寶寺町一 文房具 吉田和助
 東區北久寶寺町四丁目 嘉門長藏
 東區備後町四丁目 綿織物類 松本鐵治郎
 東區伏見町二 綿織物類 今永商店
 東區道修町二 綿織材料 土岐淺太郎

東區道修町二
東區北久太郎町二
東區心齋橋通り博勞町
北區天満橋筋一
東區北久太郎町二
東區平野町四丁目
北區西野田今開町
西成郡海老江
西區立賣堀南通六丁目
北區中ノ島二丁目

藥品 小西嘉兵衛
紙綿縮絹物 大文洋行
セメント 富尻商店
時計硝子 富尻商店
洋傘 協和商會
各種紐類 日本製紐株式會社
齒刷子其他 加藤市兵衛
シヤツ、鈕 福島合名會社
メリヤス 島田硝子製造所
硝子類一切 赤尾保商店
ゴム製品マニラロープ 江商株式會社
棉花綿糸

同 區鐵砲町五、いわしや號
淺草區上平右衛門町
日本橋區本銀町二丁目
日本橋區馬喰町四ノ一六
同 上四ノ一七
本所區綠町四丁目
本所區番場町一番地
日本橋區小傳馬町
同區本銀町
同區檜物町一八
神田區西福田町

宮崎商店 電話神田二八五番
木村商店 電話下谷四四二番
福原商店 電話本局五二六四番
三幸商店 電話浪花一三〇八番
右川ゴム營業所 電話下谷三七五〇番
小野龜七商店 電話本所二八四六番
大和商店 電話本所二九七二番
戸部榮二商店 電話神田一七四七番
小畑商店 電話本局四五二三番
井田市太商店 電話本局三八六一番
松永商店 電話神田六二二番

東區、橫濱
■ゴム製品及醫療ゴム品販賣業
本所區吉岡町
日本橋區本石町四ノ一七
同 本町二丁目

小島商會 電話本所二二六八番
星野商店 電話本局四七六一番
玉屋支店 電話本局一七九四番

二、ゴム製造業者の部

■人力車ゴムタイヤ販賣業

京橋區本材木町三ノ二五
京橋區銀座通り
淺草區須賀町
日本橋區元柳原町
神田區紺屋町

■ゴム原料販賣業
東京市銀座三ノ二
日本橋區駿河町
橫濱市太田町五
京橋區本材木町三
日本橋區馬喰町角
日本橋區小網町

合資會社二葉商會 電話京橋二七二二番
秋葉大助 電話京橋三三三三番
西賀商會 電話下谷三四三七番
前田東京支店 電話浪花三六三五番
藤山商店 電話本局四七九五番

木村東京支店 電話京橋二二五〇番
三井物産雜貨部 電話本局一〇〇〇番
山家商店 電話五二二二番
富士商會 電話京橋三四六四番
寺本東京支店 電話浪花四四九九番
増田合名會社 電話浪花八一一番

同區南茅場町四
京橋區南新堀一ノ十三
麴町區八重洲町一
日本橋區大傳馬鹽町二
芝區柴井町一八
日本橋區伊勢町一一
本所區太平町二丁目

■タイヤゴム管、板底物其他
下谷區御徒町一
京橋區五郎兵衛
同疊町一一
日本橋區鐵砲町

會社名 三宅商會 電話浪花三二三番
辻岡商店 電話京橋一九〇四番
セールフレザー株式會社 電話本局三一八八番
織田商店 電話神田一五二〇番
山五商會 電話芝三四二九番
松岡作次郎 電話本局五四四一
太平ゴム精煉所

森谷商店 電話下谷三四五五番
井田ゴム商店 電話京橋五〇一五番
岩野ゴム商店 電話京橋三〇三六番
三起商會 電話新橋八四二番

對南會社、商店要錄

同三十間堀町
赤坂區溜池
日本橋區小網町二鏡河岸
同横山町
淺草區今戶二九
同諏訪町
本所區林町一ノ一〇
淺草區藏前諏訪町三
日本橋區米澤町
京橋區柳町
同弓町
同銀座二ノ一二

守谷商店 電話新橋八四二番
二葉屋商店 電話新橋一六一番
平野商店 電話浪花二〇〇七番
古堂 電話浪花四二一四番
第百商店 電話下谷八六三番
吉田商店 電話下谷六一三番
卷島商店 電話本所三一三番
日東商店 電話下谷四四三七番
坂田商店 電話浪花一六一〇番
三共商會 電話京橋二七六番
大澤商會東京支店 電話京橋四三七番
米井商店 電話京橋六三六番

神田區今川橋際
日本橋區本銀町三ノ一二
同鐵砲町
下谷區西黒門町
大石ゴム東京出張所 電話下谷四八〇三番

西山ゴム店 電話神田一四三二番
海老原ゴム店
岡島ゴム店
上條長次郎 電話浪花一四四番
平尾紋助 電話神田八八九番
關谷商店 電話神田四五七番
西村多吉 電話神田四四七番
澤田屋定吉 電話神田二四八番
村瀨商店
米井商店 電話京橋六三六番
日本橋區吳服町一ガストン、ウキリアムス極東部 電話本局二四五五番

■再製ゴム製造販賣業
京橋區銀座二
日本橋區吳服町一

■ゴム風船、其他薄層ゴム販賣業
日本橋區横山町
神田區東龍閣町
同岩本町
同通り新石町一五
淺草區松葉町五六
神田區東龍閣町一六

京橋區竹川町一二
■エポナイト製造業
本所區番場町
■硬性ゴム製造業
京橋區銀座二ノ一二
同築地三ノ一一
東京府吾嬬町
同龜戸柳島
同本所區中郷業平町
淺草區玉姫町
東京府下南品川
同 上
東京府下西大久保町

東京商會 電話新橋三六九八番
奧井エポナイト工場
角一ゴム合資會社 電話京橋三三三〇番
内外ゴム合資會社 電話京橋二六五二番
東洋ゴム株式會社 電話本所四四〇番
千代田ゴム株式會社 電話本所一四三四番
三田土ゴム製造合名會社 電話本所二七二〇番
日本ゴム株式會社 電話下谷六〇八番
合資會社明治ゴム製造所 電話芝一六二五番
品川ゴム製品所 電話芝五九二四番
極東ゴム株式會社 電話番町四一五九番

東京府下雜司ヶ谷
本郷區駒込坂下町
本所區中之郷業平四五
府下南千住吉田商店
府下巢鴨町上駒込
東京府下龜戸柳島
本所區向島小梅町
府下西大久保
府下王子瀧ノ川
巢鴨町廢兵院裏
深川區右石場町一六
府下向島隅田
本所區茅場町

高砂ゴム株式會社 電話番町五〇〇一番
中央ゴム株式會社 電話下谷五四九番
東ゴム製作所 電話本所一七〇六番
千住ゴム工業所 電話下谷五六一三番
染井ゴム工場 電話本所九七八番
大和ゴム製造所 電話本所三六三七番
東京ゴム底合資會社 電話本所八〇五番
朝日ゴム工場 電話神田八〇五番
イースタン護謨株式會社
東北ゴム株式會社
深川ゴム合資會社 電話本所三二四五番
右川ゴム製造所 電話本所一五四二番
太陽ゴム株式會社 電話本所一四五七番

府下上目黒伊勢際

府下上落合村

深川區猿江裏町

府下大島町二丁目

本所區柳島町十九

■自轉車用附屬ゴム製造業

府下巢鴨向原

府下巢鴨村九三〇

同巢鴨監獄前

同宮仲二一六八

同上駒込

深川區海邊町

小石川區水道町

府下中澁谷

■薄層ゴム製造業

大平洋ゴム合資會社

電話東京一五五九番

船橋ゴム製造所

東京ゴム製作所

東京護謨株式會社

九星ゴム製造所

電話本所一七四八番

第一ゴム製造所

番町三五二三 呼出

大正ゴム製造所

常盤ゴム製造所

石井ゴム製造所

木村ゴム工場

大塚ゴム工場

江戸川ゴム工場

玉川ゴム精煉所

府下南千住地方橋場

同向島寺島村

東京府下中野町本郷

本所區原庭町

向島隅田村一二一五

同寺島村三二二

府下日暮里三八八

同三河島村二六七四

同 一、三一六

府下澁谷

同向島隅田村

同向島寺島村

同 宇須崎

同 埼玉縣大宮町

日本カウチック製造所

電話下谷六〇四二番

ハート、ラバー工場

電話本所四三〇〇番

大神田寅吉

電話中野二八番

青木彌市

電話本所二七五七番

日本クリスタル製造所

澁谷ゴム製造所

電話本所三七三五番

富士ゴム製造所

加納菊三

飯田麗太郎

金子ゴム工場

坂賀美ゴム工場

共榮ゴム工場

西村ゴム工場

森本ゴム工場

小川耕作

■防水布(ゴム引加工)業

府下大崎町

府下巢鴨宮仲

大崎停車場前

南千住地方橋場一、一二

在原郡蒲田

本所區茅場町三丁目

本郷區本富士町二

本所區入江町一五

府下戸塚町

府下元金杉一、九七五

日暮里元金杉一二三七

藤倉防水布製造合名會社

電話芝 六四三番

河野ゴム引工場

電話番町四九一五番

山田氣球製作所

依田ラバー工場

電話下谷一四〇二番

大正ゴム製品株式會社

電話新橋三四六二番

齋藤ゴム布製造所

電話本所一七二七番

空氣屋本店

電話下谷三一六三番

東洋ラバクロース商會

電話本所三一六八番

津田ゴム工場

同

淺草區森下町一

下谷區金杉上町八五

同柳島横川町五八

神田區元岩井町四〇

府下日暮里元金杉

■ゴム代用品及サプスチエート製造業

府下瀧ノ川町上中里

本所區曳船通リ

府下龜戸町

■タイヤー用ゴム底用綿布其他

神田區南神保町二

■ガラス製ゴム型類製造

本所區中之郷瓦町三

同區太平町一丁目二八

山田ゴム精選所

小島商店

電話下谷一五九番

島田喜三郎

電話下谷三九九七番

小川勝右衛門

外田商店

電話神田 六二八番

國分末吉

石崎石松

裕商店

電話本所 一七九番

加藤製藥所

東洋織布合資會社

電話長本局五一四〇番

杉谷製型所

電話本所三二九九番

島田富藏

本所區小梅瓦町八一
府下吾孀町請地八四五
同向島小梅五二
日本橋區馬喰町三丁目
東京淺草橋際
東京淺草橋際
本所區中ノ郷業平町
深川區東扇橋町
下谷區徒士町一ノ六一
淺草區橋場町八五
本所區永倉町二一
府下巢鴨宮仲二四八〇

高橋 幾之助
多田 宗三
旭ゴム型製作所
三幸商店
木村政助商店
岡島機械製作所
芳川機械製作所
山口義雄
東京ゴム型製造所
川口久米吉
下谷製作所
三光舎

京橋區月島西河岸四丁目
同 新佃島七四ノ八
京橋區松屋町一ノ四
下谷區西町一
京橋區越前堀町一ノ一
府下吾孀町木下川一九三
日本橋區本町三丁目
揮發油、機械油業
京橋區元數寄屋町
神田區鎌倉河岸
神田區東龍閑町
京橋區四日市町一八

タレット工場
出口製作所
加藤清吉
加賀美健二郎
佐藤商會礦業部
村山製藥所
島田久兵衛商店
千代田組
奧田商店
渡邊商店
寺田商店

同區元數寄屋町一
同 三丁目
神戶市兵庫東尻池
同 三丁目
神戶市外敏馬
同 元町通六丁目
同 多開通り
同 葛合通日暮通一丁目
兵庫縣武庫郡西ノ宮字産所
大阪府西區薩摩堀東町
同 西區尼ヶ崎橋西詰
同 西區尼ヶ崎橋西詰
同 西區尼ヶ崎橋西詰

要屋商店
電話京橋 一六三番
瓜生、小山商店
電話 一四四七番
木村政助商店
電話下谷四四二番
田子柳次郎
福谷新次郎
電話下谷三二九二番

阪神ゴム商會
電話本局一三〇九番
大正ゴム工業株式會社
電話本局三七四八番
東レザール株式會社
電話御影 六一七番
神戶タイヤ商會
電話本局四〇四五番
前田商會
電話本局一八四五番
河路ゴム製造所
電話三ノ宮一五五二番
攝津ゴム株式會社
電話西ノ宮二六九番
平野ゴム製造所
電話四 八七四番
平野商店ゴム部
電話土佐堀一〇〇六番

關西之部
■ゴムタイヤチューブ各種ゴム
■ゴム工業藥品業
■ゴム用生地、織布及ゴム原料

神戸市脇之濱
大阪府西成郡浦江
神戸兵庫菅原通五丁目
大阪市東區東野田町
阪神間灘深江

ダンロップ護謨株式會社
角一ゴム合資會社
内外ゴム合資會社
ケアール護謨製造所
カメノフチ護謨製造所

東京伏見觀月橋北詰
大阪府東區伏見町五
小西信商店

第八抄 在留人物一覽

A B C 順

A の部

阿部重兵衛 三井物産會社スラバヤ出張所長▲明治三十九年度東京高等商業學校專攻科卒業▲明治四十年二月三井物會社入社、大正四年四月カルカッタ出張所員首席、新嘉坡支店長代理を経て六年二月スラバヤ在職▲爪哇スラバヤ市電話

安倍辨之助 安倍洋行主、タビオカ製造貿易業▲秋田縣平鹿郡増田町▲日露役前漁業に従事す、四十二年渡南同行設立、大正五年小賣部を廢して御部に擴張しスマラン、バンドン、パタビヤ等に支店を設け、タビオカ製造所を擴張す▲爪哇チェリボン市電話(一八五)

有坂利一 有坂商店主▲海産物雜詰、帆布、及船具商▲新嘉坡ノースブリッジロード四九六號電話(二四六四)

■ゴム製品各種醫療ゴム品各種

大阪市東區平野町二ノ堺筋 中村利三二郎 電話本局九七六番

同 東區道修町二 宗田新一郎 電話本局一七三二番

同 同南區安堂寺町 丸中ゴム本店 電話本局二〇七二番

同 同東區淡路町三 中村ゴム商會 電話本局三八八九番

同 同東區淡路町三 大澤商會大阪支店 電話本局一七四番

■ゴム原料商

大阪市順慶町三 乙宗商店 電話本局四〇二五番

神戸市元居留地京町二〇 芳永商店 電話本局三宮七七三番

同 相生町五丁目 阪元商店 電話本局四二九八番

■ゴム工業藥品染料各種

神戸市兵庫上澤通六丁目 多田化學製藥所 電話本局三二一九番

同 榮町通三丁目 河西善兵衛商店 電話本局二六八番

大阪市東區谷町四丁目 古山武次郎 電話本局東四八二五番

B の部

荒木久四郎 大久社主、船舶賣込、積卸業▲長崎市出身▲大正四年開業▲爪哇スラバヤ市チャンテアンサンボンガン 電話(北二一〇六)

馬場虎次郎 馬場製綱所主、綿絲、製綱販賣▲長崎市麴屋町三十九番地▲スマトラ島テピンテン

千々和健太郎 天理商會主雜貨商▲福岡縣鞍手郡木屋瀬町▲馬來半島ベラ州タイビン

遠藤隆夫 泰東公司、ネビホテル主▲コム栽培經營▲宮城縣桃生郡曲谷池村早稻田大學出身▲新嘉坡ビーチロード(電話)

江浦桃太郎 雜貨商、ゴム栽培業▲熊本縣天草郡

在留人物一覽

高濱村▲十年前雜貨開業大正四年コム栽培著手▲馬來半島コラクボ

我梅吉 土木建築請負護謄箱製作業、四菱組主任▲渡邊薫氏と共に同業經營、職工三十名を使用▲新嘉坡クイン街第二一三號

江口源六 齒科醫▲佐賀縣出身大正六年一月開業▲爪哇スラバヤ市ボンカラン

藤崎市郎太 藤崎寫真館主▲長崎市西山▲スマトラ島メダン市ジャランケサワン街(電話二二二八)

藤山寛一 藤山寫真館主▲山口縣熊毛郡麻郷村▲大正二年開業▲馬來半島ベラ州安順埠ボーリング街第三號

福地勝太郎 萬歲商會主、和洋藥種商▲佐賀縣佐賀郡久保和泉村明治二十一年十二月二十八日生▲スマトラ島シヤンタル電話架設中

藤田熊太郎 藤田菓子店主▲京都府新舞鶴▲大正

二七九

四年一月開業▲スマトラ島アサハン州キサラン。

Hの部

橋本延一 三井物産會社バタバヤ首席▲山口縣、明治四十年山口高等商業學校出身、明治四十二年五月三井物産會社入社、前任新嘉坡支店勤務▲爪哇バタバヤ市。

本多紋平 東亞貿易商會主▲日本雜貨卸商▲長崎縣南高來郡山田村▲彼南市チユリヤ街三二八號。春吉 春風樓女將ニシテ藝妓、加藤長正氏ノ妻▲曾テバドバハ藝妓トシテ名アリ、東京市ノ産▲新嘉坡ベンクレー街三六號(電話一四六九)

平野慶次 平野商店主▲美術雜貨商▲長崎縣南高來郡南串山村▲十三年前渡南貸家、宅地所有▲スマトラ島シヤンタル。(電話四六)

樋口寅雄 三木屋商店主、雜貨商▲熊本市中坪井町七十一番地▲支店新嘉坡ミッドルロード五五號▲スマトラ島メダン市ホテルバツク街。(電話三

六一)

堀福松 堀商店主雜貨商▲大阪市東區南渡邊町四十六番地▲明治四十二年十一月渡南開業▲馬來半島コランボ市バトロード。

瀧田松太郎 寫真業▲山口縣▲大正二年開業▲スマトラ島メダン市。

原島貞吉 原島商店主日本ホテル主、日本人會役員▲福岡縣筑後國吉井町▲在留十二箇年餘、雜貨商ノ外ニ旅店ヲ兼營シ二三年前ヨリ農具金物類ヲ輸入販賣ス▲商店スマトラ島メダン市モスケ街三十九四十一號▲同市モスケ街「ホテル」(電話三五二)

東岡龜久 東岡商店主、古物、ブロカー▲神戸市▲大正五年三月開業▲スマトラ島メダン市カピテン街一五號。

原口駒吉 原口駒吉商店主▲長崎縣東彼杵郡大村本町一丁目▲本店長崎縣大村支店朝鮮、馬來半島一保市▲馬來半島ペテ州一保市ヒューロー街。

長谷川義男 寫真、ゴム栽培業▲大阪市東區谷町

明治十九年生▲八年前渡南寫真館開業▲馬來半島コランボ。

橋爪春松 ゴム栽培業▲和歌山縣東牟婁郡大島村▲馬來半島ラサ。

瀧大和 旅館花屋主人▲東京明治十六年生▲柔道師範▲馬來半島コランボ市カンボンアツタプ。

平山締太郎 ニューホテル主▲長崎縣南高來郡千

千岩村▲馬來半島セラランゴール州カラシ市。

橋元哲造 齒科醫▲鹿兒島縣出水郡阿久根村▲明治四十三年渡南▲開業本院コランボ市、分院馬

六呷▲馬來半島コランボ市。

平江順 横濱ホテル主▲長崎縣下縣郡佐志賀村▲大正二年十月開業▲スマトラ島メダン市レキナン

ストリート第四號。

在留人物一覽

堀野五郎吉 Hゴロキチパー主、パー及玉場業▲和歌山縣西牟婁郡本町▲大正二年開業▲爪哇スラ

パヤ市ステーション街。(電話北九三〇)

本田甚助 九州大藥房醫院主▲長崎縣南高來郡南有馬村▲明治四十一年渡來自動車、ゴム栽培業經營▲馬來半島スレンバン市バーチストリート一〇四

一〇五號。

平本仁作 平本商店主、雜貨寫真業▲廣島縣安藝郡江田島村▲スマトラ島アチン州ランサ。

平松一壽 平松商會主、海運業、貿易商▲長崎縣南高來郡堂崎村▲支店長崎市尾崎町二十五番地、

出張所大阪市東區森ノ宮南洋産業株式會社内▲爪哇スラバヤ市チャンテアン街(電話北一一〇九)

Iの部

井上仁作 日本寫真館主▲佐賀縣佐賀郡南川副村字大井道▲スマトラ島メダン市。

一ノ瀬宇一郎 ブリツチシユホテル主人▲旅館並ニ貿易業▲靜岡縣磐田郡光明村明治十一年七月生

▲彼南市リース街二十二號。(電話四八〇)

岩越宗郷 大佛商店主美術雜貨商▲神戸市生▲ビ
 ーチスリート五十六號、ペナンロード二百三十三
 號ニ支店ヲ有ス▲彼南市ビーチロード六號。
 岩永友武 大黒商店主、玩具雜貨商▲熊本縣阿蘇
 郡宮地村▲彼南市キャンベルストリート百七十六
 號。
 岩田カラ ゴム栽培業▲故岩田三平氏未亡人熊本
 縣天草郡久玉村▲馬來半島コーランポ市
 池田三次郎 ゴム栽培業▲熊本縣天草郡一町田村
 ▲一九一六年三月ゴム園購入栽培▲馬來半島ペラ
 州タイピン。
 岩田島治 齒科醫▲熊本縣天草郡久玉村▲一九一
 一年齒科學校出身一九一三年渡南開業▲馬來半島
 コーランポ市ペタリング街一七六號。
 石井六郎 醫師雲錦堂醫院主▲千葉縣安房郡明治
 二年生▲明治二十八年三月第一高等醫學專門學校
 卒業二十九年盛岡市岩手病院長勤務、三十年三月
 帝國大學近藤外科專修、同小兒科瀨川博士に就き

一ヶ年實地研究、築地病院、檢疫官、赤十字救護
 班委員トシテ大阪、媛路八師團ニ出張▲渡南以來
 新嘉坡、彼南ニテ開業▲馬來半島ペラ州トラクア
 ンソン。
 池田和助 南洋藥房主▲山口縣豐浦郡長府町五六
 八番地▲スマトラ島デビンテンギ。(電話一〇九)
 磯村勝 愛宕寫眞館主▲北海道虻田郡東俱知安三
 條通り東二丁目四番地▲明治二十五年八月廿七日
 生▲スマトラ島デリー州ロボク、バカム街。(電話
 四八)
 市川榮子 博愛堂醫院女醫▲明治四十二年六月東
 京女醫學校卒業▲爪哇スラバヤ市カタバン街同分
 院。(電話北一三三四)
 市川直太郎 博愛堂醫院主、高醫學士ドクトル▲
 明治三十三年大阪高等醫學校出身四十一年渡南同
 院開業▲分院爪哇スラバヤ市カタバン街、本院同
 市チャンテアン街。(電話北八八四)
 伊藤順章 人力車製造販賣業▲愛媛縣松山市外國

語學校出身▲明治三十四年釜山ニテ通關事務所創
 設經營七年ノ後伯父元太郎氏ニ讓リシベリヤニ
 往キ、鐵道工事受負▲日露役第一軍ノ通譯勤務戰
 後新嘉坡ニ人力車製造業開始。
 今泉甲子郎 今宮商店主美術雜貨商▲茨城縣新治
 郡高濱村▲明治四十三年二月開業▲スマトラ島ピ
 ンゼイ。
 石井功 南洋郵船株式會社爪哇出張員▲大阪府泉
 北郡伯太村大字伯太、士族明治二十二年五月廿九
 日生、▲神戸高等商業學校出身大正五年一月出張
 員在職▲爪哇スラバヤ市ジョゴドロク九號。(電話
 ズイド一五一四)
 伊藤岩太郎 富商會主▲玩具、雜貨、卸小賣商▲
 愛知縣名古屋市東區南外堀町▲新嘉坡ノースブリ
 ッチロード三六六號支店ノーストリート一號
 (理髮店)
 池田幸平 池田商店主、直輸出入並仲買業▲愛媛
 縣西宇和郡神松名村松明治二十年六月五日生▲大

正三年農商務省實業練習生在任大正四年同店開業
 ▲爪哇スラバヤ市ボンカラン街。(電話北七三三)
 今井勝喜 日本神農老藥房主▲福岡縣八女郡上妻
 村▲明治四十二年開業▲スマトラ島ピンゼイ。
 市岡勲介 友田合資會社新嘉坡支店支配人▲岐阜
 縣中津町▲明治四十三年慶應義塾理財科卒業▲
 (電話一七四二)
 今井伊勢治 今井商店主、雜貨商▲山口縣吉敷郡
 下宇野會村▲大正三年五月開業▲スマトラ島アチ
 ン州ランサ。
 J の 部
 城野昌三 日本商會主吳服雜貨商▲柔佛國「パセ
 ダンデキ」ニゴム栽培地ヲ有シ、尙ホ支店ヲ馬車街
 二號ニ設ク▲新嘉坡ノースブリッチロード。(電話
 一五二三)
 K の 部

在留人物一覽

古藤秀三 南洋日日新聞社長▲新嘉坡ウイクトリア街五十ノ二(電話一五八七)
 川口常吉 下菓子店主▲和歌山市餌差町十番地▲大正三年開業▲スマトラ島ペンテンギ。
 龜井才市 龜井理髮店主▲和歌山縣東牟婁郡宇久井村▲スマトラ島メダン市ジャランローヤル。
 柳本茂 柳本商店主、雜貨商兼營ホテル業▲福岡縣三潞郡大善寺▲スマトラ島メダン市。
 蔭山新五郎 蔭山寫真館主▲大阪市西區四貫島町▲馬來半島タムビン。
 神原源三郎 神原商店主、吳服美術雜貨商▲山形縣米澤市▲馬來半島コーランボ市サルタン街二十九號。
 川野種三郎 武士商行主、美術雜貨商▲福岡縣三潞郡青木村大字下青木▲支店一保市ラハトロード六十二號▲馬來半島ペラー一保市ヒューロ街第一二六號。
 小浦フジ ゴム栽培業▲和歌山縣和歌山市小松原

三丁目▲馬來半島ラサ。
 古賀兵太郎 ゴム栽培業▲馬來半島コーランボ市草野鶴藏 草野理髮店主▲明治四十四年開業▲馬來半島セラングール洲カラン市。
 河野倉治 コダク寫真館主、キサランホテル主▲福岡縣三潞郡青木村下青木▲スマトラ島アサハン州キサラン。
 栗原貢 ミカド寫真館主、寫真及雜貨商▲岡山縣淺口郡鴨方村▲大正四年一月開業▲スマトラ島アサハン州キサラン町。
 笠田直吉 ゴム栽培業熊本縣天草郡高濱村寛永四十年生▲一千八百八十七年(三十年前)渡南八十八年珈琲栽培、今ヨリ六年前ゴム栽培成功今日ニ至ル▲馬來半島セレンバンテミアン路十八號。
 小堀健造 小堀商店主和洋雜貨商▲兵庫縣神戸市橋通り三丁目十番地縣立第二中學四年修了後渡南コーランゴ市英語學校卒業▲馬來半島コーランボ市バトロード。

小岩井靖 醫學士九州大藥房醫院長▲長野縣小縣郡鹽尻▲大正三年福岡醫科大學卒業▲馬來半島スレンバン市。
 栗田榮 ゴム栽培業、寫真師▲香川縣高松市天神前士族明治九年八月十五日生▲馬來半島スレンバン市ポール街(電話八八番)
 海津幸一郎 乙宗商店新嘉坡支店支配人▲本店大阪市南區順慶町三丁目▲雜貨及南洋物産輸出入一般▲新嘉坡ラッフルスブレース一號(電話九〇五)
 久米庄三郎 ゴム栽培業▲長崎縣西彼杵郡日見村字網場▲馬來半島スレンバン市トミアン二十號。
 久保山虎次郎 南洋商行主貿易商▲福岡市博多仲間町十六番地▲明治四十一年早稻田商科出身▲馬來半島スレンバン市パールストリート一〇六號。
 木稻百太郎 ゴム栽培業▲福岡縣三井郡大橋村字蜷川▲馬來半島コーランボ市ステーションストリート第十號。
 上中太郎吉 上中商店主雜貨商▲長崎市大浦川上

ビナンロード一六〇號ニ支店ヲ有ス、彼南市セントラルストリート一七號。
 草野龜吉 理髮業、ゴム栽培業▲長崎縣南高來郡小濱町▲明治四十四年渡南理髮店開業▲馬來半島コーランボ市マライストリート六號。
 國松文次郎 敷島ホテル主▲神戸市生▲玉突、漁業等經營▲明治四十五年開業▲スマトラ島メダン市ルイテナンスウエグ街。
 小山芳松 小山芳松商店主▲雜貨、吳服、食料品商▲ジヨホール州バトロニゴム栽培地ヲ有ス▲新嘉坡マラバ街二八號。
 紅床長次郎 理髮、雜貨商▲山口縣玖珂郡賀見畑村▲大正五年一月開業▲スマトラ島シヤンタル。
 木下彌三郎 ゴム栽培業▲長崎縣南高來郡南有馬村▲ゴム栽培ニ從事シ其經營シタルゴム園ヲ賣却シ更ニ資本金十二萬八千弗を以テ獨力ニテゴム植林經營▲馬來半島セラングール州カラン市。
 川島淳三 川島商店主▲陶磁器及ガラス卸小賣商

▲愛知縣東春日井郡瀬戸町▲新嘉坡ノースブリック
チロード三一〇號。
木村義一 參天堂主、賣藥雜貨商▲新潟縣長岡市
大工町士族▲十二年臺灣ニ官吏在職大正三年渡南
同店開業▲爪哇スラバヤ市オンダアン。
龜井平一 清月堂、龜井商店主▲各種菓子製造販
賣、軍艦酒保用達業▲柔佛王國ベンガラニ支店
ヲ有ス▲新嘉坡ミッドルロード三四號。

Mの部

増本茂平 醫師巴生大日本醫院主陸軍三等軍醫正
八位▲山口縣熊毛郡佐賀村明治十二年五月生▲愛
知醫學專門學校卒業東京醫科大學第二回講習修業
▲馬來半島セランゴール州カラン市。
松森市松 グランドホテル主▲長崎市大浦五五
番戸▲明治四十年開業▲スマトラ島メダン市カン
トストリート百十九號。
松崎虎之助 松崎商店主雜貨商▲長崎市築町四十

二番戸▲スマトラ島メダン市。(電話二七二)
横田益雄 旭寫真館主、日本人會々長▲京都府、
相樂郡大河原村▲明治四十年開業▲スマトラ島メ
ダン市。(電話一二七)
每熊亮一 每熊寫真館主▲長崎市大正三年十月開
業▲スマトラ島メダボ市。
松尾友一 ゴム栽培、雜貨商▲佐賀縣藤津郡吉田
村明治十八年三月十五日生▲馬來半島ペラ州タイ
ピン。
森谷隆平 森谷洋行、雜貨食料商▲佐賀縣東松浦
郡濱崎村▲明治四十二年開業▲馬來半島ペラ州一
保市ヒューロー街第九四號。
宮崎廣造 宮崎寫真館主▲熊本縣天草郡御飲村字
大島▲馬來半島コラン市グタン。
松田茂平 齒科醫▲愛媛縣喜多郡相生村▲一九一
一年クワンタン地方ニテ齒科開業、大正二年十二
月セランゴール州カラン市ニ移リ開業▲馬來半島
カラン市ステーションストリート二十一號。

森川又五郎 ゴム栽培、雜貨商▲長崎縣南高來郡
大三東村▲明治四十二年ゴム栽培ニ着手▲馬來半
島コラクボ、ジャランハスベター一八號。
松田三次郎 ゴム栽培業、雜貨商▲長崎縣平民、
安政六年正月五日生▲馬來半島コラ、ランボ市
ステーションストリート第一號。
松浦武雄 醫學士、日本人會々長▲明治四十一年
京都大學醫科卒業、内科一年實地研究同大學ノ推
選ニテ大正三年渡南博愛堂醫院々長在職爪哇スラ
バヤ市。
宮下誠藏 日本郵船會社新嘉坡出張員▲新嘉坡ラ
フスチャンパス。(電話八五〇)
丸山徳次郎 丸山商店主ビール及食料品商▲福岡
縣喜久郡小倉▲彼南市ビナンロード百六十八號。
又吉武俊 又吉兄弟商店主、バナマ帽子製造及理
髮業▲沖繩縣島尻郡粟國村五十番地▲大正五年開
業▲爪哇ソロー市。
宮畑清一 大和寫真館主▲廣島縣豊田郡南方村三

十七番地明治二十年四月六日生▲大正二年開業▲
スマトラ島バレンバン市。(電話一六七)
松井實 臺灣銀行スマラン出張所長▲大正五年十
月十六日同出張所ノ開設ト共ニ新嘉坡支店ヨリ派
遣在職▲爪哇スマラン市ガンブツセン。(電話六二
九)
松島政太郎 日蘭貿易合資會社スマラン支店支配
人▲爪哇スマラン市。(電話六五九)
松本幹之亮 高等官六、從六、勳五バタバヤ領事
▲明治八年一月茨城縣水戸市生▲三十一年四月任
外務書記生廈門在勤、三十三年十月上海三十五年
三月オデッサ四十年三月白耳義國在勤四十二年任
副領事蘇州在勤、大正二年四月天津在勤三年六月
芝罘在勤▲四年十月任領事現任。
水町政市 ランサホテル主▲佐賀市、明治三十五
年臺灣ニ醫務視察ノ爲メ渡來夫レヨリ渡南在住六
年スマトラ島アチン州ランサ。
村上亮治郎 村上商店主愛知縣海部郡七寶村大字

鯉橋▲雜貨及印刷業▲新嘉坡ノースブリッチコロ
ド。(電話一八五六)
宮口竹三郎 宮口理髮店主▲長崎市大浦▲明治四
十四年開業、支店メダン市ケサワン街二十二號▲
スマトラ島メダン市オードマーケット十二號。
水田國藏 太陽館ホテル主人▲長崎市東山町▲新
嘉坡ウラターロード一二一號。

N の部

野呂隆三郎 三井物産會社スマラン出張所首席▲
和歌山縣、明治三十七年名古屋商業學校出身三十
七年七月三井物産會社入社、前任スマラバヤ出張所
首席▲爪哇スマラン市。
中島忠七 中島商店主、雜貨珈琲店▲佐賀縣西松
浦郡松浦村▲四十二年開業▲馬來半島ポートスイ
ツランハム港。
長田利明 齒科醫▲福岡郡企救郡東郷村▲彼南市
ゼンヨツブ街第四號。

中島兼吉 理髮業雜貨商▲長崎市▲スマトラ島メ
ダン市。
夏德雄 ゴム栽培▲熊本縣天草郡高濱村▲馬來半
島コーランボ市。
中島定一 中島商店主、齒科醫▲佐賀縣西松浦郡
有田町▲大正三年開業▲爪哇スマラバヤ市チャンテ
アン。
則松稻太郎 亞細亞商行主、日本雜貨及艦船御用
達商▲福岡縣朝倉郡安川村▲彼南市ビナンロード
百七十八號。
野尻啓藏 加藤商會新嘉坡支店主任▲新嘉坡ロビ
ンソンロード一〇〇ノ一號。(電話一四三三)
中島茂四郎 寫真業、雜貨商、ゴム栽培▲埼玉縣
大里郡寄居町末野▲明治三十六年渡清、三十九年
渡南、開業、支店カラン▲馬來半島コーランボ市
ハイストリート二三五、三三九號。(電話二〇八)
新谷新造 齒科醫▲三重縣度會郡南海村大字相賀
浦明治十六年四月生▲新嘉坡ノースブリッチコロ

ド三八四號。

野口賢三 野口商會主雜貨商▲大阪市出身明治十
三年二月二十二日▲明治四十四年開業▲比律賓マ
ニラ市サンバロツク、マンリツキ街。(電話七五二)
長野牧太 長野商店主、雜貨、靴製造販賣▲大分
縣大野郡戸上村▲明治三十七年渡南、爪哇ニ入り
雜貨業ヲ營ミ、四十一年七月類焼ノ爲メ多大ノ損
害ヲ受ケシガ奮闘今日ニ至ル▲五年前靴製造業ヲ
ホスキー州ゼムベル市ニ開キ一九一六年九月支店
ヲスマラバヤニ設ク横濱、神戸市ニ仕入部ヲ置ク▲
爪哇スマラバヤ市アロンアロンチョントン本店(電
話四〇)(支店電話北一五四五)
生木久三郎 生木齒科醫院主▲大分縣下毛郡東城
井村▲スマトラ島メダン市。
永井幸太郎 永井寫真館主▲長崎市紺屋町大正三
年開業▲スマトラ島メダン市ウキヘミナ街二十一
號。
布井彌五郎 長井嶺新嘉坡支店支配人▲美術雜貨

在留人物一覽

建築材料輸出入業▲新嘉坡ハイストリート。(電話
三一九)
長野實隆 大和商會主▲鹿兒島縣ノ産、父君實義
氏ノ一九一五年死後其後ヲ繼ギ、輸出入業ノ外艦
船用具食料品等ヲ艦船ニ賣込ミ、ゴム栽培業ニ從
事ス▲新嘉坡ハイストリート四一號。(電話四三二)
西堀由太郎 福島洋行スマラバヤ支店支配人▲本店
大阪市北區西野田今岡町▲爪哇スマラバヤ市。(電話
二四九、八九六、北)
西島正信 まる二商店主▲美術雜貨輸出入業▲新
嘉坡ハイストリート十號。
中松平 怡昌公司主任▲石鹼製造卸業▲新嘉坡ク
インストリート一號。(電話一七四三)
野川榮次郎 東郷藥店主▲和歌山縣西牟婁郡和深
村▲大正三年開業▲スマトラ島バンカンランブラン
ダン。
中田新吉 中田商店主雜貨及賣藥商▲和歌山縣大
正三年五月開業▲スマトラ島バンカンランブランダ

中山晉 三井物産會社新嘉坡支店長▲明治三十年東京高等商業學校卒業▲香港、マニラ、橫濱、天津諸店ヲ經テ大正四年新嘉坡支店長任務。
 奈良守太郎 奈良寫真館主▲長崎市大浦町▲日英博覽會開設ノ當時英國に留學寫真術開業▲馬來半島ペラ市一保市ヘール街第二號。

〇の部

大塚伸次郎 橫濱正金銀行新嘉坡出張所主任。
 大平源司 大平洋服店主▲新潟縣東魚沼郡伊米ヶ崎村干溝▲新嘉坡ノースブリッチロード三五二號。
 大谷兼太郎 大野公司主任▲大阪市東區北久寶寺町四ノ九一▲人力車製造販賣、ゴム山用器具販賣業▲新嘉坡ノースブリッチロード七四號。(電話一六九二)
 緒方重治 日の出寫真館主▲長崎縣南高來郡神代

士族明治二十四年八月八日生▲スマトラ島テピンテンギ。(電話一四四)
 小野寺牧夫 小野寺洋行主、雜貨商▲大正五年七月櫻井四郎氏ト同行開業▲爪哇チエリボ市カラングタス街。
 大西快三 大西藥房主、眼鏡化粧品雜貨商▲山口縣萩町濱崎本町明治十六年六月十七日生▲スマトラ島デリー州バカム。

小川房 日本ホテル主雜貨兼營▲スマトラ島デリー州ロボクバカム街。
 岡村一雄 齒科醫▲熊本縣天草郡佐伊津村▲馬來半島コランボ市ロージャヤ街六一號。
 岡庭喜三治 日光寫真館主▲新潟縣高田市柳形町十六番地▲彼南市ビナンロード二十一號。
 尾崎龜吉 尾崎寫真館主▲大阪府大正一年一月開業▲スマトラ島シヤンタル。(電話一二)
 小笠原長彦 小笠原商店主雜貨商▲佐賀縣東松浦郡唐津町大字唐津、二百八十一番地▲新嘉坡ノ外

Sの部

ニ支店ヲ蘭領バタム島、柔佛州ラヤンラヤンノニヶ所ニ有ス▲新嘉街ウキクトリヤ街六十二號。
 小畑丹造 日本藥房主、蘭政廳囑託、日本人入國取調委員▲廣島市明治十三年生▲明治四十三年渡南新嘉坡、スレンバンニテ醫院、藥局開業大正三年ブラソン港ニ移リ開業▲スマトラ島ブラソン港。
 大貫公光 醫師、栽培業▲神奈川縣平民明治二十二年三月生▲明治四十二年日本醫學學校卒業、醫科大學、東京杏雲堂病院、東京樂山堂病院等ニテ實地研究、四十四年新嘉坡日英病院長新嘉坡養生園長等經スレンバン市大貫醫院及ゴム栽培經營▲馬來半島スレンバン市マーケットストリート十號。
 大貫仙子 女醫大貫分院主任▲明治四十二年六月東京女醫學學校卒業、四十三年五月醫術開業實地試驗及第四十五年帝國傳染病研究所卒業、四十三年五月醫師免許證明下附、大正元年京都醫科大學ニテ實地研究、大正二年十二月大貫醫院副院長勤務▲馬來半島コランボ市ハイストリート。

清水滋弘 丸せ商店主、吳服雜貨商▲熊本縣球摩郡湯前村染田▲馬來半島ペラ州タイピン。
 坂井伊代松 坂井旅館主、雜貨兼業▲福岡縣三池郡大牟田町新地▲馬來半島ペラ州タイピン。
 庄司半藏 庄司商店主▲和歌山縣日高郡三尾村▲新嘉坡ノースブリッチロード三五四號。(電話一四五二)
 末松末松 末松商店主美術雜貨商▲福岡市外樋井川村▲明治四十四年渡來▲馬來半島コランボバトロード二一四號。
 隅田龜吉 隅田商店主雜貨商▲廣島縣尾ノ道市向ヒ島西村字川尻▲スマトラ島アサハン州タンジョンパレー。
 杉山延太郎 雜貨商、ゴム栽培業▲東京市神田區小柳町三十五番地▲馬來半島ラサ。
 關常太郎 關商店主鼈甲細工業▲長崎市油屋町二

十三番地▲大正四年開業▲スマトラ島メダ市。
坂田彰 丸▲商店主、吳服雜貨樂器商▲備後國深
安郡深津村▲新嘉坡ノースブリットロード四一五
號。

島田チホ 島田商店主雜貨商▲長崎縣南高來郡口
元津村▲大正三年開業▲スマトラ島バレンバン市
關清吉 せきホテル主▲十數年前マニラニ渡來一
九一一年ホテル開業、今日ニ至ル▲マニラ市キャ
ブ區ヒダルコ街。(電話四五〇九)

杉村恆造 高等官六、正七勳五、マニラ領事▲明
治六年鳥取市ニ生ル▲二十八年七月東京法學院卒
業二十九年三月任外務屬三十二年六月任外務書記
生タウンズグキール在勤三十八年五月オタワ在勤
四十二年七月任副領事杭州在勤▲四十三年九月現
任。

佐々木法幢 佐々木寫真館主▲石川縣江沼郡橋立
村字橋立、明治十七年七月生▲明治三十五年京都
玄鹿館ニテ寫真術研究▲大正三年同館開業▲爪哇

バタビヤ市ウエルトフレデン。(電話二六八八ウエ
ルトフレデン)

佐竹逸藏 醫師日本醫院主▲長野縣下伊那郡伊賀
良村▲明治三十八年千葉醫學專門學校卒業、橫濱
病院其他ニテ實地研究十年前渡南開業▲馬來半島
コーランボ市ペタリング街。

佐藤範次郎 長久貿易商會主、雜貨吳服商▲長崎
縣南高來郡島原町▲明治四十三年渡南開業、コー
ラクボニ支店ヲ有ス▲馬來半島コーランボ市ステ
ーション街第十六號。

佐藤源次郎 雜貨商、齒科醫日本商店主▲巖手縣
紫波郡彦部村▲馬來半島ベラ州タイピン。

佐々木徳三郎 醫師、ゴム栽培業▲馬來半島スレ
ンバン市。

關根四男司 野村洋行主任、雜貨商及理髮業▲群
馬縣新田郡寶泉村大字下田島九番地、明治二十二
年七月生▲爪哇ジョクジャ市ワスロデラゲン街
(電話三七七)

澤部磨礎男 富士洋行主、雜貨商▲東京市淺草區
榮久町二十八番地土族明治十二年三月十四日生▲
開業九年前▲爪哇ジャクジャ。(電話二六二)

T の 部

田崎四郎 菅原公司支配人▲新嘉坡ノースブリッ
チロード三三三二號。(電話一三三三)

田川森太郎 田川商店主、輸出入業▲長崎縣茂木
郡茂木村▲明治二十三年比島ニ渡リ鐵道工事等ニ
従事シ大ニ資財ヲ得後明治二十七年ヨリ貿易業ニ
専心今日ニ至ル▲本店ヲマニラニ置キ支店ヲ神戸
三ノ宮町一丁目ニ設ク▲比律賓マニラ市。(電話八
四)

田尻才六 田本商店經營、華民保護局新嘉坡郵便
局譯官▲熊本縣天草郡坂瀬川村明治三十一年新嘉
坡英支學校卒業▲新嘉坡ノースブリットロード三
五一號。(電話四一一)

田中末五郎 田中ホテル、田中商店主▲長崎縣南

高來郡山田村▲彼南市チユリアストリート。(電話
六七九)

田島平一 土木受負業▲長崎市大浦東山手町百六
番地▲元工兵曹長、明治三十四年三月以來日本内
地ニテ土木受負業ヲ營ミ、一九一四年三月以來半
島ニテ土木受負開始政廳ノ御用ヲ命ゼラル▲馬來
半島コーランボ市バーチロード三十五號。

高橋新治 高等官六、正七勳六、香港總領事代理
▲明治七年六月福岡縣上毛郡唐原村生▲三十年五
月任領事館書記生元山在勤三十四年六月芝罘在勤
三十七年紐育在勤四十二年九月天津在勤四十三
年十月任副領事天津在勤大正二年四月漢口在勤▲三
年十二月任領事五月現任。

高橋乙吉 ゴム栽培業▲福岡市博多町▲明治二十
三年渡南▲馬來半島コーランボ市。

高江仲太郎 有馬洋行支配人▲直輸出入業、行主
有馬彦吉氏▲スラバヤ市。(電話北七四八)

高橋保 高橋商店主、美術雜貨商▲長崎市酒屋町